

令和2年度第2回弘前市地域包括支援  
センター運営協議会会議資料

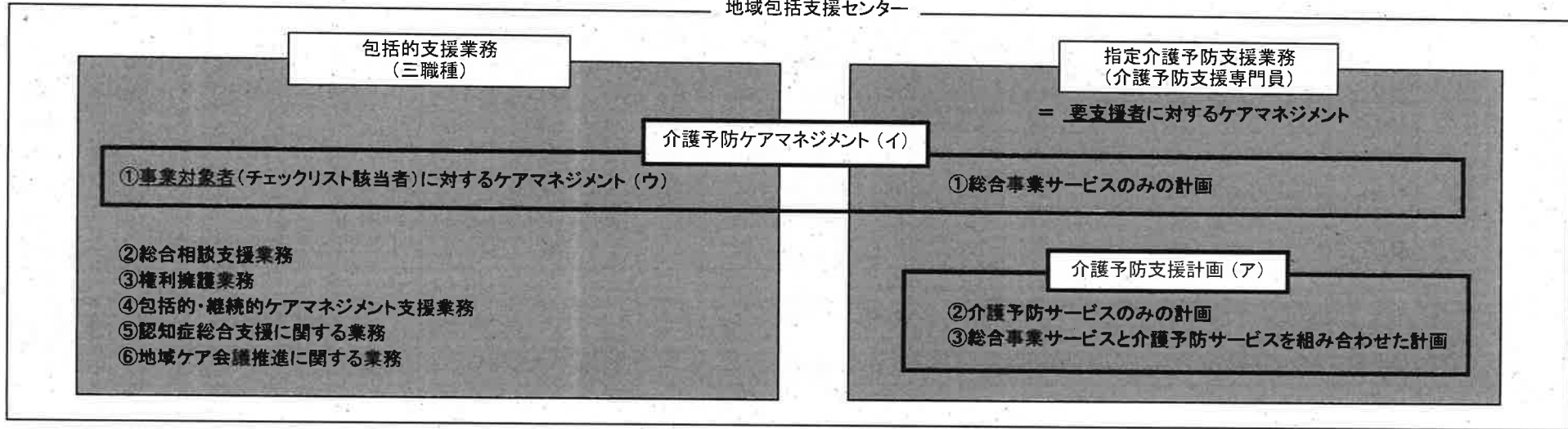
日時：令和2年12月7日（月）午後1時

場所：弘前市立観光館1階 多目的ホール

# 令和2年度上半期の実績報告について

地域包括支援センター業務概略図

地域包括支援センター



## 1. ケアマネジメントの実績

### ア 介護予防支援計画の実績

※介護予防支援計画とは…要支援者に対する支援計画のうち、介護予防サービス(通所リハ、訪問看護、福祉用具の貸与等)の利用も計画されているもの。

(単位:件)

地域包括支援センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上期計(のべ件数)	
	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)
第一	105	(27)	16	105	(25)	14	104	(22)	13	106	(24)	14	111	(24)	14	108	(23)	14	639	(145)
第二	127	(24)	12	120	(19)	11	118	(17)	11	120	(18)	10	114	(17)	11	116	(19)	11	715	(114)
第三	145	(40)	20	147	(38)	20	159	(39)	19	156	(39)	20	153	(38)	21	154	(37)	18	914	(231)
東部	68	(37)	20	67	(35)	19	71	(38)	19	73	(38)	20	74	(41)	19	72	(38)	19	425	(227)
西部	54	(6)	2	55	(6)	2	56	(6)	2	60	(8)	2	63	(7)	2	58	(6)	2	346	(39)
南部	160	(48)	18	156	(50)	20	160	(52)	21	156	(49)	21	162	(54)	21	164	(52)	20	958	(305)
北部	83	(18)	9	84	(20)	9	85	(18)	9	87	(18)	9	87	(17)	9	82	(17)	9	508	(108)
合計	742	(200)		734	(193)		753	(192)		758	(194)		764	(198)		754	(192)		4,505	(1,169)

イ 介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントとは…事業対象者に対する支援計画及び、要支援者に対する支援計画のうち総合事業サービスのみ計画されているもの。

(単位:件)

地域包括支援センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上期計(のべ件数)	
	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)	委託した居宅介護支援事業所数	プラン件数	(うち委託件数)
第一	348	(46)	12	340	(50)	13	373	(46)	12	380	(46)	8	378	(45)	11	378	(43)	11	2,197	(276)
第二	221	(18)	14	212	(17)	14	231	(22)	14	234	(22)	16	236	(22)	16	242	(22)	16	1,376	(123)
第三	459	(68)	25	451	(64)	24	463	(62)	25	456	(59)	25	469	(64)	25	464	(60)	21	2,762	(377)
東部	217	(77)	26	210	(71)	26	226	(77)	26	225	(78)	26	221	(75)	26	217	(75)	23	1,316	(453)
西部	152	(9)	3	145	(9)	3	146	(9)	3	149	(10)	4	136	(9)	3	145	(9)	4	873	(55)
南部	408	(66)	18	402	(67)	18	427	(66)	19	444	(70)	20	435	(64)	19	439	(70)	20	2,555	(403)
北部	220	(22)	12	182	(21)	11	226	(23)	13	224	(24)	13	222	(23)	13	218	(22)	13	1,292	(135)
合計	2,025	(306)		1,942	(299)		2,092	(305)		2,112	(309)		2,097	(302)		2,103	(301)		12,371	(1,822)

ウ 包括的支援業務における介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントのうち、事業対象者に対する支援計画(三職種による支援計画)

(単位:件) (単位:件)

地域包括支援センター名	4月分			5月分			6月分			7月分			8月分			9月分			上期計(のべ件数)			三職種1人当たりの担当件数(件/月)
	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	プラン件数	(うち委託件数)	(うち新規対象者)	
第一	167	(0)	(9)	159	(0)	(3)	178	(0)	(7)	187	(0)	(11)	187	(0)	(5)	186	(0)	(2)	1,064	(0)	(37)	44.3
第二	93	(0)	(1)	95	(0)	(3)	101	(0)	(3)	100	(0)	(1)	93	(0)	(1)	100	(0)	(4)	582	(0)	(13)	24.3
第三	191	(3)	(9)	186	(3)	(5)	200	(3)	(13)	200	(4)	(9)	197	(4)	(8)	197	(4)	(10)	1,171	(21)	(54)	32.5
東部	107	(2)	(5)	106	(2)	(2)	113	(1)	(3)	109	(1)	(2)	110	(1)	(4)	107	(1)	(2)	652	(8)	(18)	27.2
西部	54	(0)	(1)	52	(0)	(1)	54	(0)	(6)	57	(0)	(1)	48	(0)	(0)	51	(0)	(0)	316	(0)	(9)	13.2
南部	160	(4)	(15)	163	(3)	(9)	178	(4)	(8)	192	(4)	(16)	187	(4)	(6)	191	(5)	(4)	1,071	(24)	(58)	25.5
北部	109	(0)	(2)	94	(0)	(3)	108	(0)	(3)	112	(0)	(4)	105	(0)	(0)	100	(0)	(0)	628	(0)	(12)	26.2
合計	881	(9)	(42)	855	(8)	(26)	932	(8)	(43)	957	(9)	(44)	927	(9)	(24)	932	(10)	(22)	5,484	(53)	(201)	27.7

2. 訪問型サービス(第1号訪問事業)及び通所型サービス(第1号通所事業)の紹介率最高法人に関する実績

上段：紹介率最高法人の件数 / 全件数

中段：紹介率最高法人のケアプラン割合

下段：紹介率最高法人名

地域包括支援センター名 (法人名)	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分	
	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス	訪問型サービス	通所型サービス
第一	24/147 16.3%	65/282 23.0%	26/142 18.3%	66/281 23.5%	28/141 19.9%	79/316 25.0%	27/142 19.0%	80/323 24.8%	28/146 19.2%	78/322 24.2%	26/144 18.1%	75/325 23.1%
(津軽保健生活協同組合)	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発
第二	21/91 23.1%	31/179 17.3%	20/89 22.5%	32/174 18.4%	21/91 23.1%	35/190 18.4%	21/85 24.7%	38/196 19.4%	21/85 24.7%	39/193 20.2%	22/87 25.3%	44/202 21.8%
(弘前豊徳会)	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発	(株) ケアライフ青森	(株) 日本健康開発
第三	38/257 14.8%	48/352 13.6%	35/247 14.2%	44/351 12.5%	34/249 13.7%	47/351 13.4%	32/240 13.3%	48/377 12.7%	32/248 12.9%	47/379 12.4%	32/252 12.7%	51/389 13.1%
(愛成会)	(有) ケアサービス弘前	(医) 弘愛会	(有) ケアサービス弘前	(医) 弘愛会	(有) ケアサービス弘前	(医) 弘愛会	(有) ケアサービス弘前	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会	(社) 愛成会	(医) 弘愛会
東部	14/64 21.9%	28/209 13.4%	14/62 22.6%	27/199 13.6%	15/66 22.7%	28/219 12.8%	16/67 23.9%	28/215 13.0%	17/66 25.8%	28/213 13.1%	17/65 26.2%	29/207 14.0%
(一葉会)	(社) 桃仁会	(社) 緑風会	(社) 桃仁会	(社) 緑風会	(社) 桃仁会	(医) 弘愛会	(社) 桃仁会	(医) 弘愛会	(社) 桃仁会	(医) 弘愛会	(社) 桃仁会	(医) 弘愛会
西部	10/26 38.5%	76/150 50.7%	10/25 40.0%	71/142 50.0%	10/23 43.5%	69/145 47.6%	10/23 43.5%	68/149 45.6%	9/22 40.9%	58/132 43.9%	9/22 40.9%	60/140 42.9%
(嶽陽会)	(医) 仙知会	(社) 嶽陽会	(医) 仙知会	(社) 嶽陽会	(医) 仙知会	(社) 嶽陽会	(医) 仙知会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(社) 嶽陽会	(医) 仙知会	(社) 嶽陽会
南部	23/124 18.5%	49/374 13.1%	27/126 21.4%	47/362 13.0%	31/131 23.7%	48/389 12.3%	34/137 24.8%	52/406 12.8%	34/137 24.8%	51/411 12.4%	33/140 23.6%	51/409 12.5%
(博陽会)	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会	(社) 博陽会	(医) 弘愛会
北部	5/21 23.8%	62/234 26.5%	3/18 16.7%	65/191 34.0%	4/19 21.1%	65/225 28.9%	4/21 19.0%	73/243 30.0%	4/20 20.0%	69/232 29.7%	4/23 17.4%	69/230 30.0%
(七峰会)	(社) 七峰会	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会	(株) 大与	(社) つがる三和会

※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

市内居宅介護支援事業所一覧(R2. 11. 1現在)

事業所名	所在地
愛成居宅介護支援事業所	豊原1丁目1-2
居宅介護支援事業所あおいもり	茂森町14-5
介護老人保健施設 ヴィラ弘前	岩賀2丁目12-11
居宅介護支援事業所 ウエルパーク	福田字巻屋25-8
うめむら	石渡1丁目1-6
エコール居宅介護支援センター	駅前町10-6
M&Cサービスステーション	福村字新館添22-2
居宅介護支援事業所 えんむすび	狼森字天王23-15
おうよう園介護相談センター	山崎3丁目6-1
鷹揚郷弘前介護支援事業所	小沢字山崎90
オリーブ居宅介護支援事業所	鷹匠町16-1
可なう介護	末広2丁目5-10
居宅介護支援事業所「きずな」	高崎2丁目7-7
草薙居宅介護支援事業所	大森字勝山278-18
居宅介護支援事業所くんぶうしゃ	代官町86
ケアサービスハロー	南富田町11-1
ケアサービス弘前指定居宅介護支援事業所	品川町155-2
(有)ケアサポートかがやき	野田1丁目4-16
ケアセンター弘前介護保険サービス事業センター	山崎1丁目3-7
ケアプランセンター 結	松原東1丁目1-5 マジックアルカディア103号室
ケアプランセンター早稲田	早稲田3丁目11-11
(株)ケアライフ青森弘前営業所	神田2丁目6-1
津軽保健生活協同組合 健生介護センター虹居宅介護支援事業所	湯口字一ノ細川51-5
津軽保健生活協同組合 健生病院	扇町2丁目2-2
津軽保健生活協同組合 健生訪問看護ステーションたまち	向外瀬字豊田292-1
幸陽荘居宅介護支援事業所	清野袋字岡部433-1
ことぶき荘居宅介護支援事業所	福村字早稲田27-1
サンアップル居宅介護支援センター	高杉字尾上山350
サンケアネット弘前指定居宅介護支援事業所	大町2丁目10-13
山郷館居宅介護支援センター	百沢字東岩木山2628
居宅介護支援事業 サンタハウス弘前	大川字中桜川18-10
居宅介護支援事業センター サン・フラワー	向外瀬字豊田320-1
サンワ訪問ステーション	清水3丁目1-15
居宅介護支援事業所寿楽	城東中央1丁目2-10
居宅介護支援事業所 城西	茜町2丁目1-18
城東居宅介護支援センター	城東中央4丁目1-4
伸栄会	泉野3丁目16-5
医療法人仙知会 居宅介護支援事業所	高屋字本宮480-4
草薙居宅介護支援事業所	城東2丁目2-6
(株)大与居宅介護支援事業所	高屋字本宮480-4

事業所名	所在地
居宅介護支援事業所 高館山温泉	五代字沼田13-5
居宅介護支援事業所ちとせ	千年3丁目1-8
長慶苑ケアプランセンター	坂市字亀田53-3
(有)つるかめケアセンター	門外4丁目5-12
鳥井野荘居宅介護支援センター	鳥井野字長田265
居宅介護支援事業所なごみの里ひろさき	三和字川合59-16
ニチイケアセンター弘前	城東中央5丁目4-1
ハーベスト居宅介護支援事業所	川先4丁目3-31
居宅介護支援事業所 パインハウス城南	原ヶ平字山元118-1
居宅介護支援事業所 パインハウス弘前	国吉字坂本138-10
白寿園居宅介護支援事業所	大沢字稲元1-13
バンドーウエルフェアグループ(株)ケアプランセンターバンドー	西城北2丁目6-3
バンドー介護サポート(株)ケアプランセンター弘前	西城北2丁目3-4
居宅介護支援事業所ひなたスマイル	青山2丁目1-2
居宅介護支援事業所 ピノカーサ岩木	五代字田屋敷240-1
ひのき居宅介護支援センター	取上4丁目5-2
居宅介護支援事業センターひばり	藤代字広田131番地1
居宅介護支援事業所日和	葛原字大柳167-1
弘前介護相談センター	文京町18-2
特別養護老人ホーム 弘前大清水ホーム	清原4丁目9-2
弘前市医師会居宅介護支援事業所	野田2丁目7-1
居宅介護支援事業所 弘前リハビリセンター	高田1丁目10-7
居宅介護支援事業所ファルマ	北横町19-1
ふくしの窓口弘前	宮園3丁目2-54
居宅介護支援事業所 ふれあい温泉	旭ヶ丘2丁目6-4
フレディ居宅介護支援事業所	百石町49-11
訪問看護ステーション ふれあい	八幡町3丁目1-1
居宅介護支援事業所北斗桜ヶ丘	桜ヶ丘4丁目1-5
訪問看護ステーション ほのか	泉野5丁目6-7
居宅介護支援事業所ポム	山崎1丁目4-2
ほりこし介護福祉センター	堀越字柳田1-16
松森ケアプランセンター	松森町53-2
居宅介護支援センターみのり	五所字里見124
居宅介護支援事業所ゆとり	高屋字本宮519-1
ライフIWAKI	賀田字大浦30-2
ライフスマイル弘前	桔梗野5丁目1-13
(財)黎明郷 弘前脳卒中・リハビリテーションセンター	扇町1丁目2-1
居宅介護支援事業所 レジエロ	中野5丁目25-1
ろうかつプランセンター	中野5丁目8-13
(有)ヘルパーステーション わ	取上5丁目7-40

# 令和2年度包括的支援事業上半期実績

## 【相談件数】

( )内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口 R2.9.30現在	高齢者数、高齢化率 R2.9.30現在	65歳以上 単身世帯数 R2.9.30現在	来所		電話		その他		R2年度上半期計		H31年度上半期計	
				実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	26,699	8,153 (30.5%)	2,748	68 (17)	83 (21)	180 (50)	216 (68)	9 (4)	11 (4)	257 (71)	310 (93)	234 (44)	278 (58)
第二	19,296	6,589 (34.1%)	2,088	25 (11)	28 (11)	117 (31)	121 (35)	0 (0)	0 (0)	142 (42)	149 (46)	171 (55)	185 (63)
第三	31,250	10,346 (33.1%)	4,085	28 (13)	29 (13)	268 (126)	279 (134)	4 (1)	4 (1)	300 (140)	312 (148)	325 (127)	344 (135)
東部	29,281	7,083 (24.2%)	2,318	25 (8)	30 (11)	203 (68)	253 (85)	2 (2)	2 (2)	230 (78)	285 (98)	222 (65)	279 (90)
西部	11,916	4,198 (35.2%)	1,108	27 (7)	35 (7)	88 (20)	115 (32)	4 (1)	4 (1)	119 (28)	154 (40)	106 (21)	123 (28)
南部	36,782	13,088 (35.6%)	3,880	15 (3)	22 (5)	256 (75)	263 (80)	24 (7)	25 (8)	295 (85)	310 (93)	318 (94)	337 (101)
北部	13,586	5,183 (38.1%)	1,421	39 (9)	40 (9)	115 (27)	139 (36)	5 (2)	6 (2)	159 (38)	185 (47)	157 (18)	171 (20)
合計	168,810	54,640 (32.4%)	17,648	227 (68)	267 (77)	1,227 (397)	1,386 (470)	48 (17)	52 (18)	1,502 (482)	1,705 (565)	1,533 (424)	1,717 (495)
延べ数の構成比(%)					15.7%		81.3%		3.0%		100%		

## 【相談者の区分】

( )内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	本人		家族		介護支援専門員		介護サービス事業所職員		関係機関		その他		R2年度上半期計		H31年度上半期計	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	30 (14)	44 (23)	95 (18)	111 (22)	32 (3)	39 (5)	15 (5)	16 (5)	70 (28)	82 (35)	15 (3)	18 (3)	257 (71)	310 (93)	234 (44)	278 (58)
第二	11 (2)	12 (3)	50 (14)	54 (15)	22 (10)	24 (12)	10 (1)	10 (1)	45 (13)	45 (13)	4 (2)	4 (2)	142 (42)	149 (46)	171 (55)	185 (63)
第三	39 (23)	39 (23)	89 (20)	94 (22)	38 (16)	38 (16)	24 (14)	25 (15)	106 (65)	112 (70)	4 (2)	4 (2)	300 (140)	312 (148)	325 (127)	344 (135)
東部	26 (14)	37 (20)	85 (14)	114 (21)	16 (4)	17 (5)	18 (8)	20 (8)	75 (32)	87 (38)	10 (6)	10 (6)	230 (78)	285 (98)	222 (65)	279 (90)
西部	8 (2)	10 (2)	54 (8)	67 (9)	8 (4)	10 (5)	7 (2)	14 (9)	34 (10)	44 (13)	8 (2)	9 (2)	119 (28)	154 (40)	106 (21)	123 (28)
南部	28 (9)	29 (9)	136 (28)	146 (33)	21 (3)	21 (3)	10 (3)	10 (3)	87 (35)	91 (38)	13 (7)	13 (7)	295 (85)	310 (93)	318 (94)	337 (101)
北部	14 (7)	15 (8)	63 (6)	73 (9)	25 (4)	29 (4)	12 (2)	14 (4)	36 (15)	43 (18)	9 (4)	11 (4)	159 (38)	185 (47)	157 (18)	171 (20)
合計	156 (71)	186 (88)	572 (108)	659 (131)	162 (44)	178 (50)	96 (35)	109 (45)	453 (198)	504 (225)	63 (26)	69 (26)	1,502 (482)	1,705 (565)	1,533 (424)	1,717 (495)
延べ数の構成比(%)		10.9%		38.7%		10.4%		6.4%		29.6%		4.0%		100%		

【相談内容】(延べ数) ( )内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括 支援セン ター	介護の方法 介護用品 介護機器	介護保険 制度	保健 医療 福祉	認知症 関係	権利擁護					介護者の 離職防止	その他	R2年度 上半期計	H31年度 上半期計		
					高齢者虐待 ※網掛け=事例数		成年後見制度 ※網掛け=事例数		措置支援					困難事例 対応	消費者被害
第一	7 (2)	209 (54)	111 (41)	60 (15)	6	6 (2)	4	4 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (3)	404 (117)	316 (66)
第二	2 (1)	113 (30)	21 (9)	16 (2)	2	2 (0)	5	5 (5)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	160 (48)	191 (66)
第三	3 (2)	238 (105)	50 (29)	49 (22)	5	5 (1)	1	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	347 (161)	358 (145)
東部	10 (2)	125 (36)	89 (37)	46 (19)	6	6 (2)	3	10 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	2 (1)	290 (101)	285 (91)
西部	15 (1)	89 (16)	18 (6)	32 (7)	2	2 (0)	3	3 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (9)	176 (41)	144 (29)
南部	2 (1)	231 (58)	12 (5)	18 (8)	7	7 (0)	5	5 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	33 (17)	310 (93)	338 (101)
北部	3 (1)	96 (15)	41 (14)	17 (4)	2	2 (0)	6	8 (3)	0 (0)	2 (0)	1 (1)	0 (0)	19 (10)	189 (48)	178 (21)
合計	42 (10)	1,101 (314)	342 (141)	238 (77)	30	30 (5)	27	36 (16)	0 (0)	7 (3)	3 (2)	1 (1)	76 (40)	1,876 (609)	1,810 (519)
構成比(%)	2.2%	58.7%	18.2%	12.7%	1.6%		1.9%		0.0%	0.4%	0.2%	0.1%	4.1%	100%	

【訪問件数】 ( )内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括 支援セン ター	人口 R2.9.30現在	高齢者数、高齢化率 R2.9.30現在	実態把握		総合事業の対象者		支援を要する高齢者		R2年度上半期合計		H31年度上半期計	
			実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	26,699	8,153 (30.5%)	170 (61)	170 (61)	94 (28)	222 (61)	27 (4)	97 (34)	291 (93)	489 (156)	366 (102)	505 (160)
第二	19,296	6,589 (34.1%)	146 (29)	146 (29)	109 (37)	208 (70)	76 (28)	137 (52)	331 (94)	491 (151)	333 (107)	476 (167)
第三	31,250	10,346 (33.1%)	103 (54)	103 (54)	159 (70)	673 (353)	165 (84)	570 (342)	427 (208)	1,346 (749)	458 (211)	1499 (669)
東部	29,281	7,083 (24.2%)	82 (20)	82 (20)	99 (36)	202 (72)	115 (36)	215 (81)	296 (92)	499 (173)	211 (55)	337 (102)
西部	11,916	4,198 (35.2%)	299 (40)	299 (40)	51 (16)	83 (27)	24 (4)	59 (15)	374 (60)	441 (82)	242 (49)	389 (93)
南部	36,782	13,088 (35.6%)	404 (95)	404 (95)	192 (90)	394 (177)	217 (73)	423 (195)	813 (258)	1,221 (467)	664 (248)	1092 (503)
北部	13,586	5,183 (38.1%)	183 (44)	183 (44)	120 (12)	208 (33)	54 (26)	118 (59)	357 (82)	509 (136)	343 (56)	384 (64)
合計	168,810	54,640 (32.4%)	1,387 (343)	1,387 (343)	824 (289)	1,990 (793)	678 (255)	1,619 (778)	2,889 (887)	4,996 (1,914)	2,617 (828)	4,682 (1,758)
延べ数の 構成比(%)				27.8%		39.8%		32.4%		100%		



平成30～令和2年度包括的支援事業上半期実績比較

【相談件数】

(単位:件)

	来所						電話						その他						合計					
	H30年度		H31年度		R2年度		H30年度		H31年度		R2年度		H30年度		H31年度		R2年度		H30年度		H31年度		R2年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	56	66	63	83	68	83	173	211	167	191	180	216	13	14	4	4	9	11	242	291	234	278	257	310
第二	43	49	25	26	25	28	151	181	135	145	117	121	6	7	11	14	0	0	200	237	171	185	142	149
第三	52	60	72	76	28	29	246	260	229	243	268	279	24	24	24	25	4	4	322	344	325	344	300	312
東部	26	32	43	52	25	30	208	248	173	221	203	253	2	2	6	6	2	2	236	282	222	279	230	285
西部	35	42	32	35	27	35	72	101	70	84	88	115	3	4	4	4	4	4	110	147	106	123	119	154
南部	25	29	39	46	15	22	295	313	264	276	256	263	9	9	15	15	24	25	329	351	318	337	295	310
北部	34	34	35	41	39	40	136	151	111	119	115	139	17	18	11	11	5	6	187	203	157	171	159	185
合計	271	312	309	359	227	267	1,281	1,465	1,149	1,279	1,227	1,386	74	78	75	79	48	52	1,626	1,855	1,533	1,717	1,502	1,705

【相談者区分】

	本人						家族						介護支援専門員						介護サービス事業所職員					
	H30年度		H31年度		R2年度		H30年度		H31年度		R2年度		H30年度		H31年度		R2年度		H30年度		H31年度		R2年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	20	23	28	34	30	44	93	108	93	111	95	111	38	50	32	36	32	39	19	21	15	15	15	16
第二	18	23	15	15	11	12	74	92	47	52	50	54	33	38	28	31	22	24	15	16	12	12	10	10
第三	45	47	52	53	39	39	128	135	110	120	89	94	22	25	27	27	38	38	27	27	16	16	24	25
東部	25	38	23	34	26	37	96	116	75	97	85	114	18	20	15	20	16	17	21	21	17	20	18	20
西部	7	13	11	14	8	10	45	56	42	45	54	67	14	22	9	15	8	10	12	13	6	6	7	14
南部	24	27	32	32	28	29	134	148	132	148	136	146	27	30	22	23	21	21	33	33	17	17	10	10
北部	18	19	16	18	14	15	72	77	59	65	63	73	18	20	26	27	25	29	22	22	8	8	12	14
合計	157	190	177	200	156	186	642	732	558	638	572	659	170	205	159	179	162	178	149	153	91	94	96	109

	関係機関						その他						合計					
	H30年度		H31年度		R2年度		H30年度		H31年度		R2年度		H30年度		H31年度		R2年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	67	84	59	74	70	82	5	5	7	8	15	18	242	291	234	278	257	310
第二	56	64	63	69	45	45	4	4	6	6	4	4	200	237	171	185	142	149
第三	96	106	118	126	106	112	4	4	2	2	4	4	322	344	325	344	300	312
東部	67	78	85	101	75	87	9	9	7	7	10	10	236	282	222	279	230	285
西部	28	38	33	38	34	44	4	5	5	5	8	9	110	147	106	123	119	154
南部	109	111	109	111	87	91	2	2	6	6	13	13	329	351	318	337	295	310
北部	48	54	40	44	36	43	9	11	8	9	9	11	187	203	157	171	159	185
合計	471	535	507	563	453	504	37	40	41	43	63	69	1,626	1,855	1,533	1,717	1,502	1,705

【相談内容】(延べ数)

(単位:件)

	介護の方法 介護用品 介護機器			介護保険制度			保健医療福祉			認知症関係			権利擁護 (再掲)高齢者虐待						介護者の 離職防止			その他			合計		
	H30年度	H31年度	R2年度	H30年度	H31年度	R2年度	H30年度	H31年度	R2年度	H30年度	H31年度	R2年度	H30年度	H31年度	R2年度	H30年度	H31年度	R2年度	H30年度	H31年度	R2年度	H30年度	H31年度	R2年度	H30年度	H31年度	R2年度
第一	2	5	7	230	216	209	46	56	111	17	26	60	6	11	11	1	2	6			0	2	2	6	303	316	404
第二	3	4	2	159	132	113	53	25	21	12	8	16	17	17	8	2	4	2			0	0	5	0	244	191	160
第三	0	1	3	241	230	238	56	78	50	48	32	49	9	17	7	4	8	5			0	6	0	0	360	358	347
東部	10	7	10	169	154	125	53	67	89	53	40	46	9	15	17	7	4	6			1	4	2	2	298	285	290
西部	21	7	15	90	85	89	29	27	18	17	16	32	13	3	6	4	0	2			0	3	6	16	173	144	176
南部	14	6	2	251	263	231	23	21	12	25	15	18	25	16	14	12	8	7			0	27	17	33	365	338	310
北部	2	4	3	147	108	96	24	37	41	16	14	17	5	9	13	2	3	2			0	16	6	19	210	178	189
合計	52	34	42	1,287	1,188	1,101	284	311	342	188	151	238	84	88	76	32	29	30	0	0	1	58	38	76	1,953	1,810	1,876

6

【訪問件数】

(単位:件)

	実態把握						総合事業の対象者						支援を要する高齢者						合計					
	H30年度		H31年度		R2年度		H30年度		H31年度		R2年度		H30年度		H31年度		R2年度		H30年度		H31年度		R2年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	249	249	227	227	170	170	91	157	120	242	94	222	11	25	19	36	27	97	351	431	366	505	291	489
第二	193	193	145	145	146	146	33	140	103	212	109	208	90	123	85	119	76	137	316	456	333	476	331	491
第三	111	111	111	111	103	103	133	698	185	793	159	673	135	505	162	595	165	570	379	1,314	458	1,499	427	1,346
東部	64	64	51	51	82	82	72	128	79	123	99	202	89	174	81	163	115	215	225	366	211	337	296	499
西部	117	117	156	156	299	299	38	161	62	176	51	83	27	224	24	57	24	59	182	502	242	389	374	441
南部	245	245	236	236	404	404	109	300	210	431	192	394	145	224	218	425	217	423	499	769	664	1,092	813	1,221
北部	190	190	187	187	183	183	177	373	87	102	120	208	12	22	69	95	54	118	379	585	343	384	357	509
合計	1,169	1,169	1,113	1,113	1,387	1,387	653	1,957	846	2,079	824	1,990	509	1,297	658	1,490	678	1,619	2,331	4,423	2,617	4,682	2,889	4,996

令和2年度 上半期地域包括支援センター活動状況報告一覧

(令和2年4月1日現在)	第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
保健師等	1	2	2	1	2	1	1
社会福祉士	1 (4)	1 (4)	2 (6)	2 (4)	1 (4)	4 (7)	2 (4)
主任ケアマネ	1	1	3	1	1	2	1
予防給付プラン担当	3	3	6	1	2	4	2
その他	1	0	0	2	0	1	0
ランチ数	2	2	2	1	1	3	4

( )内の数値は、委託費で配置している人数

第一包括は、4月1日時点で1名欠員、5月に補充あり。

	令和2年度の活動方針			令和2年度目標に対する上半期の取り組みの評価
	地域の実態	地域課題	目標	
第一包括	<p>①「8050」問題、身寄りのない1人暮らしの高齢者が多いことで、必要な制度の利用が進まない。「50」対応の機関が明確ではない。</p> <p>②虚弱な高齢者が入院までに至らず、自宅で過ごすことができない場合の入所先がない。</p> <p>③認知症高齢者が多く、専門医への受診・相談は多いが、結びつかない。</p> <p>④介護サービスを利用しているが、虐待事案から金銭問題、認知症が原因(実人数10人中7名)となっているケースがある。</p>	<p>①認知能力の低下・精神疾患などにより、必要なサービスの利用に時間を要する。</p> <p>②身寄りが少ないために、緊急での体調不良時に支援を受けることができない。</p> <p>③認知症高齢者が多く、認知症の理解や介護力など相談支援が必要。</p> <p>④介護支援専門員を中心に、家族関係や介護負担軽減など虐待につながる要因の早期発見と包括との情報共有が必要。</p>	<p>①包括支援センターの機能の周知(認知症相談や総合相談支援機関として)、認知症の理解をすすめるためのサポーター養成講座・認知症カフェの開催</p> <p>②虐待ケースの事例検討などを通じて、介護支援専門員などサービス事業所との連携・対応</p> <p>③支援困難ケースでの関係機関との連携を図る</p>	<p>①包括支援センターのチラシを見直し、圏域内事業所101件を訪問し配布することができた。認知症サポーター養成講座は実施できていないが、下期2回開催予定である。認知症カフェは小規模多機能事業所にて開催を計画していたが、コロナの影響で実施できていない。下期は、コロナ禍でも実施できるよう開催場所や内容の見直しが必要。</p> <p>②6件の事実確認依頼ありうち2件は虐待事例として対応。介護支援専門員などの関係機関と連携し支援できた。</p> <p>③民生委員・町会長・生活福祉課・障がい福祉課・介護支援専門員・サービス事業所・県社協(しあわせネットワーク)・弘前圏域権利擁護支援センター・警察・金融機関等と連携し支援を展開することができた。</p>
第二包括	<p>・閉じこもりによる活動性の低下は在宅生活の継続を困難としている。</p> <p>・孤立や支援を要する高齢者への地域でのサポートが不十分。</p> <p>・地域住民が認知症高齢者への対応方法や支援方法に困難を感じている。</p>	<p>支援を要する高齢者が地域で生活するための支援体制を高める必要がある。</p> <p>認知症や介護保険制度に関する住民への知識の普及が不十分である。</p>	<p>1. 関係機関、サービス事業所、居宅介護支援事業所等多機関との連携を保ち情報共有することで見守り体制機能を高める。</p> <p>2. 高齢者のフレイル予防対策に配慮した健康寿命延伸の研修会等の実施。</p> <p>3. 地域住民を対象とした認知症、介護保険制度の研修会や、認知症サポーター養成講座の積極的な活用を図っていく。</p>	<p>6月に圏域内の関係機関で合同研修会、7月高齢者のフレイル予防対策に配慮した健康寿命延伸の研修会を計画していたが、コロナウイルス感染症の影響で実施できていない。下半期において規模を縮小した形で多機関、多職種が情報共有できる場を設定したい。認知症サポーター養成講座については10月下旬学院大において2回、12月城西小学校で1回計画している。</p>
第三包括	<p>①地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが、役割や事業内容が見えにくいとの声がある。</p> <p>②単身、高齢者のみ、家族が遠方在住、8050問題を抱えた世帯の支援が増加、背景には、家族意識の変化、家族のパワレス等の要因がある。</p> <p>③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加している。(大学・一部学校・郵便局・銀行・薬局・スーパー・町会連合会等)</p>	<p>①センターの活動が地域住民に見えにくい。</p> <p>②権利擁護(高齢者虐待・成年後見制度申立支援)の相談において、増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチや支援の充足が必要。</p> <p>③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー(若い世代・ボランティア)が不足している。</p>	<p>①地域包括支援センターを地域住民に知ってもらう取り組みを行う。</p> <p>②ネットワーク構築の中でセンターの対応力向上を目指す。</p> <p>③若い世代やボランティアが活躍できる地域づくりを行う。</p>	<p>①当センターのパンフレットについて、地域住民にわかりやすいものにし、地域住民へのさらなる理解度と浸透性を高めるため、ワーキンググループを作り、検討する会議を開催することが出来た。また、これまで構築したネットワークを活かし、センター及び出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)のチラシを設置。チラシをみて来所した方や開催再開を待っていた声もあり、当センターが開催する事業が地域へ定着化してきた実感があつた。</p> <p>②成年後見制度の申し立て支援については、増加傾向にある。高齢者虐待では、養護者が精神疾患など、8050問題が課題を複雑にしているケースがあり、分離後も後方支援や関係機関との連絡調整を密にし対応支援することが出来た。今後は、各関係機関が同じ方向性でより良い支援に向けて検討出来るよう、さらに相互の理解を深めた上で連携出来る機会が必要。</p> <p>③①において、大学生をワーキンググループのメンバーとし、若い世代に包括支援センターの役割について、また地域全体で高齢者を支えることの必要性についての理解を深めることが出来た。また、地域の一員として、意見をいただくことで、活躍できる機会を提供することが出来た。</p>
東部包括	<p>①介護サービスの利用や支援者の介入に対して拒否的な態度を示す高齢者・家族が多い。</p> <p>②急変時等の備えが不十分な住民が多い。</p> <p>③一人暮らしの認知症高齢者の見守りを介護支援専門員が抱え込んでいることが多い。</p>	<p>①②早期に専門職と繋がるための支援が必要である。</p> <p>③認知症に対する理解・協力体制が不足している。</p>	<p>①②支援を要する高齢者の心身状況や家族環境等について実態把握をして、早期に必要な支援をする。</p> <p>③福祉意識を高めるために、地域住民への認知症啓発活動を強化していく。</p>	<p>本人やその家族だけではなく、市役所、警察、病院、施設、介護事業所等様々な箇所から広く相談を受け付けて、速やかに実態把握をした。その上で関係機関と連携することで、課題の整理と必要な支援の調整につなげている。地域住民の福祉意識を高めるための啓発活動として境関と堀越地区の住民主体の活動への参加を企画していたが、当法人と相手方のコロナウイルス対策により計画通りに進めることができなかった。下半期に実現が可能な範囲で実施していく。</p>

令和2年度の活動方針			令和2年度目標に対する上半期の取り組みの評価
地域の実態	地域課題	目標	
西部包括	<p>1) 虐待事例や困難ケースの家族等から、どこに相談していいかわからなかったという声が聞かれた。(地域の意識は、介護が必要になった時に急遽困りごとになり、普段はチラシなど見る意識もなくパンフレットでセンターの意味が通じない)</p> <p>2) 状態悪化してからの新規相談が増えている。(悪性新生物、認知症の相談が全体の4割)</p> <p>* 行方不明者の事例が発生した。</p> <p>3) 介護従事者が日々さまざまなストレスを感じて介護、支援している実態がある。</p> <p>4) 事例が少ない病気や制度について理解不足で支援や説明に困る。訪問看護を上手く活用できていない。</p> <p>5) 民生委員より、包括や圏域事業所と交流の機会を持ち顔の見える関係作りがしたいと意見が出ている。</p> <p>6) 地域のフォーマル、インフォーマルサービスの情報がわからず、支援に困難が生じている。</p>	<p>1) 認知症サポーター養成講座を積極的に周知していく。(学校関係、企業等)</p> <p>2) 専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。</p> <p>3) 包括主任ケアマネが各居宅へ定期的なアプローチを実施。</p> <p>4) 権利擁護について圏域施設に対し出前講座を企画する。</p> <p>5) 地域への広報の仕方を検討する。(圏域公共施設や企業、病院、薬局等窓口へのパンフレット設置)</p> <p>6) 民生委員と圏域事業所等との交流の場の設定(勉強会実施)。</p> <p>7) 地域の社会資源マップの作成(地域の情報収集)。</p>	<p>1) 圏域居宅介護支援事業所へ認知症サポーター養成講座のパンフレットを配布した。コロナ禍でもあり、小学校や企業への周知は出来なかった。</p> <p>上半期は、圏域新規有料老人ホームで1回認知症サポーター養成講座を行った。</p> <p>下半期は、状況をみながら、学校や企業等への周知活動を行っていく。</p> <p>2) コロナ禍で自粛という事もあり、専門職同士の交流の企画を計画することは出来なかった。</p> <p>下半期は、交流範囲を縮小して、少人数での交流の場を企画できるように検討していく。</p> <p>3) 5月から圏域居宅を訪問し、困難ケースや制度の質問等相談を受け、助言することが出来た。</p> <p>下半期も、継続した訪問を行って、顔の見える関係を築き、相談しやすい環境を整えていく。</p> <p>4) 民生委員定例会やケア会議等でチラシを配布した。圏域新規有料老人ホームで権利擁護の研修を依頼され実施した。下半期も、継続的にアプローチし、依頼を受け付けていく。</p> <p>5) 公共施設へのパンフレット設置を行った。また、圏域75歳以上の高齢者実態把握を実施し、個別に包括の広報を行った。下半期も、戸別訪問を継続し、包括の周知に力を入れていく。</p> <p>6) コロナ禍で民生委員定例会も自粛されていた為、交流の場をセッティングすることが出来なかった。しかし、民生委員から認知症ケアパスの勉強会を実施したいという声も聞かれている為、下半期で検討していく。</p> <p>7) 原案を完成させることが出来た。下半期で、各事業所へ配布できるようにしていく。(その後再度アンケートを実施し、修正をかけていく)</p>
南部包括	<p>① 高齢者虐待の相談件数が、増加傾向にある。認知症、家族が精神疾患、老老介護が背景にある。</p> <p>② 金銭管理が必要な認知症高齢者が増え、成年後見の相談が増加している。</p> <p>③ 身元引受人不在などで、独居高齢者の入院、入所の支援が難しい。</p> <p>④ バス路線の廃止(薬師堂、乳井地区)や距離的な問題(相馬地区)で受診や買い物に困っている高齢者が増えている。</p>	<p>① 虐待相談の増加に伴い、迅速な対応ができるようチーム作りや支援体制を強化する必要がある。</p> <p>② 成年後見制度や日常生活自立支援事業(あつぷるパート)がスムーズに利用できるような取り組みや他の支援策を検討する必要がある。</p> <p>③ 身元引受人がいない高齢者の入院や施設の受け入れができるよう協力体制を作る必要がある。</p> <p>④ 閉じこもりや病気の重症化を防ぐために、買い物支援や通院手段を整える必要がある。</p>	<p>①② 『弘前市高齢者虐待防止マニュアル』を包括職員、圏域居宅、在介に配布。事実確認時に活用できた。分離が必要なケースの受け入れ施設の確保や地域住民との情報共有が難しい。精神疾患が疑われる養護者への対応に苦慮する。後見制度の相談ケースについて関係機関を招集し支援方法を検討し申し立て支援を行うことができた。弘前圏域権利擁護支援センター、社会福祉協議会主催の成年後見制度研修会に参加し支援方法、連携のあり方について知識を得ることができた。地域住民への情報提供はできなかった。</p> <p>③ 独居や高齢者世帯、身寄りがいない高齢者が増え、認知症、ごみが散乱、体調不良時の対応に民生委員も苦慮している。在介での実態把握数が増加している。緊急連絡先や協力者の情報が共有できるようにする必要がある。</p> <p>④ 地域ケア推進会議は下半期開催予定。</p>
北部包括	<p>① 特に、独居高齢者や家族が疎遠の方に関して、健康であるときは生活に問題ないが、何か支援が必要となった時に、対応や支援が困難な状況となる。</p> <p>② 圏域内に医療機関がなく、スーパー等も少ない。配食サービスも距離の問題(配達圏域外)からお断りされている。交通手段も不便であり、通院しづらい、買い物しづらい地域である。</p> <p>③ 気軽に集まれる、情報交換できる居場所がない。</p>	<p>① 日常的な支援や緊急時の対応、施設入所や入院等の支援が難しい。</p> <p>② 医療機関やスーパー等の情報、それに関わる移動手段を把握し、困っている方に対しての支援が必要。</p> <p>③ 居場所がないことで、閉じこもりがちになり、実態把握の遅れや病状が悪化してからの相談につながる。</p>	<p>・地域包括支援センター等の相談機関に関する情報の地域住民への周知、浸透が十分ではなく、地域のなかで潜在的ニーズを抱えながら暮らしている世帯等に対し、早期から支援対応できる体制を構築するため、まずは公共機関や施設、郵便局、農協といった地域住民の利用頻度が高いと思われる関係機関へ地域包括支援センター事業についての説明とパンフレットを設置してもらうことで、地域に対する地域包括支援センターの周知に取り組んでいる。下半期は地域住民により身近な存在である個人商店などに対しての地域包括支援センター事業の周知を図ると同時に、新規高齢世帯への実態把握を行うことで、相談に繋がりがしやすい体制の整備に取り組んでいく。</p> <p>・通院のサポートや配食サービスなど、生活上の不便に対して介護保険外サービスで対応できる事業者とのネットワーク構築を図り、居宅ネットワーク会議等の機会を活用して圏域の居宅介護支援事業所への情報提供を行ったことで、これらのサービスに繋がった地域の高齢者もあり、日常生活におけるサポートの一助となっている。</p> <p>・地域のなかで高齢者の集いの場となっている社会資源や活動について、高齢者の相談等を通じて情報収集している。また、このような集いの場を今後整備していくうえで、広く地域に暮らす高齢者が活用するための課題等についても、相談対象者等から情報収集することで一部課題についても把握することができたため、今後も継続して取り組んでいく。</p>

(様式第1号)

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

職員配置 (R.2.4.1現在)	保健師	1	予防給付プラン担当	3 人	ランチ数
	社会福祉士	1	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	
	主任ケアマネ	1			箇所

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する上半期の取り組みの評価
<b>地域の実態</b> ①「8050」問題、身寄りのない1人暮らしの高齢者が多く、必要な制度の利用が進まない。「50」対応の機関が明確ではない。 ②虚弱な高齢者が入院までに至らず、自宅で過ごすことができない場合の入所先がない。 ③認知症高齢者が多く、専門医への受診・相談は多いが、結びつかない。 ④介護サービスを利用しているが、虐待事案から金銭問題、認知症が原因(実人数10人中7名)となっているケースがある。	①包括支援センターのチラシを見直し、圏域内事業所101件を訪問し配布することができた。認知症サポーター養成講座は実施できていないが、下期2回開催予定である。認知症カフェは小規模多機能事業所にて開催を計画していたが、コロナの影響で実施できていない。下期は、コロナ禍でも実施できるように開催場所や内容の見直しが必要。 ②6件の事実確認依頼ありうち2件は虐待事例として対応。介護支援専門員などの関係機関と連携し支援できた。 ③民生委員・町会長・生活福祉課・障がい福祉課・介護支援専門員・サービス事業所・県社協(しあわせネットワーク)・弘前圏域権利擁護支援センター・警察・金融機関等と連携し支援を展開することができた。
<b>地域課題</b> ①認知能力の低下・精神疾患などにより、必要なサービスの利用に時間を要する。 ②身寄りがない、社会とのつながりが少ないために、緊急での体調不良時に支援を受けることができない。 ③認知症高齢者が多く、認知症の理解や介護力など相談支援が必要。 ④介護支援専門員を中心に、家族関係や介護負担軽減など虐待につながる要因の早期発見と包括との情報共有が必要。	
<b>目標</b> ①包括支援センターの機能の周知(認知症相談や総合相談支援機関として)、認知症の理解をすすめるためのサポーター養成講座・認知症カフェの開催 ②虐待ケースの事例検討などを通じて、介護支援専門員などサービス事業所との連携・対応 ③支援困難ケースでの関係機関との連携を図る	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係る ケアマネジメント	総合事業の利用がスムーズにできる。 必要時、介護申請など対応する。	①対象者への基本チェックリストの実施、アセスメント、計画書作成 ②モニタリング実施、必要時介護保険への移行支援	①受付後2週間以内 ②適宜	①新規27件 全例実施 ②17件実施	①100% ②17件	①②計画通り実施できた。	①②引き続き実施する。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	民生委員・関係機関との連携を図る	①民生委員への挨拶、定例会への参加 ②在宅介護支援センターと情報共有 ③警察・交番などへ挨拶・情報共有 ④圏域グループホーム、小規模多機能、地域密着型サービス運営推進会議参加	①各1回 ②月1回 ③各1回 ④2ヶ月1回	①2地区会長に挨拶訪問を実施。コロナで定例会は未実施。 ②7月から月1回実施。 ③8/11宮園・9/24城東交番と実施。 ④参加4回、他書類確認。	①2回 ②3回 ③2回 ④4回	①コロナの影響で定例会への参加ができていないため、地区会長を訪問し情報交換した。 ②7月から実施できている。同行訪問なども積極的に実施できている。 ③2か所で気になる事例について共有し意見交換できた。 ④開催時は積極的に出席できた。	①定例会への参加要請があれば積極的に参加する。10/15予定あり。各地区会長への挨拶訪問も実施していく。 ②③④引き続き実施する。
イ	実態把握	在宅介護支援センターと協力し実施。 民生委員・町会役員と連携し、情報共有を図る。	①民生委員・地域住民からの相談への対応、訪問 ②在宅介護支援センターからの情報を共有	①適宜 ②各事業所年間50件以上、月1回情報共有	①速やかに実施している。 ②幸陽荘:28件 たまち:69件実施。 (昨年度までに訪問実施していた方がほとんど。) 情報共有: 3回	①適宜 ②幸陽荘:28件 たまち:69件実施 共有 3回	①民生委員等からの相談には即日対応し、数日中には訪問することができている。 ②7月から月1回の情報共有を実施している。コロナの影響で新たな対象者の訪問が難しく件数が伸びていない状況がある。	①②コロナの状況を考慮しながら引き続き実施する。
ウ	総合相談	総合相談窓口として、様々な機関からの相談対応、関係機関との連携を図るまた、相談しやすい窓口をめざす	①圏域事業所を中心に包括支援センターのPRと連携強化 ②相談内容から専門職や関係機関との連携を図る ③三職種での検討	①年1回 ②適宜 ③適宜	①9/1~9/15包括パンフレット等を圏域内事業所101件に訪問配布した。 ②新規相談や懸案事項に関して各専門職の専門性を生かしたミーティングを行い対応し連携を図っている。 ③月1回以上検討している。	①1回 ②適宜 ③8回	①包括パンフレットを見直し、圏域内事業所に訪問配布し周知した。 ②③相談内容が複雑化しているため、専門職の特性を生かした対応が重要になっている。日常的に実施できている。	①包括パンフレットを圏域内スーパー・金融機関に周知していきたい。 ②③引き続き実施する。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	成年後見制度の周知と制度活用のための相談・支援	①専門機関の変更に伴い、圏域事業所への学習会の開催 ②民生委員など住民への周知	①年1回 ②年1回	①未実施  ②未実施	①0回  ②0回	①10/13圏域内居宅介護支援事業所対象に実施予定。 ②10/15民生委員定例会にて周知予定。	①確実に実施する。  ②定例会で積極的に周知する。また、圏域内民生委員対象の学習会での周知を計画する。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を必要とするケースは、市役所と連携を図りながら対応する	情報の確認や市役所各部署と連携を図りながら、措置に向けて支援	随時	①未実施	①なし	措置に至るケースはなかった。	発生時に市へ対応を求める。
ウ 高齢者虐待への対応	虐待者・非虐待者の支援を関係機関と連携を図りながら支援する	①虐待通報に対して、事実確認・市役所への報告など手順に応じて対応 ②虐待ケースの事例検討(三職種、圏域事業所)	①適宜 ②年1回以上	①手順に応じて対応を実施できた。  ②未実施	①相談:6件 虐待認定:2件 ②0回	①子から父への暴力1件、夫から妻への暴力1件あり。精神疾患がある子から母への暴力が1件あったが養護者とはならず、その後精神科入院となったケースあり。養護者見極めの難しさを感じる。 ②2/16圏域内居宅介護事業所職員と共同で実施予定	①三職種での検討を重視しながら、相談時は養護者にあたるかどうかの見極めや虐待の終結を意識し対応する。必要時、市介護福祉課担当者を含めた関係者でケース会議を開催し、具体的な対策を講じる。 ②確実に実施する。
エ 困難事例への対応	地域住民や居宅介護支援事業所などからの相談に対応・支援	①地域住民や居宅介護支援事業所などからの相談・情報提供内容を検討し、同行訪問・担当者への助言 ②市役所など関係機関・専門機関への相談・調整 ③関係機関との定期的な情報共有	①・②・③適宜	①同行訪問は民生委員2件、在介3件、介護支援専門員2件実施。  ②③各種申請支援や医療機関との情報共有や受診調整等実施	①同行訪問 7件  ②行市役所等:39件 ③医療機関:31件	①民生委員・在介からの相談対応や同行訪問は実施できている。介護支援専門員から後見人申請について相談対応・同行訪問した。 ②③ ①後に医療機関の受診調整や各種申請支援を実施できた。また、その他関係機関と連携を図りながら実施できている。	①②③引き続き実施する。
オ 消費者被害の防止	市民生活センターなど関係機関への相談・連携を図り、被害者への対応、予防についての情報提供	①居場所・認知症カフェなどでの周知活動(市出前講座の利用) ②民生委員・地域住民との情報共有・連携	①・②適宜	①未実施  ②地域ケア推進会議・民生委員定例会・圏域内事業所にチラシを活用した周知を実施。	①0回 ②推進:1回 民生委員:1回 圏域内事業所101件	①コロナで居場所・認知症カフェが中止となり実施できていない。  ②地域ケア推進会議参加者や民生委員定例会・圏域内事業所101件にチラシ配布し周知できた。	①居場所や認知症カフェの再開条件を検討し実施していく。 10/16認知症カフェ実施予定 10/30居場所一か所実施予定 ②引き続き実施する。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域事業所の連携・交流が図れるよう支援	①介護事業所学習会、事例検討会を開催 ②地域ケア推進会議へ事業所に参加していただき、地域課題の共有と解決方法の検討	①・②年2回	①未実施 ②地域ケア推進会議実施。	①0回 ②1回	①1回目はコロナで実施できず、10/13圏域内居宅介護支援事業所学習会を開催予定。 ②次回2/16地域ケア推進会議開催予定。	①②コロナ対策を最大限行いながら確実に実施する。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	介護支援専門員が連携を図り、学習会などの機会を作りネットワークの構築を図る	①介護支援専門員の地域ケア会議見学・事例提供の依頼 ②介護支援専門員による事例検討会の開催	①年6回 ②年1回	①コロナ対応で三密を避けるため見学は中止した。事例提供の依頼は1件実施できた。 ②未実施	①1件 ②0件	①コロナで地域ケア個別会議を1回中止としたため、事例提供が1件の依頼にとどまっている。 ②12/15、2/16実施予定。	①②地域ケア個別会議2回事例検討会1回計画しているためコロナ対策を十分とりながら実施していく。また、介護支援専門員と包括支援センターとの連携を強化し気軽に相談できるネットワークを再構築するため、連絡会の内容や開催頻度などを検討し下期トライアルで実施する。
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員の個別相談窓口となり、個別事例に応じて対応する。	①介護支援専門員の個別相談窓口として、後方支援 ②サービス担当者会議への参加・助言をする	①・②適宜	①支援困難事例2件、後見人申請支援3件実施。 ②未実施	①5件 ②0件	①支援困難事例・後見人制度申請支援を中心に実施できている。 ②コロナの状況もありサービス担当者会議への参加は現実的ではなく事例もないため実施できていない。	①引き続き実施する。 ②必要時サービス担当者会議へ参加し、コロナの状況に合わせ助言などの対応を行う。
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員からの相談内容について、包括支援センターの三職種や専門職・関係機関との連携を図る	①介護支援専門員からの相談に対して、同行訪問と課題の明確化 ②関係機関との連携	①・②適宜	①同行訪問2件 ②三職種や関係機関と連携し支援できた。	①2件 ②三職種：6回 関係機関：78件	①金銭管理に課題がある方2件に同行訪問。後見人の申請を支援した。 ②三職種会議で事例共有を図り、関係機関とも連携し支援を行っている。	①②引き続き実施する。



# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	認知症初期集中支援チームへの相談や関係機関との連携を図る	①相談者や医療機関への情報提供 ②介護支援専門員・警察・民生委員など関係機関との連携 ③初期集支援チームへの相談	①・②・③適宜	①相談者へ3件 ②認知症初期集中支援チームより引継ぎを受けた事例について関係機関と連携し対応中。 ③支援対象になるかどうかの相談を行った事例あり。	①3件 ②1件 ③1件	①相談者から認知症初期集中支援チームの詳細についての問い合わせ相談あり。周知されている。 ②引継ぎ事例について関係機関と連携し対応することができた。 ③対象にはならなかったが、気兼ねなく相談することができた。	①②③引き続き、必要に応じて認知症初期集中支援チームにつないだり、主治医に相談し認知症の人やその家族を支援していく。
イ	認知症の人や家族への支援	認知症の症状の理解や介護などの相談窓口を設置	①認知症カフェの運営(圏域協力機関との連携) ②認知症の人と家族の会の参加 ③認知症支援推進員の活動	①月1回 ②・③適宜	①未実施 ②7/26 1名参加 ③ただいまサポート事業の紹介や認知症介護者教室の企画運営を担っている。	①0件 ②1回 ③紹介:12件 会議参加:3回	①介護施設での実施を計画していたため、コロナの影響で外部の人が入室できない状況があり、実施できていない。 ②認知症の人と家族の会への参加から相談者を居住地包括支援センターに1例引継ぐことができた。 ③ただいまサポート事業を周知することができ登録につながっている。	①コロナ禍でも開催できる認知症カフェの内容や開催場所について検討し開催する。 ②③引き続き実施する。
ウ	知識の普及	認知症についての知識の普及を図る	①認知症サポーター養成講座の開催 ②ただいまサポート訓練(認知症声かけ訓練)の実施 ③キャラバンメイト養成講座受講	①年3回以上 受講者50名以上 ②年1回 ③1名以上	①未実施 ②未実施 ③未実施	①0回 ②0回 ③0名	①～③コロナの影響で積極的に実施できていないが可能な限り実施したい。 ①10/2・11月実施予定 ②3月実施予定 ③1名参加申し込み済	①②③コロナの状況を考慮しつつ対策を十分行い実施する。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議を開催し、地域課題の把握 ②地域ケア推進会議を開始し、地域住民やサービス事業などが課題解決に向けて話し合う機会を作る	①個別会議を開催 ②推進会議を開催 ③在宅介護支援センター民生委員と情報共有し、地域課題の把握・解決策の検討	①年4回 ②年2回 ③適宜	①個別会議1回 ②推進会議1回 ③7月から月1回在介との情報共有を実施。各地区民生委員会会長訪問2回実施。	①1回 ②1回 ③在介3回 民生委員2回	①コロナの影響で予定より少ない開催となっている。参加者を制限し開催しているため、後日改めて助言をいただくなど工夫して実施でき、課題解決の方向性を見出すことができた。 ②計画通り実施。 ③民生委員定例会での密集を避けるため会長訪問で地域課題の把握に努めた。	①②コロナの状況を考慮しつつ対策を十分行い実施する。 ③要請があれば定例会に積極的に参加しながら、地区会長訪問を実施する。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】							
①認知症を背景とした、近所トラブル・ひとり歩き後行方不明・物とられによる公的機関への通報などが続出しているが、当事者が受診を拒否するケースが多く個別支援に苦慮している。 ②マンション入居者の高齢化に伴い、活動性が低下し閉じこもりがちになり住民同士のかかわりが希薄化している。 ③ペットの引き取り先がないために、入院・入所を拒否するケースがある。また、入所後の自宅に猫が繁殖し近所から苦情が出ている。							
【地域課題】							
①下期抽出予定。 ②下期抽出予定。 ③地域や飼い主の飼育に関する知識不足がある。また、一時預かりや保護団体などの情報が不足している。							
【地域での対応方針】							
①認知症サポーター養成講座やたぐいまサポート訓練などを引き続き実施する。 ②居場所を増やすことで、問題を早期に把握し孤独感が解消され閉じこもり防止につなげることができる。 ③「これからノート」のペット欄の活用を圏域介護支援専門員や包括職員で促し意識づけする。また、地域に対し行政と協力し広報活動を行う。							
【市、関係団体への提言】							
①ペットの正しい飼育方法について広報や出前講座などで周知していただきたい。(環境課へ提言済み) ②ペットの一時預かりや保護団体の情報を集約し公開していただきたい。							

(様式第1号)

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

職員配置 (R.2.4.1現在)	保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	ランチ数
	社会福祉士	1 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人	
	主任ケアマネ	1 人			

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する上半期の取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉じこもりによる活動性の低下は在宅生活の継続を困難としている。</li> <li>・孤立や支援を要する高齢者への地域でのサポートが不十分。</li> <li>・地域住民が認知症高齢者への対応方法や支援方法に困難を感じている。</li> </ul> <p>地域課題</p> <p>支援を要する高齢者が地域で生活するための支援体制を高める必要がある。認知症や介護保険制度に関する住民への知識の普及が不十分である。</p> <p>目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関係機関、サービス事業所、居宅介護支援事業所等多機関との連携を保ち情報共有することで見守り体制機能を高める。</li> <li>2. 高齢者のフレイル予防対策に配慮した健康寿命延伸の研修会等の実施。</li> <li>3. 地域住民を対象とした認知症、介護保険制度の研修会や、認知症サポーター養成講座の積極的な活用を図っていく。</li> </ol>	<p>6月に圏域内の関係機関で合同研修会、7月高齢者のフレイル予防対策に配慮した健康寿命延伸の研修会を計画していたが、コロナウイルス感染症の影響で実施できていない。下半期において規模を縮小した形で多機関、多職種が情報共有できる場を設定したい。認知症サポーター養成講座については10月下旬学院大において2回、12月城西小学校で1回計画している。</p>

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 ア チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	介護予防・日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援する。又、一般介護予防事業など多様なサービスの情報提供を行う。	あらゆる機会を捉えて介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切、円滑な介護予防サービス支援計画書を作成することでスムーズな利用を図る。	都度	①通所C利用者 ②事業対象者	①実5名 ②実95名 (9月末時点での利用者)	①②共に十分な説明をし、ご理解を得た上で意向を確認し、一連の流れに沿って実施した。機会を捉えてはセルフケアの重要性が認識できるよう説明をした。	①②共、引き続き、自立支援と重度化防止のための目標を設定し取り組んで行けるよう支援する。特に通所Cのサービスが終了した方には身体機能が維持できるようフォローアップしていく。今後も総合事業の推奨をはかり、利用者の状態を踏まえた目標に対し、適切なサービスが主体的に利用され、平行してセルフケアとして習慣化されるよう支援していく。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	地域、各関係機関との関係づくり、ネットワーク作りに努める。インフォーマルサービスの把握の活用にも努める。	①民生委員定例会への参加。 ②町会主催の行事参加や、地域住民の会合などを把握し、関係者からの情報を収集する。 ③圏域内のグループホーム、地域密着型デイサービス、小規模多機能型居宅介護の運営推進会議に参加。 ④シルバーハウス生活相談会に参加する。	①定例会各地区年1回 (藤代・西城西地区) ②随時 ③運営推進会議年42回 ④城西2丁目城西5丁目各年2回	①③④については実施できず。  ②6月に開催された藤代公民館運営委員会に参加。	①定例会0回 ②町会行事参加1回 ③運営推進会議0回 ④生活相談会0回	①③④新型コロナウイルス自粛の影響で、民生委員の定例会や、圏域内の各事業者等運営推進会議及びシルバーハウス生活相談会は開催されなかった。  ②開催自粛が多い中、今期1回参加することができた。	①10月に藤代地区・西地区・城西地区の定例会へ参加予定。  ②公民館や町内主催の行事が開催される際には可能な限り参加する。  ③運営推進会議が再開される際には参加する。  ④生活相談会が12月に予定しているので、開催の際には参加する。
イ	実態把握	地区住民や、民生委員、その他関係機関からの情報提供により実態把握に努める。	在宅介護支援センターと連携しながら、地区住民や関係機関からの情報提供により実施する。又、安心カードの配布やエンディングノートの活用も併せて周知していく。	①在宅介護支援センター連絡会年4回  ②実態把握年間250件	①圏域内での包括支援センターと在宅介護支援センターでの連絡会を予定通り行った。  ②圏域内での包括支援センター及び在宅介護支援センターでの実態把握。	①連絡会2回  ②実態把握件数。計146件	①参加人数が少人数であったため、3密対策をとりながら開催できた。  ②定期的な連絡会に加え、日常業務でも連携し情報共有を図っている。	引き続き圏域の在宅介護支援センター、関係機関と連携して取り組んでいく。
ウ	総合相談	総合相談窓口としての役割を周知していく。多様な相談内容に対して的確な状況把握を行い、相談内容に即したサービス又は、制度に関する情報提供、適切な機関への紹介等を行う。	地域の集まりに積極的に参加し、包括支援センターの活動を周知していく。様々な相談内容に対して、迅速に対応していけるよう職員間で情報を共有し調整していく。	随時	新規相談や、懸案事項に関して各専門職の専門性を生かしたミーティングを行い、情報を共有しながら対応。藤代公民館運営委員会に参加し、包括支援センターの活動について紹介した。	新規142件 継続7件 延べ149件	必要時、三職種で情報を共有しながらミーティングを行い、適切な機関へ引継ぎ・紹介等ができた。新型コロナウイルス感染症の影響で、地域での集会がほとんど開催されないなか、機会を見つけ包括支援センターの活動について周知を図ることができた。	今後も引き続き、情報共有、適切な関係機関の把握、紹介に努める。今年度中に開催される行事に可能な限り参加し、包括の活動について周知を図っていく。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	民生委員定例会や町会等主催の行事、地域密着型サービスの運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	各関係機関との連携、正しい情報の提供、必要な際の申立の援助を行う。	随時	①相談 ②市長申立 ③親族申立 ④行事での成年後見制度の周知はできなかった。	①5件 ②2件 ③0件 ④0件	①成年後見制度の内容から申立方法まで相談があり対応した。 ②③引き続き、必要時申立援助を行う。 ④コロナウィルスの関係で地域の行事、運営推進会議が中止となった。	10月に民生委員定例会へ参加し、成年後見制度の周知を予定している。10月に親族申立も予定している。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	老人福祉施設等への措置が必要な場合は市に報告し実施を求める。	随時	未実施	0回	措置に至るケースはなかった。	必要時には市に実施を求める。
ウ	高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応する。	養護者による高齢者虐待が疑われる際には市に報告し、協議しながらマニュアルに沿って対応していく。	随時	虐待対応	相談2件中虐待認定2件	虐待認定2件とも同居の障害を抱えている息子からの虐待だった。経済的に独立して生計を立てられない子供を支援する必要がある。	支援を拒否し相談窓口にもつながらず虐待者である子供をどうするのか自治体レベルで検討が必要である。
エ	困難事例への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	地域ケア会議等を活用し、個別課題の解決、対応力強化をはかる。	随時	困難事例相談、対応	0件	困難事例はなかった。	困難事例がある場合は地域ケア会議等を活用し解決、対応力の強化をはかっていく。
オ	消費者被害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	各関係機関との情報共有を行い予防に努める。被害が疑われた場合は速やかに対応する。	随時	①相談、対応 ②民生委員定例会での消費者センターの周知	①消費者被害1件 ②0件	①送り付け商法が1件あり、対応する。市民生活センターとの情報共有等を行った。 ②春に参加予定だったが、コロナウィルスの影響で見送りになった。	引き続き消費者被害が疑われる際には迅速に対応していく。10月に民生委員定例会へ参加し、消費者センター等の周知を行う予定。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	地域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。	多職種・多機関合同の研修会や地域ケア会議を開催し、意見交換のできる場を設定する。	①合同研修会 年:1回  ②地域ケア会議:7回 (個別5回、推進2回)	①圏域関係機関合同研修会 《生活困窮者自立支援に関する研修》  ②地域ケア会議開催	①0回  ②地域ケア個別会議3回 地域ケア推進会議1回	6月圏域の関係機関を招集した合同研修会を計画していたが、中止となっている。地域ケア会議については7月から開始。	地域ケア個別会議は年間計画通り11月と1月に開催予定。地域ケア推進会議は2月に開催を予定。 合同研修会については規模を縮小し、多機関、多職種で意見交換のできる場を設定したい。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員相互の情報交換が行える場を設定し、介護支援専門員のネットワークの構築やその活用を図る。	地域の介護支援専門員を参集して定期的に連絡会を開催する。	連絡会 年:6回	①介護支援専門員が相互に意見交換のできる場を設定。	①開催回数 2回 (7月・9月)	意見交換の場を設定することで介護支援専門員相互の連携や共有が図られている。	年間計画通り開催を予定。 11月・1月・3月
ウ	日常的個別指導・相談	専門的な見地から個別指導や相談対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるように支援する。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会等を通して、相談しやすい環境を整える。資質向上を目的として研修会の実施や制度、施策等に関する情報提供を行う。	①連絡会 年:6回  ②地域ケア個別会議 年:5回	①圏域介護支援専門員を対象とした連絡会を開催。	①開催回数 2回 (7月・9月) ②地域ケア個別会議3回 地域ケア推進会議1回	連絡会や地域ケア会議などを通して、相談しやすい環境を整えることで、日常的に連携が図られている。	年間計画通り開催を予定。 11月・1月・3月
エ	支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、効果的な支援を行う。	①相談内容に応じて各専門職の専門性を活かして対応する。 ②地域ケア会議を開催して多職種・多機関と連携の下、具体的な支援方針を検討する。	①随時  ②必要時	①介護支援専門員からの相談件数  ②地域ケア個別会議の開催  ③支援困難事例に対して、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と同行訪問。	①24件  ②3回  ③対象者2名	内容に応じて三職種で協議し、各専門職の専門性を活かして助言し、課題解決に努めている。又、介護支援専門員が支援に困難を呈している事例に対して、地域ケア個別会議、多機関連携の提案や同行訪問を行い、介護支援専門員の不安軽減に努めている。	相談内容に応じて三職種の専門性を活かして助言し、必要に応じて同行訪問や地域ケア会議を開催し、個別課題解決を行う。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	①認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関、認知症サポート医との連携を維持し、研修会や会議等も活用して、関係性を築いていく。 ②ケアバスや認知症初期集中支援チームを地域住民や関係機関に周知し、協力していく。	①認知症関連の研修会の開催。 ②認知症地域支援推進員連絡会や会議に参加する。	①7月頃 ②随時	①認知症研修会 ②認知症地域支援推進員連絡会に参加 ③初期集中支援チームとの連携	①開催なし ②3回 ③2回	①公民館行事や老人クラブでの研修会の機会はなかったが、藤代公民館運営委員会に出席し住民の意識向上をはかり研修会開催を参加者に勧めた。 ②認知症関連の会議に参加し関係機関と連携をはかっている。 ③初期集中支援チームと連携し、認知症高齢者の支援にあたった。	引き続き認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関との会議、研修会等を活用し関係性を築く。
イ	認知症の人や家族への支援	①認知症の疑いのある方に対しては、認知症疾患医療センター、認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チームと連携し、適切な医療や介護サービスにつなげていく。 ②家族や本人へは、介護に関する相談、支援を行い又、認知症の人と家族のつどいや病院の家族会、認知症カフェを紹介していく。	認知症の研修会や認知症の人と家族のつどいに参加し、情報交換する。	①認知症の人と家族のつどい参加：年1回 ②相談は随時	①認知症の人と家族のつどい参加 ②相談は随時行っている ③認知症初期集中支援チームと協力連携	①1回 ②16名 ③対象者2名	①②認知症の人と家族のつどい参加や認知症疾患医療センター、認知症協力医療機関と連携し対応している ③初期集中支援チームと連携し、認知症高齢者の支援にあたった。	①今後も病院、関係機関と連携し必要に応じ適切な医療ルートにのせ状態に応じて介護サービスにつなげていく。 ②相談対応は継続して行っていく ③初期集中支援チームの対応を要する症例があれば協力連携していく。
ウ	知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター増を目指す。	①住民や企業・職域団体、学校に対してサポーター養成講座についての案内を行い、受講を働きかけていく。	①広報活動 ・藤代地区 ・西地区 ・城西地区  目標サポーター数 80名 開催回数 3回以上	①広報活動を弘前学院大学、藤代公民館運営委員会に対して行った。 ②認知症サポーター養成講座開催はなし	①2回 ②開催なし	①②コロナ禍の影響で十分な広報活動ができず、認知症サポーター養成講座も開催できなかったが、下半期において開催準備を行っている。	10月中旬に弘前学院大学で2回、12月に城西小学校で1回認知症サポーター養成講座を計画。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定例開催と支援困難事例への対応としての随時開催を行う。 ②地域密着型サービスの運営推進会議や地域の行事、会合等を通して住民からニーズの把握を行う。	①地域ケア個別会議、地域ケア推進会議の開催。	①地域ケア個別会議:5回 その他都度 ②地域ケア推進会議:2回	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議	①3回 ②1回 (8月)	①個別課題解決、地域課題発見のための会議を行った。 ②地域課題検討を目的とした会議を行った。 ③会議を円滑に行うため、また、包括職員のファシリテーター技術の向上を図るために研鑽する必要がある	①定期的な地域ケア個別会議開催を予定(11月・1月)。加えて必要時地域ケア個別会議を開催する。 ②2月中旬頃地域ケア推進会議を予定している。 ③今後もファシリテーション技術向上に係る研修開催があれば参加し研鑽する。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】							
<ol style="list-style-type: none"> <li>1.認知症状により外出時の事故やトラブルの危険性が高い。</li> <li>2.被害妄想を繰り返すが適切な治療がなされていないため他人への迷惑行為に発展。</li> <li>3.介護保険制度以外に利用可能な制度の理解が不足している。</li> <li>4.二人世帯で主介護者が介護不能となった際に支援体制が保てなくなる。</li> <li>5.高齢の親と同居し、就労せず親の年金で生活している子によって高齢者に負担が生じている。</li> </ol>							
【地域課題】							
<p>認知症高齢者を地域で支えるための地域づくりや支援体制の構築が必要。 認知症に対する正しい知識の普及を図る必要がある。</p>							
【地域での対応方針】							
<p>認知症に対する知識を深め、対応力を向上させる必要がある。</p>							
【市、関係団体への提言】							
<p>支援を拒否し相談窓口にもつながらず高齢の親に対して虐待者となってしまっている子供をどうするのか自治体レベルで検討が必要である。</p>							



(様式第1号)

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

職員配置 (R.2.4.1現在)	保健師	2	予防給付プラン担当	6 人	ランチ数
	社会福祉士	2			
	主任ケアマネ	3			箇所

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する上半期の取り組みの評価
<b>地域の実態</b> ①地域住民より、センターの名称を聞いたことはあるが、役割や事業内容が見えにくいとの声がある。 ②単身、高齢者のみ、家族が遠方在住、8050問題を抱えた世帯の支援が増加、背景には、家族意識の変化、家族のパワレス等の要因がある。 ③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加している。(大学・一部学校・郵便局・銀行・薬局・スーパー・町会連合会等)	①当センターのパンフレットについて、地域住民にわかりやすいものにし、地域住民へのさらなる理解度と浸透性を高めるため、ワーキンググループを作り、検討する会議を開催することが出来た。また、これまで構築したネットワークを活かし、センター及び出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)のチラシを設置。チラシをみて来所した方や開催再開を待っていた声もあり、当センターが開催する事業が地域へ定着化してきた実感があった。 ②成年後見制度の申し立て支援については、増加傾向にある。高齢者虐待では、養護者が精神疾患など、8050問題が課題を複雑にしているケースがあり、分離後も後方支援や関係機関との連絡調整を密にし対応支援することが出来た。今後は、各関係機関が同じ方向性でより良い支援に向けて検討出来るよう、さらに相互の理解を深めた上で連携出来る機会が必要。 ③①において、大学生をワーキンググループのメンバーとし、若い世代に包括支援センターの役割について、また地域全体で高齢者を支えることの必要性についての理解を深めることが出来た。また、地域の一員として、意見をいただくことで、活躍できる機会を提供することが出来た。
<b>地域課題</b> ①センターの活動が地域住民に見えにくい。 ②権利擁護(高齢者虐待・成年後見制度申立支援)の相談において、増加傾向にある複合的な課題を持つ世帯へのアプローチや支援の充足が必要。 ③センターの活動に賛同・協力してくれる機関が増加しているが、リーダー的役割を担って、地域を牽引するマンパワー(若い世代・ボランティア)が不足している。	
<b>目標</b> ①地域包括支援センターを地域住民に知ってもらう取り組みを行う。 ②ネットワーク構築の中でセンターの対応力向上を目指す。 ③若い世代やボランティアが活躍できる地域づくりを行う。	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	制度の説明、基本チェックリストを実施、地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをする。	2週間以内	制度の説明、基本チェックリストを実施、該当者には、意向を確認しケアマネジメントを行った。	事業対象者数 実242名	総合事業利用希望者に対し、一般介護予防事業や地域の社会資源の紹介も併せて行っており、「高齢者健康トレーニング教室」「パワリハ運動教室」「筋力向上トレーニング教室」に参加しているという声が聞かれている。また、「ゴミ出しサポート事業」などの活用希望の声もある。	アセスメント、スクリーニングを丁寧に行い、自立支援も視野に入れながら、多様なサービスの情報提供を行い、対応する。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

## 2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	①関係機関、住民組織と連携しやすい関係作りを行う。 ②地域情報の収集・整備を行う。 ③介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。	①民生委員児童委員協議会定例会など地域の集會に参加する。 ②ア・いきいき生活情報リストの更新 イ・関係機関、関係者のネットワークについて情報を整理する。 ③既存の住民主体の活動に協力する。	①年5回以上 ②ア・年1回 イ・年1回 ③随時	①一大・三大地区民児協定例会、文京地区町会連合會に参加。 ②ア・イ更新準備中。 ③住民主体の通いの場(事業名:ぴいちの會)に参加。	①3回(うち民児協定例会2回、町会連合會1回) ②準備中 ③1回	①新型コロナウイルス感染拡大防止のため、會議冒頭のみの短時間参加となるが、書面にて伝達事項等をまとめ配布。各会長とは、連絡を密にし連携を図り、良好な関係を構築し維持できている。 ②地域情報の収集中、更新に向けて企画準備中。 ③新型コロナウイルス感染拡大により、9月より再開。開催自粛間も連絡をとるなど、参加者の介護予防への意識を高めていけるよう介護予防についての情報提供、運動実施をサポート出来た。	①新型コロナウイルス感染拡大予防対策を取りながら、関係機関、地域住民組織の活動に参加、連携や関係づくりを行う。 ②ア・いきいき生活情報リストの更新、配布を行う。 ③参加者が主体的に活動できるよう支援し、要望に応じて講話を行っていく。
イ 実態把握	高齢者の孤立・孤独死防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。	①高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。 ②相談が出にくい特定の地域(松森町)に関して、地域診断を含めた実態把握を行う。	①②年間150件	①相談対応等した方や昨年度訪問した方を中心に実施。 ②松森町の実態把握を10月から実施するため企画調整、準備を実施。	①103件うち独居54件 ②準備中	①実態把握では半数以上が独居世帯。元気な時から関わることの重要性が増している。 ②実態把握実施に向けて、松森町会長や担当民生委員からの理解をいただきながら、企画調整中。	①独居、高齢者世帯を中心に実態把握を行う。 ②10月～12月までの期間で松森町の実態把握を行い、把握した内容を集計し、地域診断を行っていく。
ウ 総合相談	①相談窓口の機能強化、アウトリーチを継続する。 ②地域の金融機関、郵便局、医療機関などに相談窓口の広報活動を行う。 ③センターのパンフレットの見直しを検討する。	①一大・二大地区、三大地区、文京地区で出張相談(事業名:『高齢者お悩み相談室』)を実施継続する。 ②センターのパンフレットやチラシの設置協力を依頼する。 ③地域住民、ボランティア、大学生等の意見を反映させたパンフレットの作成検討。	①合計12回(各地区4回) ②年30カ所 ③1回	①新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催自粛。今年度から各地区3ヶ月おきに開催予定であり、9月から再開。三大地区(取上公民館)で実施し3件相談有。 ②金融機関、郵便局、医療機関、美容室にチラシやパンフレットの設置依頼。 ③地域ケア推進会議にて検討を実施した。	①1回・三大地区1回、文京地区、一大二大地区は未実施。 ②20機関に対して2回実施 ③1回	①9月より再開。チラシは今年度より毎戸配布から回覧板での周知としているが、町会連合會の協力もあり、混乱なく開催出来た。開催を待っていたと相談者の声もあり、事業が地域にも定着しつつある。 ②センターのパンフレットや事業のチラシを持参することで、広報や開催の周知につながっている。また、昨年と比べて回数は減ったが、継続して各町会長や関係機関と連携を図ることが出来た。 ③地域住民に効果的に相談等へつながるよう、地域住民、関係機関、大学生などで構成したワーキングメンバーで検討することが出来た。地域目線での意見を反映したパンフレットの検討が出来た。	①新型コロナウイルス感染予防対策を取りながら実施継続。今年度から開催回数、広報方法を変更したため、効果的に開催出来ているか評価しながら実施する。 ②センターのパンフレットやチラシの設置依頼、広報活動を継続。また設置後の反響や状況等も確認していく。 ③下半期も地域ケア推進会議を開催し、ワーキングメンバーなどと協議しながら作成。次年度に向けた活用に向けて調整していく。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	①成年後見制度の広報活動を行い、制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度の活用が必要な場合は、相談、申し立てにつながるよう支援する。	①ア・地域高齢者集会、民生委員児童委員協議会定例会で広報イ・出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)来所者へ手渡しする。 ②相談、申し立ての支援を行う。	①ア・年5回イ・月1回 ②随時	①ア・民児協定例会にて配布、広報。イ・パンフレットを設置、相談者へ配布、活用している。 ②市社協、成年後見支援センターと連携、支援している。	①ア・2回イ・1回(3件配布) ②相談1件申立済5件支援中2件	①新型コロナウイルス感染拡大の影響にて広報する機会が減少。理解しやすい内容で継続的な広報が必要。 ②申立件数が増加、支援できる親類がない高齢者の施設入居に伴い成年後見制度の活用がすすめられ、申立に至る事例が殆どであった。	①新型コロナウイルス感染予防対策を取りながら、関係機関、住民組織の活動に積極的に参加し、出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)にて配布広報を継続する。 ②特に親類等からの金銭的搾取等の課題があるケースについては、関係機関と連携し、適切な対応や方針を協議しながら支援していく。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携を図り、対応する。	弘前市関係部署、受け入れ措置施設と連携を図り対応する。	随時	コアメンバー会議にて分離保護の方針が決まったケースで、措置施設と調整を図るが、高齢者の拒否が強く、分離措置には至らなかった。	0件	養護者が精神障がい者で緊急性を要したが措置対応には至らず、保護しなければならない認知症高齢者が拒否した場合の対応の困難さを感じたケースあり。	措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携し対応する。
ウ	高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に係わる通報等を受けた後は、速やかに対応する。	①弘前市の虐待対応マニュアルに基づき、関係部署と連携を図り対応する。 ②必要に応じて、個別ケース会議を開催、支援方法を検討する。	①②随時	①虐待疑いで通報実5件、うち虐待認定2件 ②緊急性あり、市主催の虐待対応ケース会議に出席、関係機関と今後の方針を検討。	①随時 ②1回	①速やかに実態把握に努め支援している。身体的虐待1件、心理的虐待とネグレクト1件。1件は分離保護の必要性あり、1件分離済み。 ②養護者が精神疾患、8050問題が課題を複雑化。分離後も後方支援や関係機関との連絡調整を要し、関係機関との連携の確立が急務。	①虐待対応マニュアルに基づき、関係部署、関係機関と連携を図り対応する。分離措置は関係機関と事前に協議対応する。 ②支援方針に係る重要な判断は、関係機関が連携し、組織的な判断ができるよう必要に応じて虐待対応ケース会議を開催する。
エ	困難事例への対応	事実確認後、課題を把握し、援助の方向性(支援策)を関係者で協議する。	地域ケア個別会議を開催、支援を阻害している要因、課題を整理、支援方法を検討する。	随時	困難事例は、センター内で検討、地域ケア個別会議を随時開催している。	随時1回	多職種で共有、検討することで支援の方向性を決めることが出来ている。	随時、対応していく。困難事例では地域ケア個別会議を開催し、課題を整理し支援方法を検討していく。
オ	消費者被害の防止	市民生活センターと連携を図り、電話や窓口にて消費者被害に関する情報を把握し、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパーなどへ情報提供などを行う。	①地域高齢者集会、民生委員児童委員定例会、在宅介護支援センター連絡会などで情報提供、予防啓発する。 ②出張相談(事業名:高齢者お悩み相談室)開催時にパンフレット設置。	①年10回 ②月1回	①新型コロナウイルス感染防止のため、民児協定例会、在宅介護支援センターへ市民生活センターの最新情報を紙面で提供。市内で詐欺被害が連続発生、警察の予防啓発チラシを訪問時等で配布・情報発信。 ②パンフレットを設置、来所者に配布、必要時に活用。	①3回 ②1回	①市民生活センターや警察署から情報提供を受け、地域住民や協力機関へ注意喚起を行うことが出来た。 ②会場に設置し、来場者に配布するなど、目に触れる工夫を行い対応できた。	①引き続き関係機関や地域住民組織の活動等に参加し、消費者被害に関する情報発信を情勢に適した形でを行い、予防啓発を図る。 ②消費者被害を身近に感じてもらえるようパンフレットの設置配布を継続する。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が、関係機関とスムーズな連携ができるよう支援する。	圏域の介護支援専門員のニーズに基づき、虐待、自立支援リハビリに関する研修会を企画・実施する。	年2回	虐待についての研修会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議にて実施する	1回	虐待については、日ごろ、疑問に感じていることなどに関してアンケートを実施し回答をフィードバックしている。虐待の定義や虐待が疑われる事例があれば、抱え込まずに包括に相談するよう理解、促進につなげることが出来た。	介護支援専門員のニーズに基づき、『リハビリの視点から自立支援に向けた支援について』の研修会開催を予定。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①圏域の介護支援専門員と連携を強化する。 ②日常業務について意見交換できる場を設定する。 ③圏域の主任介護支援専門員と連携し、スキルアップできる企画を協働で検討、実施する。	①介護支援専門員の人数を把握する。 ②地域課題や昨年度介護支援専門員からの要望に基づき意見交換会を実施する。 ③主任介護支援専門員連絡会を開催、勉強会、情報交換会等を実施する。	①上半期 ②年1回 ③年4回	①圏域内介護支援専門員40名(うち主任介護支援専門員15名) ②民生委員との意見交換の意向はあったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面にて意見収集。 ③6月に開催予定であった連絡会は1月に延期。9月は予定通り実施する。	①1回 ②1回 ③1回	①地域課題の整理等協力を得ることが出来ている。 ②書面にて民生委員と介護支援専門員双方から連携についての意見や疑問に思っていることについて意見を確認することが出来た。 ③講師を招き、「ファシリテーションについて」研修会実施。講義やグループワークを通し学びを深めることが出来た。	①上半期同様、連携しながら地域の活動に活かしていく。 ②次年度に向けて意見交換出来る機会を検討。 ③1月に「ストレスとの向き合い方について」研修予定。
ウ	日常的個別指導・相談	地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気づきや学びが得られるよう支援する。	介護支援専門員相互、多職種からの助言を得られるよう地域ケア個別会議を開催する。	年7回	新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、7月より地域ケア個別会議を再開。必要時には、随時開催で対応している。	3回 うち定期2回 随時1回	地域ケア個別会議を通して多職種による多角的な視点からの助言や連携を取りながら支援が出来、新たな気づきに繋がっている。	定期開催のほか、介護支援専門員から依頼があれば必要に応じて随時、開催を実施していく。
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を行う。 ②困難事例については、地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	①②随時	①②同行訪問までには至らなかったが、関係者で今後の支援について検討、今後の支援が効果的に実施されるよう支援している。	①随時 ②1回	①②効果的な支援が展開されるよう意識した助言、支援を随時行っている。支援者と関係者との間に捉え方のずれがあり、効果的な支援が難しくなっている事例もあった。アプローチ方法や気づきを促す支援の工夫、研鑽をしていく必要がある。	①同行訪問やセンターのネットワークを活かし支援をしていく。 ②多角的な視点で支援方針を定められるよう地域ケア個別会議を提案、実施する。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症疾患医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。 ②認知症初期集中支援チームと連携する。	①ア・圏域内キャラバン・メイト連絡会を実施する。 イ・認知症施策、ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症高齢者たぐいまサポート事業について広報する。 ②訪問支援対象者について、情報共有、支援協力をする。	①ア・年1回 イ・随時 ②随時	①ア・上半期は未実施。下半期開催に向けて調整中。 イ・広報活動や事業展開の中で実施。 ②新規の相談を行い、情報共有し、介入が必要か検討依頼している。	①ア・0回 イ・随時 ②1回	①ア・新型コロナウイルスの感染拡大防止により、連絡会の開催を見合わせている。下半期開催に向けて調整中。 イ・出張相談にてパンフレットを設置するなど広報に努めている。 ②初期集中支援チームへ必要時相談しながら、認知症の方や家族へのより良い関わりを検討することが出来ている。	①ア・認知症サポーター養成講座や認知症カフェ(事業名:橙燦カフェ)の共同開催に向けて調整する。 イ・事業展開の中で広報活動を実施継続していく。 ②必要時積極的に相談しながら、連携を図っていく。
イ 認知症の人や家族への支援	①認知症者や家族、地域住民が集い、学びや情報交換できる場を提供する。 ②認知症者や家族に対して相談・支援を行う。	①ア・認知症カフェ(事業名:橙燦カフェ)を定期開催する。 イ・認知症カフェ振り返り・評価をする。 ②認知症者、家族に対する相談会の企画、検討を行う。	①ア・年10回 イ・下半期 ②随時	①下半期開催に向けて調整中。 ②認知症地域支援推進員として『認知症介護者教室』の企画に参加。	①調整中 ②4回	①新型コロナウイルス感染拡大防止により、開催を見合わせており、下半期開催に向けて調整中。 ②市内認知症地域支援推進員と連携し企画準備をしている。	①認知症の方を地域全体でサポートしていくことが必要であることを若い世代に知ってもらうこと、認知症の方やその家族が専門職と早い段階で出会える場所としての役割を担っていくことが出来るよう再開、継続していく。 ①下半期開催に向けて、調整する。 ②『認知症介護者教室』開催に向けて、市内の認知症地域支援推進員と連携・協力していく。
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座について、広報、開催の働きかけを行う。 ②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを企画、実施する。	①認知症サポーター養成講座を開催する。 ②認知症カフェ、認知症高齢者声かけ模擬訓練(認知症高齢者たぐいまサポート訓練)など企画運営を協働で行う。	①ア・年5回以上 イ・目標人数100人 ②随時	①②上半期は未実施。	①②準備中	①弘前実業高校生、大学生に向けての実施を予定。若い世代へ認知症の理解を普及することで、親の世代や地域への波及効果を期待している。 ②関係機関の理解、協力、助言をいただきながら、開催に向けて検討していく必要がある。	①認知症サポーター養成講座の広報を行うとともに、実施に向けて準備する。 ②開催に向けて関係機関との調整を行っていく。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定、個別支援と地域課題の抽出を図る。 ②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。 ③地域住民、民生委員等関係組織に会議参加の呼びかけを行う。 ④自立支援に向けたケースの検討を促す。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③地域の関係組織、会議参加者に趣旨説明を丁寧に行う。 ④圏域の介護支援専門員へ呼びかけを行う。	①年7回 ②年7回 ③随時 ④随時	①定期、随時開催実施 ②ア・地域課題の整理(地域代表者) イ・地域住民への発信についての会議 ③会議参加の招集の際に地域ケア会議の趣旨や目的を記載した運営方針を示すほか、口頭でも説明、伝えている。 ④事例提供の際にお願いしている。	①3回 定期2回、随時1回 ②ア・1回 イ・1回 ③随時 ④随時	①地域課題の把握につながっている。民生委員や地域住民の参加については工夫が必要。 ②ア・地域課題を事業運営として実施していくために実施。 イ・当センターの周知や広報の一環として地域住民にわかりやすいパンフレット作成のために、グラフィックデザイナー、民生委員やヒログクインクルージョン(大学生)等で検討。 ③④今後も継続的に周知、依頼をしていく。	①計画通り実施、随時開催も積極的に開催していく。 ②ア・課題整理、事業運営に反映できるようにしていく。 イ・下半期も開催し次年度に向けて活用できるよう検討していく。 ③④上半期同様実施していく。

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

### 【地域の実態】

地域課題の整理、取り組みについて現時点で取りまとめ中。

### 【地域課題】

地域課題の整理、取り組みについて現時点で取りまとめ中。

### 【地域での対応方針】

地域課題の整理、取り組みについて現時点で取りまとめ中。

### 【市、関係団体への提言】

地域課題の整理、取り組みについて現時点で取りまとめ中。

(様式第1号)

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

職員配置 (R.2.4.1現在)	保健師	1	予防給付プラン担当	1 人	ランチ数
	社会福祉士	2	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	2 人	
	主任ケアマネ	1			1

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する上半期の取り組みの評価
<p>地域の実態</p> <p>①介護サービスの利用や支援者の介入に対して拒否的な態度を示す高齢者・家族が多い。 ②急変時等の備えが不十分な住民が多い。 ③一人暮らしの認知症高齢者の見守りを介護支援専門員が抱え込んでいることが多い。</p> <p>地域課題</p> <p>①②早期に専門職と繋がるための支援が必要である。 ③認知症に対する理解・協力体制が不足している。</p> <p>目標</p> <p>①②支援を要する高齢者の心身状況や家族環境等について実態把握をして、早期に必要な支援をする。 ③福祉意識を高めるために、地域住民への認知症啓発活動を強化していく。</p>	<p>本人やその家族だけではなく、市役所、警察、病院、施設、介護事業所等様々な箇所から広く相談を受け付けて、速やかに実態把握をした。その上で関係機関と連携することで、課題の整理と必要な支援の調整につなげている。地域住民の福祉意識を高めるための啓発活動として境関と堀越地区の住民主体の活動への参加を企画していたが、当法人と相手方のコロナウィルス対策により計画通りに進めることができなかった。下半期に実現が可能な範囲で実施していく。</p>

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェック リスト該 当者に 係る ケア マネ ジ メント	介護予防日常生活支援総合事業について説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援する。	①必要な方が総合事業を利用できる様に、圏域内の様々な資源に総合事業の周知をする。 ②希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切な支援を行う。	①20ヶ所に年1回 ②受付から1週間以内	①東地区の民生・児童委員定例会で事業の紹介をして周知を図った。 ②希望者には基本チェックリストを実施し、1週間以内に申請した。セルフケアの重要性が理解できる様に充分説明した。	①1ヶ所に対して1回。 ②実107名。内新規に基本チェックリスト実施者18名。要介護認定者5名。	①民生・児童委員が気になる高齢者に総合事業を紹介できる様に、パンフレットの配布と周知をする必要がある。 ②十分な説明をし、了解を頂いた上で速やかにケアマネジメントを行った。	①必要な方が総合事業を利用できる様に、パンフレットを豊田と堀越地区の民生・児童委員、医療機関、介護事業所、金融機関に対して説明、配布して周知を図る。 ②継続。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

## 2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	関係機関、住民組織と顔の見える関係づくり。	①民生委員・児童委員定例会への参加。 ②関係機関と協同して地域住民向けの勉強会や座談会を実施する。 ③関係機関と共に既存の住民主体の活動に参加する。	①豊田地区、東地区、堀越地区に年1回 ②年2回 ③年2回	①東地区の民生・児童委員に対して、気になる高齢者を把握した際は、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼した。 ②未実施。 ③未実施。	①1ヶ所。 ②0回。 ③0回。	①東地区の民生・児童委員の定例会で「弘前市東部地域包括支援センターとの懇談会」を開催。職員紹介、事業説明、事例報告、質疑応答をした。気になる高齢者を把握した際には地域包括支援センターにつないでもらえる意識が高いことを把握した。顔の見える関係ができています。 ②③毎年参加している住民主体の集まりが中止になる等、実施することができなかった。	①圏域内の医療機関、介護事業所、金融機関等関係機関に地域包括支援センターの事業説明とパンフレットの設置を依頼する。また、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ②③実施に向けて関係者や住民と協議する。
イ 実態把握	①支援を要する高齢者の早期発見に向けたネットワークの構築を図る。 ②支援を要する高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握をして、早期に必要な支援をする。	①ア圏域内の関係機関に実態把握の説明をし、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ①イ城東在宅介護支援センターと共に既存の住民主体の活動に参加して実態把握の説明をし、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センター若しくは在宅介護支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ②相談を受け付けたら、速やかに訪問して実態把握する。	①ア20ヶ所以上に年1回 ①イ年2回 ②1週間以内、年100件	①ア東地区の民生・児童委員に実態把握の説明をし、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼した。 ①イ未実施。 ②速やかに訪問して実態把握した。	①ア1ヶ所。 ①イ未実施。 ②東部地域包括支援センター68件。城東在宅介護支援センター14件。	①東地区の民生・児童委員とは支援を要する高齢者の早期発見に向けたネットワークが構築されている。 ②相談を受け付けたら、速やかに訪問して実態把握した。	①圏域内の医療機関、介護事業所、金融機関等関係機関に実態把握の説明をし、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ②相談を受け付けたら、速やかに訪問して実態把握する。年間100件を目標とする。
ウ 総合相談	様々なネットワークを通じて相談受付ができるように、地域包括支援センターの宣伝を強化して、住民に対して地域包括支援センターの周知を図る。	圏域内の関係機関に地域包括支援センターの事業を説明し、パンフレットの設置を依頼する。また、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。	20ヶ所以上に年1回	東地区の民生・児童委員に地域包括支援センターの事業を説明し、パンフレットを配付した。気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼した。	1ヶ所	民生・児童委員からの相談は11件。昨年度の同時期は12件で横ばい。民生・児童委員も、地域包括支援センターに相談しても良い事例なのか悩むことがあることを把握した。今後も相談内容に応じた関係機関との連携や紹介ができることを伝えていく必要がある。	圏域内の医療機関、介護事業所、金融機関等関係機関に地域包括支援センターの事業説明とパンフレットの設置を依頼する。また、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。



# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	パンフレットで周知しつつ、介護事業者を対象とした研修会を開催して理解を深める。	①関係機関に制度の説明をする。 ②介護事業者を対象とした研修会を開催して制度の活用に対する理解を深める。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をする。	①20ヶ所以上に年1回 ②1回 ③随時	①東地区の民生・児童委員定例会で実施。 ②未実施。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をした。	①1ヶ所。 ②0回。 ③後見開始申立1件。実人数3人。	①パンフレットの内容は把握していた。事例報告を通して成年後見人の権限や役割について具体的に伝えていく必要がある。 ②安心して参加できる研修会となる様、対象をしぼる等工夫が必要。 ③申立て支援を通して課題を整理し、関係者で役割分担した。死後事務が申立て理由の相談もあったので、都度的確な相談対応をしていく必要がある。	①圏域内の関係機関に制度の説明をする。 ②圏域内の関係者向けの研修会を企画する。 ③継続。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合は、弘前市の関係部署と連携を図りながら対応する。	①関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の連絡について協力を依頼する。 ②相談に対しては関係部署と連携を図りながら対応する。	①20ヶ所以上に年1回 ②随時	①東地区の民生・児童委員定例会で実施。 ②措置を要するケースは把握しなかった。	①1ヶ所。 ②0件。	①民生・児童委員も、地域包括支援センターに相談しても良い事例なのか悩むことがあることを把握した。弘前市の関係部署と連携を図りながら対応する必要があることから、気になる高齢者を把握した際は、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼していく必要がある。	①圏域内の関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の連絡について協力を依頼する。 ②継続。
ウ	高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止の周知を図る。	①イの①に同じ ②虐待通報があった場合は、高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応をする。	①イの①に同じ ②随時	①東地区の民生・児童委員定例会で実施。 ②高齢者虐待防止対応マニュアルに沿った対応をした。	①1ヶ所。 ②通報6件。	①養護者による高齢者虐待の相談窓口として認知されていた。 ②虐待を確認し、助言対応した事例が3件。担当課と連携して対応した。	①圏域内の関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の連絡について協力を依頼する。 ②継続。
エ	困難事例への対応	①速やかに事実を確認、関係者で協議し対応する。 ②圏域の介護支援専門員が困難事例に対応するために地域ケア会議を活用できる体制を整備する。	①地域ケア会議を活用し個別課題の解決と対応力の強化を図る。 ②介護支援専門員に地域ケア会議の活用を呼びかける。	①随時 ②全居宅介護支援事業所に対して随時	①地域ケア個別会議を開催。 ②圏域内全居宅介護支援事業所に周知。地域ケア会議の活用を呼びかけた。	①2回。 ②各1回。	①地域ケア個別会議を活用して個別課題の解決と対応力の強化を図った。 ②準備の手間から事例提供に抵抗がある。地域ケア会議の有用性について伝える必要がある。	①②継続。
オ	消費者被害の防止	消費者被害に関する最新の情報を把握し、住民に伝達する体制をつくる。	①市民生活センターから最新の情報を得て、住民組織に提供する。 ②気になる高齢者を発見した際は、地域包括支援センターや市民生活センターを紹介する様に関係機関に協力を依頼する。 ③消費者被害に関する相談には、市民生活センターと連携して必要な対応をする。	①豊田地区、東地区、堀越地区に年1回 ②関係機関20ヶ所以上 ③随時	①最新のパンフレットを東地区の民生・児童委員に提供。 ②東地区の民生・児童委員定例会で実施。 ③相談対応後、市民生活センターに報告。	①1ヶ所。 ②1ヶ所。 ③1件。	①②③消費者被害に関する相談が潜在していることは想定できる。支援につながる様、活動する必要がある。	①②③継続。

令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	介護支援専門員に必要な関係機関との連携体制を構築する。	①圏域内の主任介護支援専門員と介護支援専門員を把握する。 ②介護支援専門員が中心となって、連絡会で取り上げる内容を決定、開催する。	①9月まで ②年5回	①圏域内の主任介護支援専門員と介護支援専門員を把握した。 ②介護支援専門員が中心となって、介護支援専門員連絡会で取り上げる内容を決定した。	①4月に1回。 ②3回。	①②介護支援専門員同士のネットワークと関係機関との連携体制を構築した。	①②継続。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①介護支援専門員のネットワークを活用して、地域ケア会議を開催する。 ②圏域内の介護支援専門員と連携して、圏域内の介護支援専門員がスキルアップできる企画を検討、実施する。	①介護支援専門員に地域ケア会議の内容について説明する。 ②介護支援専門員連絡会で、事例検討、勉強会、情報交換、意見交換を行う。必要に応じて、連絡会の内容に応じた専門機関等にも参加と協力を仰ぐ。	①年4回 ②年5回	①圏域内の全居宅介護支援事業所に周知した。 ②弘前権利擁護支援センターの職員を講師に招いて勉強会を行った。	①4月に書面で通知。他、連絡会の度に周知。 ②勉強会1回。	①介護支援専門員が関わっている2事例で地域ケア会議を開催した。具体的な助言提案とモニタリングが自立支援につながった。 ②圏域内の介護支援専門員と一緒に企画、実施した。スキルアップにつながった。	①継続。 ②関係機関と情報、意見交換を行う機会を企画している。
ウ	日常的個別指導・相談	専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	①担当者を書面で通知する。 ②ケアプランの指導や助言、サービス担当者会議の開催を支援する。	①5月まで ②随時	①圏域内の全居宅介護支援事業所に書面で通知した。 ②ケアプランの指導助言、担当者会議の開催支援を随時。	①4月に1回。 ②ケアプラン随時。担当者会議3回。	①周知したことで相談対応がスムーズに行われている。 ②担当者会議の開催支援により、事例に必要な連携体制をつくることができた。	①②継続。
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して支援する。	各専門機関や関係機関と連携して課題を整理して具体的な支援方針を検討する。また、必要に応じて地域ケア会議を開催して、個別課題の解決と対応力の強化を図る。	随時	各専門職や関係機関と連携して支援した。	6事例。	各専門職や関係機関と役割分担した。介護支援専門員とその事例の支援につながった。	必要に応じて地域ケア個別介護を開催する。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

## 5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	認知症地域支援推進員として、地域や関係機関との連携・ネットワークづくりを行う。	地域の関係機関に認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、介護者教室の説明をする。更に、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターに連絡もしくは地域包括支援センターを紹介してもらえる様に協力を依頼する。	20ヶ所に年1回以上	東地区の民生・児童委員に実施。	1ヶ所。	住民や関係機関が認知症ケアパスを利用すること等により、認知症初期集中支援チームや認知症カフェ、認知症サポーター養成講座を活用できる様に、啓発が必要。	継続。
イ 認知症の人や家族への支援	認知症について情報交換や相談ができる他、住民教育の場として認知症カフェを開催する。	①認知症カフェを開催する。	①年2回	泉野多目的コミュニティ施設で実施。	1回。	町会長と町会役員の2名が参加。参加する住民が増えない。地域ケア推進会議で参加者を増やすために意見・情報交換をして、具体的な助言や提案をいただいた。今後の活動に生かす必要がある。	開催場所、企画、広報、チラシを見直す。
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座の開催団体の拡大を図る。	①認知症サポーター養成講座を周知する。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。	①20ヶ所以上に年1回 ②3回開催。90名養成	①東地区の民生・児童委員に実施。 ②未実施。	①1ヶ所。 ②0回。	①②住民や関係機関が認知症ケアパスを利用すること等により、認知症初期集中支援チームや認知症カフェ、認知症サポーター養成講座を活用できる様に、啓発が必要。	①圏域内の関係機関に認知症サポーター養成講座の周知を行い、開催に繋げる。 ②随時開催する。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定して、地域課題の抽出と個別の支援をする。	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議	①6回 ②3回	①地域ケア個別会議。 ②地域ケア推進会議。	①2回。 ②1回。	①各専門職と地域ケア個別会議を開催して、具体的な対応策について検討した。 ②地域ケア推進会議により事業の課題解決につなげた。	①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定して、地域課題の抽出と個別の支援をする。 ②出席者の立場から自由な意見や提案をして頂き、事業の企画や発展に生かす場とする。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】 地域の実態・地域課題等について現時点で取りまとめ中。							
【地域課題】 地域課題の焦点化には至っていない。							
【地域での対応方針】 今後、課題の焦点化を行い、方針を検討する。							
【市、関係団体への提言】 今後、課題の焦点化を行い、市、関係団体への提言を整理する。							

(様式第1号)

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

職員配置 (R.2.4.1現在)	保健師	2	予防給付プラン担当	2 人	ランチ数
	社会福祉士	1	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人	1
	主任ケアマネ	1			

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する上半期の取り組みの評価
<b>地域の実態</b> 1)虐待事例や困難ケースの家族等から、どこに相談していいかわからなかったという声が聞かれた。(地域の意識は、介護が必要になった時に急遽困りごとになり、普段はチラシなど見る意識もなくパンフレットでセンターの意味が通じない) 2)状態悪化してからの新規相談が増えている。(悪性新生物、認知症の相談が全体の4割) * 行方不明者の事例が発生した。 3)介護従事者が日々さまざまなストレスを感じて介護、支援している実態がある。 4)事例が少ない病気や制度について理解不足で支援や説明に困る。訪問看護を上手く活用できていない。 5)民生委員より、包括や圏域事業所と交流の機会を持ち顔の見える関係作りがしたいと意見が出ている。 6)地域のフォーマル、インフォーマルサービスの情報がわからず、支援に困難が生じている。	<b>令和 2 年度目標に対する上半期の取り組みの評価</b> 1)圏域居宅介護支援事業所へ認知症サポーター養成講座のパンフレットを配布した。コロナ禍でもあり、小学校や企業への周知は出来なかった。 上半期は、圏域新規有料老人ホームで1回認知症サポーター養成講座を行った。 下半期は、状況をみながら、学校や企業等への周知活動を行っていく。 2)コロナ禍で自粛という事もあり、専門職同士の交流の企画を計画することは出来なかった。 下半期は、交流範囲を縮小して、少人数での交流の場を企画できるよう検討していく。 3)5月から圏域居宅を訪問し、困難ケースや制度の質問等相談を受け、助言することが出来た。 下半期も、継続した訪問を行って、顔の見える関係を築き、相談しやすい環境を整えていく。 4)民生委員定例会やケア会議等でチラシを配布した。圏域新規有料老人ホームで権利擁護の研修を依頼され実施した。下半期も、継続的にアプローチし、依頼を受け付けていく。 5)公共施設へのパンフレット設置を行った。また、圏域75歳以上の高齢者実態把握を実施し、個別に包括の広報を行った。下半期も、戸別訪問を継続し、包括の周知に力を入れていく。 6)コロナ禍で民生委員定例会も自粛されていた為、交流の場をセッティングすることが出来なかった。しかし、民生委員から認知症ケアパスの勉強会を実施したいという声も聞かれている為、下半期で検討していく。 7)原案を完成させることが出来た。下半期で、各事業所へ配布できるようにしていく。(その後再度アンケートを実施し、修正をかけていく)
<b>地域課題</b> 1)権利擁護、認知症、病気についての理解が乏しく、早期の相談に結びつかない。周知不足。 2)包括、医療、介護ともに気軽に相談できる環境が整っていない。 3)民生委員の交代で連携がスムーズにいかない可能性がある。 4)地域の人達がサービス選びが難しい(どんなサービスが地域にあるかわからない)。	
<b>目標</b> 1)認知症サポーター養成講座を積極的に周知していく。(学校関係、企業等) 2)専門職同士(包括、地域連携室、訪問看護、地域ケアマネ)が交流できる場を設定し、働きやすい環境を整備する。 3)包括主任ケアマネが各居宅へ定期的なアプローチを実施。 4)権利擁護について圏域施設に対し出前講座を企画する。 5)地域への広報の仕方を検討する。(圏域公共施設や企業、病院、薬局等窓口へのパンフレット設置) 6)民生委員と圏域事業所等との交流の場の設定(勉強会実施)。 7)地域の社会資源マップの作成(地域の情報収集)。	

## 1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェック リスト該当 者に係る ケアマネ ジメント	1)介護予防、日常生活支援総合事業対象者への対応を迅速に行う。また、各関係機関との連携をする。 2)基本チェックリストの分析を行い、地域の実情を知る。	1)状態確認や事業の説明にてマネジメントを実施する。サービス事業所との連携を図る。 2)昨年度の事業対象者の状態を分析し、健康に対する意識付けや予防の必要性を周知する。	1)都度(相談受付・対応時) 2)上半期(分析) 下半期(周知)	1)相談時は、迅速に対応しマネジメントを実施し、事業所との連携を図ることが出来た。 2)総合事業開始からの事業対象者の基本チェックリストをまとめた(重複有)。	1)8件 2)1回 ・運動:86人 ・栄養:0人 ・口腔:6人 ・閉じこもり:20人 ・物忘れ:14人 ・うつ:6人	1)2)上半期のチェックリスト実施でのマネジメントは8件で、ほぼ歩くことが困難になってきている、家にばかりいて歩かなくなった、物忘れが酷くなってきているというケースだった。認知症の講座や地域で実施している運動(教室等)への参加の重要性が明らかになった。	・実態把握で地域周りの際、認知症サポーター養成講座、筋力向上トレーニング教室等の広報を行っていく。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	地域におけるネットワーク構築 1)各関係機関との連携強化。 2)圏域社会資源マップの作成(社会資源の情報パンフレット等収集していく)	1) ・全機関へ包括支援センターの会議等案内を行う。 ・敬老会や文化祭で相談窓口開設する。 ・町会長、民生委員会議への参加。 ・老人クラブ訪問。・各町会の湯っこの日訪問。 ・圏域公共施設、銀行、郵便局、スーパー、病院、薬局等へのパンフレット設置と説明。 2)1)の機関訪問時、情報収集を継続する。	1)随時  2)随時	1) ・地域ケア会議等の案内は圏域機関へすべて案内を行った。 ・敬老会、地域イベント、老人クラブ、会議等中止で参加できず。 ・圏域公共施設へポスターにパンフレットを入れて設置していただくことが出来た。(郵便局やスーパーは検討中) 2)弘前市内社会資源となる所へ電話をし情報収集できた。	1) ・随時 ・0回 ・5カ所  2)随時	1)4月時点で、ケア会議案内を配布した。敬老会、文化祭、町会長会議、民生委員定例会等に出席希望を伝え、圏域機関からは是非参加してほしい、訪問していただきたいという声も聞かれ、内諾を頂き計画を進めていた。しかし、コロナ禍で参加できず。内諾時、町会長からは、いろんな場面で、講話等のお願い、また、高齢者の見守り支援については一層連携強化したいと意向を聞くことができた。 2)事業所で何が必要かが課題で、情報を集めることに時間がかかったが、包括で話し合いを続け、情報を整理することが出来た。弘大教授より、学生も協力体制がとれるとお話を頂いた。	1)コロナ、インフルエンザ等の感染状況を確認し、市や法人の指示を仰ぎ、会議、イベント、研修等への参加や訪問、包括の周知、講師依頼受入れ等積極的に実施していく。また、支援困難事例に関しては、相談や報告を徹底し、町会長や民生委員との連携を強化していく。  2)圏域事業所等へ配布し、アンケートを実施して修正をかけていく。結果、状況を見て大学生への依頼も検討していく。
イ	実態把握 在宅介護支援センター(ランチ)との連携を強化し、実態把握に努める。	看護師が訪問し、一人一人の身体状況や生活状況を把握し、地域診断も行っていく。	毎月(随時)	高齢者リストの対象者を中心に実態把握を行った。岩木地区は3町会、東目屋地区は在宅介護支援センターと同行して8町会を回り、生活状況の聞き取りを実施した。	実態把握件数 299件	在宅介護支援センターと同行訪問することで、見守りが必要な世帯を共有でき連携の強化に繋がった。地域からは、回ってきてくれると安心するという声が聞かれた。地域の特性として、農家の多い地区は農繁期に訪問しても不在の可能性が高く、下半期以降の訪問は時期を検討していく必要がある。	予定を見直しながら実態把握を継続し、聞き取りした生活状況の情報を整理して地域診断を行っていく。
ウ	総合相談 1)3職種が密に連携を図り、切れ目なく対応出来る様にし、内容に応じ、情報提供、関係機関の紹介等を行う。また、他機関への情報提供等スムーズに行えるようにする。 2)窓口の周知	1)毎朝のミーティングとシステムの活用で包括全体の情報を統一し、内容に応じ、他機関との連携を図る。 2)圏域施設、関係機関等、包括を周知できる窓口へパンフレット設置のお願いをしていく。	1)毎日  2)随時	1)ミーティングやシステムを活用して包括内の情報共有を行い、切れ目ない対応に努めた。他機関には相談内容に応じて随時、情報提供を行っている。 2)岩木庁舎や医療機関、薬局にパンフレットを設置した。	1)毎日  2)随時(3ヶ所にパンフレット設置)	1)ケースを包括全体で情報共有することで、担当職員不在時にも統一した対応が出来た。新規相談の約6割が介護申請し半数以上が要介護状態。疾患は認知症が最も多く、更に医療機関や居宅介護支援事業所との連携を強化する必要がある。 2)引き続き、パンフレットを設置していない関係機関には依頼していく。また、既に設置した場所も今後定期的に回り、配布状況等を確認していく必要がある。(パンフレット設置で案内がしやすいと意見が聞かれる。)	1)包括内の情報共有を継続して実施していく。また、困難ケース等は随時カンファレンスも行って対応策を検討し、他機関との連携を強化していく。  2)継続して実施していく。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	成年後見制度の活用促進	1)相談者に分かりやすい説明ができる知識を習得する。 2)制度の普及啓発活動を継続する。	1)成年後見制度、意思決定支援など権利擁護に関する研修へ参加する。 2)話題提供できる資料を持参し、各会議や集会等で広報する。	1)2回程度 2)3回	1)弘前圏域権利擁護支援センターの説明会に参加した。 2)制度周知に活用できる資料を作成予定であったができなかった。	1)1回 2)0回	1)権利擁護センターの役割を理解できたことで、居宅から成年後見の申立支援の相談時、センターと連携し、スムーズに対応できた。 2)活用する資料の検討を行ってきたが、結果的に作成まで至らなかった。	1)計画に沿って取り組み、社会資源を活用できるスキルをさらにアップする。 2)制度自体難しく、わかりづらい為、話題提供できる資料を早急に作成し、広報に努めていく。
イ	老人福祉施設等への措置の支援	弘前市担当部署、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	措置の必要性の要否を随時、市と確認しながら対応する。	・随時	・認知症で帰宅が困難なケースを、市と連携し入院対応した事案が1件あったが、措置事案はなし。	・0回	・市と様々な対応策を検討し、その中でGH、特養への措置も検討されたが、認知症疾患医療センターでの対応で入院となった。適宜、市と連携を図り対応できた。	・必要なケースが発生した場合は、措置の必要性の要否を随時、市担当課と確認・協議しながら対応していく。
ウ	高齢者虐待への対応	1)速やかに市やその他機関等と綿密な連携を図る。 2)圏域事業所への虐待に関する知識の普及。 3)西部圏域の社会福祉士のスキルアップの促進。	1)速やかに事実確認と包括内で情報共有し、市とも密に連携を図る。 2)虐待防止研修を実施する。 3)圏域の社会福祉士を把握し、権利擁護に関する勉強会を開催する。	1)随時 2)2回 3)1回	1)R2年5月に1件。 R2年6月に1件 2)有料老人ホームから依頼あり実施。 3)実施できず。	1)2件 2)1回 3)0回	1)親族や近隣住民から、いずれも虐待疑いで通報をうけた。包括内で情報を整理し、市と協議を行い、現在も見守り等の支援を行っている。 2)あらためて虐待防止について勉強をすることで、今後の業務の中で、活かせる知識を深めることができた。定期的に確認し合うことの重要性を認識できた。 3)コロナウイルス感染拡大により、情報収集することが困難であった。	1)広報活動を継続し住民等への活動内容の周知を図る。 2)コロナ禍でもあり、研修手法の検討していく。 3)圏域内の社会福祉士を把握することから始める予定。
エ	困難事例への対応	1)事実確認を行い、関係機関と連携しながら対応する。 2)活用できる制度について知識を習得する。 (包括職員のスキルアップ)	1)包括内カンファレンスで問題や課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催して支援策を検討する。 2)各種研修会へ参加する。	1)随時 2)随時	1)介護支援専門員の後方支援として、包括内カンファレンスを実施し対応した。2ケースは地域ケア個別会議も開催した。 2)研修会自体が開催されていないため、未参加。	1)3件 2)随時	1)介護支援専門員からの相談が増えている。包括内カンファレンスで課題整理し、適宜担当介護支援専門員と連携できた。個別ケア会議を通し支援方法を検討することでニーズの共有が出来た。 2)新型コロナウイルスの影響で、法人からの参加不可の意向もあって参加に至っていない。	1)関係機関の役割を適切に整理し、困難事例の解決に向けた対応を継続していく。 2)参加可能な研修はスキルアップの為、積極的に参加していく。また、オンライン研修も増えているため、参加できる環境を整えていく。
オ	消費者被害の防止	情報収集を行い、周知を強化する。	・消費生活センターの研修参加や、インターネットも活用して情報収集する。 ・色々な機会を利用して、得た情報を提供する。	・随時 ・2~3回	・消費生活センター訪問時やインターネットから情報収集し周知した。 ・情報共有システムへのアップロードや実態把握時にチラシを配布した。	・随時 ・適宜	・実態把握で消費者被害の情報提供を行ったが、被害の事例はなかった。しかし、いろんな電話が入って怖いことがあると聞かれていた。また、1件圏域居宅から給付金を増やしてあげると電話が入ったと情報あり、圏域事業所へ周知を行った。 ・警察からチラシ配布の協力要請もあり、実態把握の際配布した。 *コロナ禍で、きめ細かい情報発信が必要である。	・収集した情報や配布依頼のあったチラシなどの周知等を積極的に実施し、消費者トラブルの未然防止に繋げていく。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	各関係機関が切れ間なく支援できる連携体制を構築する。	・地域ケア推進会議の開催。 各関係機関、多職種、地域の方が多く参加できるよう各町会へ回覧や包括スタッフが研修等へ参加時広報する。	・年2回 随時	・コロナ感染拡大防止の為、計画したものの実施できなかった。年度初めに年間予定を民生委員、町会長に案内配布し、各事業所への広報を行った。	・推進会議 4回 ・広報 1回	各関係機関へ会議の広報を行い、趣旨の理解をして頂くことが出来たが、コロナ禍で推進会議を実施する事はできなかった。上半期は個別に実態把握訪問することで地域の声を聴くこととした(岩木:3地区、東目屋:8地区)。また、広報を行った結果、警察や病院、農協、上下水道部等関係機関から相談が増えてきている。	推進会議は、新型コロナの感染状況等を見ながら、開催の検討をしていく。また、実態把握を継続し、地域課題の分析を行っていく。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	1)圏域の介護支援専門員との連携を強化していく。 2)ネットワークの構築と地域課題把握など行う。	1)圏域の主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等を把握し、名簿を作成する。 2)ケアマネ会議(ケアマネんず倶楽部)の勉強会に参加して、情報交換・情報収集をする。	1)年2回 2)年2回	1)今年度の名簿を作成した。 2)コロナ感染拡大防止の為、参加できなかった。(圏域介護支援専門員にアンケートを実施し中止決定した)	1)1回 2)0回	1)6月から居宅介護支援事業所1ヶ所増で主任介護支援専門員1名で行っている。包括の役割について周知情報交換できる環境を整えていく必要がある。 2)ケアマネ会議が中止となり、圏域介護支援専門員との情報交換をすることが出来なかった。ケアマネ会議からのアンケート結果、予定時期を変更しても勉強会は行ってほしいと開催を求める声が聞かれていた。	1)下半期も圏域事業所の主任介護支援専門員、介護支援専門員の状況を把握し、連携を強化していく。 2)新型コロナの感染状況を見ながら、ケアマネ会議から依頼を受けた勉強会を包括主催で実施していく予定。
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員へのサポートができる体制を作り、個別指導や相談等の対応支援を行う。	定期的に圏域の居宅介護支援事業所へアウトリーチし、各居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と連携する。	随時	定期的に圏域の居宅介護支援事業所を訪問し、包括主催の出席講座やたぐいまるサポート事業等の情報を提供した。	各事業所 2回	居宅介護支援事業所へアウトリーチしたことで、介護保険制度や介護予防支援など普段聞けない事などの質問も多く聞かれた。事業所からは、訪問してもらえて良かったとの声が聞かれた。居宅介護支援事業所へアウトリーチすることで、気軽に相談できる環境を作っていく必要がある。	圏域の居宅介護支援事業所(主任介護支援専門員、介護支援専門員)へ継続したアウトリーチをし、包括の役割等を周知し、情報共有、意見交換等を行い、相談しやすい環境を整え、支援を行っていく。
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員の支援の幅が広がる様、指導、助言していく。	地域ケア個別会議、色々な会議等での支援や個別での相談に応じていく。	個別ケア会議 4回 ケアマネ会議(ケアマネんず倶楽部) 2回 随時	コロナ感染拡大防止の為、年間スケジュールを一部変更し、地域ケア個別会議を開催した。ケアマネ会議は中止となった為、相談支援には至らず、個別相談対応となった。	個別ケア会議 3回 ①7月30日 ②8月27日 ③9月16日 ケアマネ会議 0回 6件	介護支援専門員との同行訪問や後方支援を行い、解決できない課題も、関係機関(市、裁判所、医療機関、弘前圏域権利擁護センター等)と連携を図る事で解決していくことが出来た。介護支援専門員から、安心できる、助かったという声も聞かれていた。事業所へアウトリーチすることで相談も増えている。	下半期も、新型コロナの感染状況を確認しながら、地域ケア個別会議、ケアマネ会議への参加を通し、介護支援専門員と交流する機会を増やして相談に応じていく。



# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	1)認知症地域支援推進員の活動を強化する。 ・認知症ケアバスと地域包括支援センターの機能について圏域関係機関へ周知し、連携・ネットワーク作りを行う。 2)受診困難ケースは認知症初期集中支援チームとの連携を図る。	1)・居宅介護支援事業所向けの、認知症ケアバス研修会を企画する。 ・圏域企業等へ弘前市認知症ガイドブック概要版と包括パンフレットを配布し、周知を図る。また、認知症地域支援推進員連絡会や研修へ参加する。 2)初期集中支援チームと連携、情報共有する。	1)・1回 ・10回 ・適宜 2)随時	1)コロナ感染拡大防止の為、企画、実施できなかった。 ・居宅介護支援事業所へ訪問、民生委員定例会に参加し、周知した。 ・認知症地域支援推進員連絡会に参加。 2)連携、共有するケースがなかった。	1)・0回 ・各1回 ・3回 2)0回	1)新型コロナウイルス感染拡大の為、企画、実施できなかったが、東目屋地区の民生委員から認知症ケアバスの勉強会を行いたいと希望が聞かれている。 ・連絡会に参加し、他包括の活動状況を確認することが出来た。認知症の相談が増加している為、一層地域への推進員活動についての周知強化を図っていく必要がある。 2)警察や病院等から認知症疑いで相談は増えているが、初期集中支援チームと連携するケースはなかった。	1)状況に応じて感染対策をしながら、研修会や勉強会等を実施していく。認知症ケアバスの研修会は、圏域の居宅介護支援事業所を対象に2月頃に実施する予定。東目屋民生委員への勉強会も調整していく。 ・市主催の介護者教室が計画されている為、他包括と連携し企画を進め、地域への広報を行っていく。 ・推進員スキルアップの為、10月から「すいしんいんオンラインセッション」を受講予定。 2)計画通り、必要時に初期集中支援チームと連携していく。
イ	認知症の人や家族への支援	1)認知症の人と家族の会と連携強化する。 2)本人や家族の不安や負担を軽減する。	1)認知症の人と家族のつどいへ参加し、情報共有、情報収集を行う。 2)認知症ケアバスやたぐいまサポート事業、安心カード、認知症の人と家族の会、ふれあい介護者教室等の情報を提示する。	1)2回 2)適宜	1)コロナ感染拡大防止の為、参加できなかった。 2)相談や訪問時、必要な方へたぐいまサポート事業や安心カードの情報提供を行った。	1)0回 2)随時	1)参加できなかった為、情報共有、情報収集に至らなかった。 2)たぐいまサポート事業は2名登録、安心カードは8名に配布できた。「話を聞いて安心した」といった言葉が聞かれた。しかし、どこに相談したらよいかわからなかったと重症化してからの相談ケースが多い。初期段階での相談に繋げ、不安、負担軽減できるよう広報が必要である。	1)新型コロナの感染状況をみながら参加していく。 2)相談や実態把握時、または会議等の人が集まる場を活用するなどして周知の機会を増やし、本人や家族への情報提供を継続していく。
ウ	知識の普及	1)認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを増やす。 2)認知症サポーターのフォローアップを行う。	1)・各町会や団体、学校や企業等へ訪問しPRする。 ・認知症サポーター養成講座を開催する。 2)認知症ステップアップ講座を開催する。	1)・随時 ・3回(30名程度) 2)1回(10名程度)	1)・圏域内の居宅介護支援事業所へチラシを配布した。 ・有料老人ホームにて開催した。 2)実施できず。	1)・随時 ・1回(7月21日(16名参加)) 2)0回	1)、2) ・会議の中止等によりPRは計画通り出来なかった。新規事業所からの依頼1件講座実施し、西部圏域の高齢化率等状況を伝えることが出来た。相談ケースの6割が要介護で、認知症の相談が多いことから、認知症サポーター養成講座のPRや講座開催し、サポーター増員を目指す必要がある。また、ステップアップ講座も企画し、さらにサポーターのフォローアップに努めていくことが重要である。	1)・周知できていない学校や企業等へ訪問し、チラシを配布していく。 ・感染症対策をしながら実施していく。 2)ステップアップ講座を実施するキャラバンメイトのスキルアップに努め、圏域内で認知症サポーター養成講座を実施したことのある事業所等へ声掛けし、感染症対策をしながら実施に向けて計画していく。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	1) R1年度に上がった課題を分析し、地域ケア推進会議を開催し課題解決に向けた取り組みをする。 2) 地域ケア個別会議を通して課題の把握に努める。 3) ケアマネ会議(ケアマネんず倶楽部)が開催する研修への参加と連携。 4) ふれあい介護者教室・座談会の補助。	1) 地域ケア推進会議 2) 地域ケア個別会議 運営会議 3) ケアマネ会議(ケアマネんず倶楽部)に参加する。 4) 在宅介護支援センター主催のふれあい介護者教室・座談会運営、企画の支援を行う。	1) 2回 2) 4回 1回 3) 2回 4) 2回 (岩木地区、東目屋地区)	1) コロナ感染拡大防止の為、計画したものの実施できなかった。 * 包括内勉強会「地域課題進捗状況」「ジェノグラム・エコマップ・ICF作成と活用方法」 「課題整理総括表」 「ファシリテーターの役割」 2) 個別会議3回 3) コロナ感染拡大防止の為、計画したものの実施できなかった。 4) コロナ感染拡大防止の為、実施できなかった。	1) 4回 2) 3回 3) 0回 4) 0回	1) 包括内で検討し、実態把握で75歳以上高齢者戸別訪問を行い、地域の実態や困りごとをアンケートした(岩木:3地区、東目屋:8地区)。 2) 新型コロナの状況に合わせて、中止をしたり、推進会議を個別会議に変更し柔軟に会議を実施することが出来、課題候補の抽出を進めている。 ・会議が実施できない期間を利用し、包括職員のスキルアップを目的とした包括内勉強会を企画し、4回実施し、スキルアップに努めることができた。	・推進会議などの不特定多数の参加が見込まれる会議や集会については、新型コロナの感染状況などを確認しながら、実施計画を立案する予定。 ・勉強会を2回予定している。新型コロナウイルスの感染拡大状況をみながら、各種教室、会議の開催を検討する。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
【地域の実態】 下半期で実態を整理していく。							
【地域課題】 下半期で課題を抽出していく。							
【地域での対応方針】 下半期で方針を決定していく。							
【市、関係団体への提言】							

(様式第1号)

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

職員配置 (R.2.4.1現在)	保健師	1	予防給付プラン担当	4 人	プランチ数
	社会福祉士	4	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	3
	主任ケアマネ	2			

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する上半期の取り組みの評価
<b>地域の実態</b> ①高齢者虐待の相談件数が、増加傾向にある。認知症、家族が精神疾患、老老介護が背景にある。 ②金銭管理が必要な認知症高齢者が増え、成年後見の相談が増加している。 ③身元引受人不在などで、独居高齢者の入院、入所の支援が難しい。 ④バス路線の廃止(薬師堂、乳井地区)や距離的な問題(相馬地区)で受診や買い物に困っている高齢者が増えている。	①②『弘前市高齢者虐待防止マニュアル』を包括職員、圏域居宅、在介に配布。事実確認時に活用できた。分離が必要なケースの受け入れ施設の確保や地域住民との情報共有が難しい。精神疾患が疑われる養護者への対応に苦慮する。後見制度の相談ケースについて関係機関を招集し支援方法を検討し申し立て支援を行うことができた。弘前圏域権利擁護支援センター、社会福祉協議会主催の成年後見制度研修会に参加し支援方法、連携のあり方について知識を得ることができた。地域住民への情報提供はできなかった。 ③独居や高齢者世帯、身寄りがいない高齢者が増え、認知症、ごみが散乱、体調不良時の対応に民生委員も苦慮している。在介での実態把握数が増加している。緊急連絡先や協力者の情報が共有できるようにする必要がある。 ④地域ケア推進会議は下半期開催予定。
<b>地域課題</b> ①虐待相談の増加に伴い、迅速な対応ができるようチーム作りや支援体制を強化する必要がある。 ②成年後見制度や日常生活自立支援事業(あつぷるハート)がスムーズに利用できるような取り組みや他の支援策を検討する必要がある。 ③身元引受人がいない高齢者の入院や施設の受け入れができるよう協力体制を作る必要がある。 ④閉じこもりや病気の重症化を防ぐために、買い物支援や通院手段を整える必要がある。	
<b>目標</b> ①②権利擁護について、地域住民や福祉関係者に情報提供する。相談対応時には、情報共有や支援方法を協議し関係機関と連携を図る。 ③独居高齢者や高齢者世帯の実態把握を行い、関係機関と家族や協力者の情報を共有できるようにする。 ④高齢者の移動支援について地域住民や福祉関係者と解決策を協議する。	

## 1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係る ケアマネ ジメント	総合事業のスムーズな利用に向け相談から利用、卒業までの支援を行う。	希望者へ基本チェックリストを実施し、該当者に適切に介護予防ケアマネジメントを行う。	受付後2週間以内	①総合事業新規申請 ②通所型サービス新規 ③訪問型サービス新規 ④通所型サービスC利用	①50件 ②36名 ③12名 ④実人数14名 延べ22名	相談者に対して、総合事業の説明を行い希望者にチェックリストを実施し必要なサービスに繋ぐことができた。通所型サービスCの新規利用者はなく、前年度の利用者が再度運動を実施している。	通所型サービスC終了者に対して地域型デイサービスや高齢者ふれあいの居場所などの情報提供を行い、卒業に繋げる。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

## 2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	地域の関係機関や地区民生委員などと顔の見える関係作り。相談支援についての連携を図りながらネットワークを構築する。インフォーマルサービスについての把握に努める。	①民生委員定例会出席。圏域7地区。 ②出前講座の実施。 ③地域密着型サービス(GH、デイ、小規模多機能)の運営推進会議出席。 ④包括支援センターパンフレット配布。 ⑤南部圏域GH連絡会開催。	①年7回 ②随時 ③GH9事業所×6回、デイ6事業所×2回 ④目標30ヶ所 ⑤年2回	①7地区の民生委員長へ定例会への出席希望を郵送。桔梗野地区民生委員定例会に出席し活動報告した。 ②若葉町会、清水地区社協から依頼があったが、コロナのため中止。 ③運営推進会議に出席した。 ④公民館、交流センターへ包括のパンフレットを持参。	①定例会1回 ②出前講座0回 ③GH5回 ④パンフレット20枚×4か所 ⑤GH連絡会0回	①在介と共に15名の桔梗野地区民生委員に包括の相談支援をPRした。文京地区の定例会には出席予定も、他5地区の出席依頼が来っていない。 ②出前講座の依頼があったが、コロナ禍のため中止となった。 ③運営推進会議が中止となっている事業所も多く、民生委員との情報共有の場は減っている。 ④開催している行事予定を確認しサークル活動などを把握した。 ⑤コロナ禍のためGH連絡会は開催できなかった。	①10月に文京地区の定例会に出席予定。GH運営推進会議などで他5地区の民生委員に定例会の出席希望を伝える。10月開催の地域ケア推進会議で朝陽地区の金融機関や医療機関、駐在所などと顔の見える関係作りを行う。 ②出前講座の実施。 ③運営推進会議出席時に地区の民生委員と情報共有する。 ④公民館、交流センター等に包括のパンフレットを置いてもらう。 ⑤GH連絡会のリーダー、サブリーダーがテーマを決め開催予定。
イ 実態把握	地域住民や民生委員、関係機関からの情報提供により、65歳以上の高齢者の実態把握に努める。	①地域住民、民生委員などからの情報提供により、迅速に訪問する。 ②在宅介護支援センターとの連携、ランチ会議開催。	①包括、各ランチの目標年間50件以上 ②年4回	①民生委員からの相談が8件あり、10日以内に訪問し状況把握した。 ②コロナ禍のため1回目は中止したが、毎月の実績報告時に地域の情報を共有した。2回目は、参集し実態把握時に緊急時の連絡先などの確認を依頼した。	①実態把握包括77件在介(3か所)327件、合計404件 ②ランチ会議1回	①独居、身寄りがいない高齢者が増え、認知症、ごみが散乱、体調不良時の対応に民生委員も苦慮している。在介での実態把握数が増加している。 ②独居や高齢者世帯が増えており、緊急連絡先や協力者の情報が共有できるようにする必要がある。	①民生委員との連携を図り、独居や高齢者世帯、今後支援が必要となる可能性が高い方の実態把握を行う。安心カードの活用を勧める。 ②在介と実態把握者の情報を共有し、緊急時の連絡先を把握する。
ウ 総合相談	総合相談窓口として、様々な相談に対応する。内容により、適切な機関へ繋げる。	①地域の集まりに積極的に参加し、地域包括支援センターの活動を周知していく。公民館などにパンフレットを設置してもらう。 ②職員間で情報共有し、それぞれの専門性を活かして対応する。	①②随時	①桔梗野地区民生委員定例会に出席し、在介と共に活動状況と相談窓口をPRした。 ②新規相談が255件(包括単独)あり、相談内容をミーティングにて情報共有している。	①民生委員15名にパンフレット配布と包括のPR。パンフレット20枚×4か所(交流センター、公民館) ②随時	①コロナ禍のため、積極的なPR活動はできなかった。医療機関、市役所(水道部)などからの問い合わせも増えており、包括の周知がされてきている。 ②担当以外の職員も対応できるよう情報を共有した。困難ケースについては、支援方法を三職種で協議し主担、副担で対応。	①圏域の民生委員定例会で包括の活動状況や相談窓口としての機能をPRする。 ②職員間で継続して情報共有し、それぞれの専門性を活かして対応する。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

## 3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	成年後見制度の周知と制度活用のための相談・支援。	①弘前圏域権利擁護支援センターと連携し、申し立て支援を行う。 ②グループホーム運営推進会議出席時、制度をPRする。	①随時 ②年1回以上	①成年後見制度の相談が5件あり、うち2件弘前圏域権利擁護支援センターへ相談。 ②コロナ禍のため運営推進会議の中止もありPR出来なかった。	①相談5件申し立て1件(保佐) ②なし	①相談ケースについて関係機関を招集し支援方法を検討し申し立て支援を行うことができた。弘前圏域権利擁護支援センター、社会福祉協議会主催の成年後見制度研修会に参加し支援方法、連携のあり方について知識を得ることができた。	①後見制度の相談時には、関係機関と連携しスムーズに制度が活用できるようにする。 ②11月開催予定の南部圏域介護支援専門員連絡会で成年後見制度についての勉強会を計画。制度が正しく理解されるよう周知を図る。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した際は、市の関係部署と連携し、対応していく。	情報の確認や市の関係部署と連携を図りながら、措置に向けて支援していく。	随時	ケースなし	0件	ケースはなかったが、虐待相談で受け入れ施設の確保が課題。	措置を要するケースが発生した際は、市の関係部署と連携し、対応していく。
ウ 高齢者虐待への対応	虐待が疑われる際は『高齢者虐待防止対応マニュアル』に沿って対応していく。	①通報があった際は、速やかに訪問し事実確認後、市と情報共有する。 ②必要に応じてケース会議を開催し支援方法を検討する。	①② 随時	①主担副担の2人で訪問し、マニュアルに沿って事実確認し市と情報共有。 ②事実確認したケースで分離後にカンファレンスに出席し今後の対応を確認した。	①虐待相談7件 ②ケース会議1件2回	『弘前市高齢者虐待防止マニュアル』を包括職員、圏域居宅、在介に配布。事実確認時に活用できた。分離が必要なケースの受け入れ施設の確保や地域住民との情報共有が難しい。精神疾患が疑われる養護者への対応に苦慮する。	通報や相談があった際は、速やかに事実確認を実施する。対応困難時は、行政や警察などの協力を得る。地域住民へ虐待相談窓口としての包括のPRを行う。
エ 困難事例への対応	事実確認後、問題を把握し、援助の方向性や支援策を関係者で協議する。	地域ケア個別会議を開催し、課題を整理し、支援方法を検討する。介護支援専門員の後方支援をする。	①定例7回、随時 ②月1回以上三職種会議開催 ③適時	①介護支援専門員の困難ケースについて支援方法を検討。随時は成年後見制度について方向性を協議。 ②困難ケース対応状況を週1回ミーティング時に確認し情報を共有。 ③介護支援専門員からの困難事例相談時は、状況に応じ同行し対応。	①定例2回 随時2回 ②対応状況確認週1回 ③介護支援専門員からの相談17件、困難事例6件、同行4件	①セルフネグレクト、認知機能低下のケースについて関係機関の専門職の意見を参考に支援策を検討できた。 ②③虐待、認知症、ごみ屋敷、金銭管理、生活困窮、キーパーソン不在またはキーパーソンに問題ある事例に支援困難を感じている。	①地域ケア個別会議を開催し、課題を整理し、支援方法を検討する。虐待、成年後見制度の相談時には、個別会議を開催し方向性を協議する。 ②三職種で困難事例について情報共有し都度対応策を検討。
オ 消費者被害の防止	市民生活センターと連携し、消費者被害に関する情報を把握する。被害者が出た際は、市へ報告し再度被害に遭わないよう防止に努める。	①市民生活センターから情報を受け、地域住民へ周知を図る。 ②各種会議などで、被害事例の情報提供をし、防止を呼び掛ける。	①②適宜	①②弘前警察署より、詐欺被害のパンフレットの提供あり、民生委員定例会や介護支援専門員、ランチ会議で配布し注意喚起した。	①②民生委員定例会15名、介護支援専門員12名、事業所在介3か所	被害の相談はなかったが、民生委員定例会で昨年の事例を情報提供し、身近な問題として注意喚起できた。	民生委員定例会などでパンフレットの配布や事例を紹介し、地域住民へ注意喚起する。

令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)									
	項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
			実施内容	回数等	実施内容	回数等			
45	ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	他職種・他機関と連携を図るため、地域ケア個別会議や地域推進会議を開催する。	地域ケア会議開催 個別定例7回 推進2回	介護支援専門員の困難ケースについて支援方法を検討。コロナ禍のため定例3回中止。4回目は文書で助言を頂き、介護支援専門員と民生委員、駐在所に同行訪問し結果報告した。	地域ケア個別会議定例2回 推進会議0回	地域ケア個別会議を通して介護支援専門員が、専門職や地域の関係機関と連携しやすい関係作りができた。	介護支援専門員が専門職、地域の関係機関と気軽に話し合える関係作りができるよう地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を開催する。
	イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換できる場として、定期的に連絡会を開催し、相互の連携を図る。	リーダー・サブリーダー計3名に連絡会の回数、内容など提案してもらう。介護支援専門員のニーズにあった勉強会を企画する。	連絡会年4回	居宅12事業所の介護支援専門員の中からリーダー、サブリーダーを決定。新型コロナウイルスに係るアンケートを実施し、結果から不安に思っている事を全事業所で意見交換した。	連絡会1回	リーダー・サブリーダーと打ち合わせを行い内容を決定。圏域の介護支援専門員同士が意見交換を行い、コロナ禍の不安解消や連携しやすい関係を作ることができた。市への要望を提出し、回答をもらった。	11月開催予定の南部圏域介護支援専門員連絡会で成年後見制度についての勉強会を計画。2月開催予定の連絡会では、今年度開催した地域ケア個別会議の情報を共有する予定。
	ウ	日常的個別指導・相談	圏域の介護支援専門員の相談窓口の継続と個別事例に対する相談支援。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会の開催で相談しやすい環境を整える。	勉強会年1回(連絡会に含む)	アンケートを元に勉強会のテーマを介護支援専門員連絡会のリーダー、サブリーダーで話し合い決定。勉強会は11月予定。	勉強会0回	介護支援専門員からは、介護保険関連の相談が主にあり、成年後見制度、保証人、虐待、認知症の相談もあった。相談しやすい関係作りができています。	11月開催予定の南部圏域介護支援専門員連絡会で成年後見制度についての勉強会を計画。
	エ	支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①必要に応じて、地域ケア会議を開催する。 ②同行訪問などケースに応じて対応する。 ③三職種で対応できない時は専門の相談窓口へ繋ぐ。	①②③適宜	①地域ケア個別会議で助言をもらった民生委員、駐在所に同行訪問し情報共有した。 ②③虐待、成年後見制度、保証人、認知症の相談あり、介護支援専門員と情報共有しながら助言や同行訪問した。	①地域ケア個別会議定例2回 随時2回 ②介護支援専門員からの困難事例の相談6件	①セルフネグレクト、認知機能低下のケースについて関係機関の専門職の意見を参考に支援策を検討できた。 ②③虐待、後見人、認知症、キーパーソン不在またはキーパーソンに問題ある事例に支援困難を感じている。	①介護支援専門員の困難ケースについて地域ケア個別会議開催し支援方法を検討。 ②介護支援専門員と同行訪問し後方支援を行う。行政、権利擁護センター等と情報共有し対応する。 ③必要時対応策を三職種で検討し適切な助言、対応ができるようにする。

令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	①認知症疾患医療センターや精神科病院、認知症サポート医、かかりつけ医と連携し、会議や研修会なども活用して関係性を築いていく。 ②認知症ケアパスや認知症初期集中支援チームについて、地域住民へ周知する。	①認知症地域支援推進員を中心に研修会などに参加する。相談者の医療機関へ情報提供をする。 ②出前講座などで市の認知症ガイドブックを地域住民へPRする。	①②適宜	①研修会への参加 ②民生委員定例会、介護支援専門員連絡会にてたぐいまサポート事業について説明。	①1回 ②民生委員定例会15名 圏域の居宅介護支援事業所12か所	①在宅医療・介護連携に関する研修会に推進員2名参加。認知症支援推進員研修がコロナ禍のため、中止となっている。 ②たぐいまサポート事業周知のため、民生委員定例会、南部圏域介護支援専門員連絡会でPRに努めた。	出前講座等でたぐいまサポート事業の周知に努め、認知症の方や家族が安心して地域で過ごす事ができるよう登録を進めて行く。 各関係機関と連携を図り関係性を築いて行く。
イ	認知症の人や家族への支援	①認知症の方や介護者、家族の相談に応じ、関係機関と連携を図る。 ②GHの地域貢献を目的に、社会資源との連携を図る。	①受診や介護相談の支援。認知症の人と家族のつどいへの参加。 ②圏域で活動している「弘前暮らしの保健室」(会場清水交流センター)の催事に協力する。	①随時 ②年数回	①認知症の方の対応方法について家族への継続支援を実施。 ②「弘前暮らしの保健室」の活動がコロナ禍のため休止。再開後もGHの外出自粛のため連携を図ることができなかった。	①認知症の相談18件 ②0回	①相談に迅速に対応し受診に繋げた。またケースによっては受診に同行し継続的に支援している。 ②コロナ禍でGHの参加がなかったため、地域活動に積極的に参加する事ができなかった。	①1月認知症の人と家族のつどいに参加予定。 ②圏域のGH連絡会でコロナ禍でできる取り組みを話し合い、活動に繋げる。
ウ	知識の普及	①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの増加を図る。 ②包括職員のキャラバンメイトの養成。 ③高齢者たぐいまサポート訓練を開催し、地域住民が認知症帰宅困難者に遭遇した際に協力出来るようにする。	①地域住民、企業、学生など講座の案内を行い、参加を働きかける。 ②キャラバンメイト養成講座の受講。 ③高齢者たぐいまサポート訓練の実施。	①目標年間5回、受講者80名 ②1人以上 ③年1回	①コロナ禍のため積極的な働きかけができず開催できなかった。 ②キャラバンメイト養成講座なし。 ③実施できなかった。	①認知症サポーター養成講座0回 ②0人 ③0回	①コロナ禍もあり認知症サポーター養成講座、認知症についての講座の依頼なし。地域住民に講座の案内を行い、あわせて圏域のケアマネを通して住民にPRを依頼した。	①認知症サポーター養成講座のPRに努める。 ②11月にキャラバンメイト養成講座1名受講予定。 ③コロナ禍のため、訓練を講座に置き換えて実施予定。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)							
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議に住居組織の参集を図り、個別支援と地域課題の把握をする。 ②地域ケア推進会議を開催し、地域住民やサービス事業所などが課題解決に向けて話し合う機会を作る。 ③自立支援型のケア会議を開催し、本人の自立支援や重度化防止を図る。	①地域ケア個別会議開催 ②地域ケア推進会議開催 ③圏域の介護支援専門員および包括のプランナーに呼び掛ける。	①定例7回 随時、適宜 ②年2回 ③随時	①予定の3回はコロナ禍のため中止。4回目は文書で助言者の民生委員、警察等とやり取り。5回目は招集し会議開催。介護支援専門員の事例について支援策を検討した。成年後見制度の相談について病院ソーシャルワーカー、町会長、権利擁護関係者等と役割分担や対応策を検討した。	①定例2回 随時2回 ②0回 ③0回	①コロナ禍のため回数や助言者を減らした。オンライン会議の開催も検討したが、通信器具などの問題もあり実現できなかった。 ②地域ケア個別会議で把握した地域課題について地域推進会議の開催を下半期に計画。 ③ケアプラン点検のイメージがあり自立支援型の事例提供がない。	①定例2回開催予定。 ②朝陽地区対象に地域の専門職、関係者にアンケートを実施。地域ケア推進会議を10月に開催し地域課題について共有し、対応策を検討する。 ③自立支援型の事例提供を介護支援専門員に呼びかける。包括の事例を検討する。
7 地域包括支援センターで把握した地域課題							
<b>【地域の実態】</b> ・認知症の人が増えているが、うまく受診に結び付いていないので相談が多い。 ・急変時や入院時にキーパーソン不在の高齢者の金銭管理、死後の事務の担い手がない。							
<b>【地域課題】</b> 下半期で課題を抽出していく。							
<b>【地域での対応方針】</b> 下半期で方針を決定していく。							
<b>【市、関係団体への提言】</b>							



(様式第1号)

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

職員配置 (R.2.4.1現在)	保健師	1	予防給付プラン担当	2 人	プランチ数
	社会福祉士	2	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	0 人	
	主任ケアマネ	1			4 箇所

令和 2 年度の活動方針(地域課題・目標)	令和 2 年度目標に対する上半期の取り組みの評価
<b>地域の実態</b> ①特に、独居高齢者や家族が疎遠の方に関して、健康であるときは生活に問題ないが、何か支援が必要となった時に、対応や支援が困難な状況となる。 ②圏域内に医療機関がなく、スーパー等も少ない。配食サービスも距離の問題(配達圏域外)からお断りされている。交通手段も不便であり、通院しづらい、買い物しづらい地域である。 ③気軽に集まれる、情報交換できる居場所がない。	・地域包括支援センター等の相談機関に関する情報の地域住民への周知、浸透が十分ではなく、地域のなかで潜在的ニーズを抱えながら暮らしている世帯等に対し、早期から支援対応できる体制を構築するため、まずは公共機関や施設、郵便局、農協といった地域住民の利用頻度が高いと思われる関係機関へ地域包括支援センター事業についての説明とパンフレットを設置してもらうことで、地域に対する地域包括支援センターの周知に取り組んでいる。下半期は地域住民により身近な存在である個人商店などに対しての地域包括支援センター事業の周知を図ると同時に、新規高齢世帯への実態把握を行うことで、相談に繋がりがやすい体制の整備に取り組んでいく。 ・通院のサポートや配食サービスなど、生活上の不便に対して介護保険外サービスで対応できる事業者とのネットワーク構築を図り、居宅ネットワーク会議等の機会を活用して圏域の居宅介護支援事業所への情報提供を行ったことで、これらのサービスに繋がった地域の高齢者もあり、日常生活におけるサポートの一助となっている。 ・地域のなかで高齢者の集いの場となっている社会資源や活動について、高齢者の相談等を通じて情報収集している。また、このような集いの場を今後整備していくうえで、広く地域に暮らす高齢者が活用するための課題等についても、相談対象者等から情報収集することで一部課題についても把握することができたため、今後も継続して取り組んでいく。
<b>地域課題</b> ①日常的な支援や緊急時の対応、施設入所や入院等の支援が難しい。 ②医療機関やスーパー等の情報、それに関わる移動手段を把握し、困っている方に対する支援が必要。 ③居場所がないことで、閉じこもりがちになり、実態把握の遅れや病状が悪化してからの相談につながる。	
<b>目標</b> ①安心カード活用の推進、エンディングノート(これからノート)の活用、気軽に情報交換できる居場所づくり。 ②介護保険外サービスの把握、整理をする。 ③気軽に集まれる、情報交換できる居場所を作る(認知症カフェ・出張相談・集いの場)。	

## 1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	介護予防を目的とし、総合事業、通所C、筋力向上トレーニング教室、パワリハ運動教室の活用を促し、利用に繋げる。	①相談内容に応じ、サービス内容の説明を行う。希望者には基本チェックリストの実施を行い、総合事業へ繋げる。 ②通所C、筋力向上トレーニング教室、パワリハ運動教室の周知を行う。	①随時 ②随時	①総合事業に関する制度説明、チェックリスト実施等の対応をした。 ②相談者のニーズに合わせ、一般介護予防事業の情報提供をした。民生委員や町会長の定例会、居宅ネットワーク会議での広報チラシの配布と説明を実施。	①事業対象者の支援件数:実人数120名 ②相談:随時。定例会:各4回 会議:1回	①総合事業の利用促進については、総合相談から個別のニーズに応じて基本チェックリストの実施を行い、総合事業の利用に繋げている。 ②一般介護予防事業については、総合相談や定例会、会議等において周知を図っているが、新型コロナの影響もあり、上半期は相談等から実際の利用に繋がったケースはなかった。	総合相談により対象者のニーズを総合的に捉え、総合事業によるサービスコーディネートだけではなく、一般介護予防事業の利用も含め、介護予防に向けた適切なマネジメントを継続的に実施していくことで、一般介護予防事業の周知と利用促進に継続的に取り組んでいく。

令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	地域におけるネットワーク構築	地域の行事、各種会議に参加したり、挨拶に回ることで、地域にある関係機関と連携の取りやすい関係を作る。	下記会議等への参加と挨拶。 ①民生委員定例会。 ②町会長定例会。 ③公民館会議。 ④高杉民児協会議(障の会)。 ⑤サンアップル在介主催地域交流会。 ⑥看護小規模サンアップル主催交流会。 ⑦グループホーム・看護小規模運営推進会議。 ⑧郵便局、農協、公民館、出張所。	①年2回(4地区) ②年2回(4地区) ③年3回 ④年3回 ⑤年4回 ⑥年2回 ⑦年36回(6カ所) ⑧随時	①②各地区の定例会に出席。 ③実施なし。 ④第1回会議に出席。 ⑤『弥生・折笠地区の方との交流会』に参加。 ⑥実施なし。 ⑦1)GH大森、2)GHさくら、3)看護小規模多機能ホームサンアップル。 ⑧高杉出張所、高杉公民館、新和出張所、新和駐在所、郵便局(高杉、鬼沢、裾野、十腰内)、JA(弘前北支店、十腰内支店)。	①各地区1回ずつ ②各地区1回ずつ ③未開催 ④1回 ⑤2回 ⑥未開催 ⑦1)2回 2)2回 3)2回 ⑧各所にパンフレット10部ずつ配布(新和出張所のみ40部)	①②④⑤⑦⑧各種会議への出席や関係機関への挨拶回りにて、センターの役割や事業について説明を行い、連携体制の構築を目指した取り組みをしている。現状として、民生委員や町会長、農協、郵便局、商店など地域住民の身近な存在である機関や社会資源からの相談は少なく、これらの機関や社会資源との連携体制の構築が必要である。	近隣住民や地域資源である個人商店など、地域住民の身近な存在からの相談等に繋げていくため、出張所、公民館、駐在所、郵便局、農協のほか、個人商店(地区住民の集いの場となっている商店もある)、理容店や美容院(北辰中学校区8ヶ所、新和中学校区9ヶ所、船沢中学校区4ヶ所、裾野中学校区3ヶ所と地区人口に対する理容室・美容室の割合が高く、地域住民に関する情報量も多く持っている)へのパンフレット配布並びに、対象となる高齢者が存在する場合の情報提供等の連携や協力体制の構築を図っていく。
イ	実態把握	在宅介護支援センターと実態把握者のリストの共有を行い、効果的に実態把握ができるようにする。	①実態把握。 ②包括・在宅介護支援センターの連携会議において実態把握者の共有を図る。	①年間 北辰50件 船沢50件 新和50件 裾野50件 包括50件 ②年7回	①在宅介護支援センターと連携しながら、随時実態把握を実施。 ②4月は新型コロナの影響により中止。上半期は6月、8月、9月に会議を実施し、情報共有を行った。	①北辰:13件、船沢:23件、新和:23件、裾野:26件、包括:98件 ②上半期:3回	①昨年度の実態把握状況や関係機関からの情報や相談を基に、実態把握を実施している。地区の高齢者リストを活用しての実態把握件数は少なく、リストを活用した飛び込みでの訪問を行い、担当圏域におけるアウトリーチも必要である。 ②在介連絡会にて継続支援が必要なケース等の検討や情報共有を行った。	在宅介護支援センターと連携、情報共有しながら、継続した安否確認と合わせ、高齢者リストを活用したアウトリーチを目的とした実態把握にも取り組んでいく。
ウ	総合相談	①②相談内容、対応方法についてセンター内で共有し、必要な関係機関等と連携を図る。 ③④地域包括支援センターの周知と気軽に相談できる場としての機能を目指す。 ⑤障がい福祉分野とのネットワーク構築を目指す。	①相談対応/記録。 ②包括内ミーティング。 ③北部圏域内での出張相談。 ④高杉地区における集いの場としての看護小規模多機能ホーム等の活用。 ⑤指定特定相談支援事業所への挨拶周りで訪問。	①随時 ②毎日 ③年4回(4地区) ④年3回 ⑤随時	①②毎朝のミーティングの他、三職種カンファレンスなどで、都度支援経過等の情報を共有、検討している。 ③④新型コロナの影響により実施できていない。 ⑤三職種にて近隣圏域にある指定特定相談支援事業所と弘前市障害者生活支援センターを訪問した。	①随時 ②毎朝 ③④未実施 ⑤2事業所を訪問	①②ミーティングや三職種会議等で情報共有や支援に関する検討を行うことで、共通認識を持ちながら支援対応できている。 ③④新型コロナの影響で未実施。 ⑤対象者の家族等の障がいに関するケースも増加傾向にあり、障がい支援関連機関との連携ケースも増えており、そのなかでネットワークの構築も進めることができています。	支援対象世帯において、対象者だけではなく、家族に障がいがあるなどの複合的ケースも増加傾向にあり、現状の取り組みを継続しながら、適宜必要な支援機関等と連携しながら対応していく。

令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度、日常生活自立支援事業について支援を行う。 ②権利擁護の知識や理解を深めるために、リーフレット等利用し、地域交流会や会議等で普及活動をする。	①成年後見制度申し立て等支援 ②リーフレット等を使用し、交流会や会議等で説明をする。	①随時 ②随時	①弘前圏域権利擁護支援センターと連携しながら、申立てに関する支援を実施。 ②未実施。	①申立:2件、申立支援:4件 ②未実施	①総合相談やケアマネからの相談により申立支援に繋がっている。後見申立てが必要と判断されるケースは増加傾向にある。	家族やケアマネからの相談の他、実態把握や定期訪問等で申立てが必要と判断されるケースがあれば都度対応していく。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	市や関係機関と連携し、措置が必要かどうか情報共有を図り、速やかに対応する。	措置が必要なケースについては、関係機関等と連携して対応する。	随時	該当ケースなし。	該当なし	上半期は在宅高齢者短期入所事業での対応ケースが1件あったが、措置該当のケースはなかった。	措置の要否について適切に判断し、措置が必要と判断されるケースは行政や関係機関と連携しながら、速やかに対応していく。
ウ 高齢者虐待への対応	①弘前市虐待マニュアルに基づき、市や関係機関と連携を図り、速やかに対応する。 ②他圏域の地域包括支援センターと高齢者虐待ケースを共有し、支援方法についての理解を深める。	①高齢者虐待相談・虐待の疑いの情報提供受けての対応。 ②地域包括支援センターの社会福祉士連絡会での事例検討会を通じ、支援方法の理解を深める。	①随時 ②1回以上	①ケアマネからの相談による対応あり。 ②社会福祉士連絡会の開催がなく、未実施。	①前年度事業の終結:2件、今年度対応:1件、今年度事業の終結:1件	①対象者の担当ケアマネより家族による虐待が疑われるとの相談あり。担当ケアマネと連携して対応。	関係機関等からの情報提供の他、実態把握や定期訪問により虐待が疑われるケースについては、虐待対応マニュアルに基づいた対応を行う。また、行政や関係機関との連携を密に取りながら対応していく。
エ 困難事例への対応	困難事例解決に向け、センター内での協議や関係機関との情報共有を行い、支援について検討する機会を持ちながら対応する。	①困難事例について、三職種で支援方法等について検討して対応する。 ②事例検討が必要なケースにおいては、地域ケア会議を開催することで支援について検討する機会を設ける。	①随時 ②随時	①該当事例については、包括内の三職種カンファレンスにて支援の検討を行い、必要な対応をしている。 ②地域ケア会議での検討に至るケースはない。	①随時 ②該当なし	①該当事例については、三職種カンファレンスでの検討を通じ、必要に応じて行政や関係機関と連携を図りながら対応している。	該当事例については、三職種カンファレンスによる事業所内でのケース検討などを通じ、必要に応じて関係機関等と連携しながら支援対応していく。
オ 消費者被害の防止	市民生活センター(消費生活相談)と連携しながら情報収集し、各会議等において情報提供していく。	市民生活センターから情報収集を行い、各種会議において情報の発信をする。	随時	①相談対応ケースについて、在宅連絡会にて情報提供した。 ②関係機関からの相談対応。	①在介連絡会にて情報提供(9/4実施) ②2件	②関係機関より利用者宅への訪問販売や送り付け商法に関する相談あり。対応について助言し、市民生活センターへも情報提供している。	定期的(3ヶ月に1回程度)に市民生活センターより情報収集を行い、会議等の機会を活用して地域住民や関係機関への情報提供と注意喚起を行っていく。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域及び圏域に関連のある居宅介護支援事業所と関係機関が連携を図りやすいよう連携体制を構築する。	多職種を参集した地域ケア会議(個別、推進)の開催。	①地域ケア個別会議(3回) ②地域ケア推進会議(1回)	①地域ケア個別会議の開催。 ②上半期の開催予定なし。	①2回 ②実施なし	①地域ケア個別会議での事例並びに地域課題候補の検討を通じ、居宅介護支援事業所と関係機関が相互にネットワークと連携体制の構築ができるよう取り組んだ。	地域ケア会議や地域での勉強会等を通じ、各関係機関が連携して支援を提供できる地域支援ネットワークの構築を目指していく。
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①圏域居宅、及び他町村居宅との連携体制の構築を支援する。 ②勉強会や情報交換できる場を設定し、介護支援専門員同士のネットワークを構築できるよう支援する。	①居宅ネットワーク会議の開催(勉強会、情報交換)。 ②北部圏域内のケアマネ連絡会への参加。	①年4回 ②年2回	①居宅ネットワーク会議の開催。 ②弘前市北部地域居宅介護支援事業者連絡会への参加。	①2回 ②1回	①②会議での情報交換や勉強会を通じ、北部圏域のケアマネ間の情報共有とネットワーク強化が図られている。	居宅ネットワーク会議を通じ、北部圏域のケアマネが相互に相談や情報共有できるネットワーク強化を目指し、情報交換や学びの場としての役割を果たしていけるよう取り組んでいく。
ウ	日常的個別指導・相談	介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。	①個別相談 ②居宅ネットワーク会議	①随時 ②年4回	①成年後見申立てや虐待が疑われるケースなど、権利擁護に関する相談あり。 ②5年未満のケアマネを対象としたプラン作成に関する勉強会を開催した。	①随時 ②情報交換会：1回、勉強会：1回	①②居宅ネットワーク会議等の機会を利用し、北部圏域居宅介護支援事業所とのネットワーク構築を図ることで、ケアマネが相談しやすい関係性の構築に努めている。	居宅ネットワーク会議等の機会を活用し、北部圏域ケアマネが気軽に相談できる関係性の構築に向けた取り組みを継続する。
エ	支援困難事例等への指導・助言	①支援困難事例等に対して、介護支援専門員や関係機関等と情報共有を図り、解決に向かうよう支援する。 ②三職種で協議する機会を設け、事例解決に向けた支援、助言を行う。	①同行訪問や地域ケア会議の開催、関係機関等との連携強化。 ②三職種での検討や協議の機会を持ち、実際の支援に繋げていく。	①随時 ②随時	①関係機関等から相談があった際、必要に応じて同行訪問を行っている。 ②個別事例について、必要に応じて三職種カンファレンスを実施し、支援について検討を行い、対応している。	①随時 ②随時	①②複合的ケース等の支援においては、必要に応じて多職種連携にて対応できるよう支援コーディネートし、各機関が情報共有しながら支援を進めていける体制づくりをしている。	今後も関係機関との連携体制をコーディネートしながら、各機関が相談や情報共有しながら支援対応できるよう対応していく。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)								
項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組	
		実施内容	回数等	実施内容	回数等			
ア	関係機関との連携	①他の認知症地域支援推進員と連携を図り、認知症介護者教室を始めとする認知症施策について取り組む。 ②認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等と連携を図る。	①認知症地域支援推進会議への参加。 ②事例についての相談や研修会への参加により連携を図る。	①随時 ②随時	①認知症地域支援推進員連絡会へ参加。 ②相談ケース及び研修参加はなかった。	①3回 ②相談ケース及び研修参加なし	①認知症介護者教室については、他の認知症地域支援推進員と連携しながら開催に向けた準備を進めている。 ②上半期は連携事例はなかった。	①12月開催予定の認知症介護者教室開催に向け、他の認知症地域支援推進員と連携しながら準備を進めていく。 ②連携の必要性が高いと判断される事例については、随時相談、連携しながら支援していく。
イ	認知症の人や家族への支援	認知症の当事者や家族が、認知症に関する相談や情報収集ができる場を提供し、必要に応じて受診やサービス利用に繋げていく。	①認知症関連の相談を受ける。 ②認知症の人と家族の会に参加する。 ③認知症カフェ(あっぷるカフェ)への参加する。 ④認知症カフェ(北部圏域内)の企画、開催。	①随時 ②7月及び1月(市内包括輪番) ③月2回 ④4回/年	①総合相談での認知症関連相談の対応と支援。 ②輪番担当にて7月の会合に参加。 ③6月より月1回のペースで実施。 ④新型コロナの影響により未実施。	①17件 ②1回(7/26) ③4回 ④未実施	①17件の認知症相談のうち、家族からの相談7件、ケアマネからの相談2件であった。必要に応じて受診に向けた支援をしている。 ②主任ケアマネが参加。当事者家族が専門職に相談や話ができる機会となるよう対応した。 ③包括より各回2名ずつ参加。当事者や家族の参加があり、専門職と定期的に繋がりを持てる場としても活用している。 ④下半期実施の再検討をしている。	①継続して相談対応していく。 ②次回担当となっている1月に参加。 ③継続して実施、参加する。 ④令和3年1月～3月期に北部圏域4地区(北辰、船沢、新和、裾野)での認知症カフェ開催ということで再計画した。
ウ	知識の普及	認知症サポーター養成講座を実施する。	認知症サポーター養成講座の開催	年2回(年間目標人数20名)	新型コロナの影響により未実施。	未実施	新型コロナの影響により未実施であった。	令和3年1月～3月期に北部圏域4地区(北辰、船沢、新和、裾野)の認知症カフェと合わせて実施という形で再計画した。認知症サポーター講座は北辰地区と船沢地区を対象に1回、新和地区と裾野地区を対象に1回の実施を予定。

# 令和 2 年度 上半期地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

## 6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 2 年度計画	R 2 年度計画内容		R 2 年度上半期実績		課題・評価	R 2 年度下半期の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	個別のケースを始めとした地域ケア個別会議、実態把握や相談支援、困難事例等を通じて、地域課題の抽出、共有、検討を多職種間で行う。	①地域ケア会議(個別) ②地域ケア会議(推進) ③実態把握・相談支援・困難事例等を通じて地域課題の検討を行う。	①3回 ②1回 ③随時	①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議 ③三職種カンファレンスでの個別事例検討を通じ、地域課題候補の抽出にも取り組んでいる。	①2回 ②上半期予定なし ③随時	①地域ケア個別会議を通じ、地域課題候補の抽出を行っている。会議運営については、効果的な議論がされるよう、内容や進め方、会議の形式について検討、思考しながら進めていく必要がある。 ②上半期の開催予定はなく、未実施。 ③三職種カンファレンスでの事例検討において、事例から読み取れる地域課題候補の議論もしている。既存の地域課題にばかりとられず、潜在的な地域課題についても目を向けた検討が必要である。	①③圏域の大きな地域課題として着目される『社会資源不足』『交通の不便』といった既存の課題ばかりではなく、潜在的な地域課題の抽出も視野に入れながら、地域ケア会議等での地域課題候補の検討に取り組んでいく。

## 7 地域包括支援センターで把握した地域課題

### 【地域の実態】

- ①両親が高齢となり、障がいを持つ子の引きこもりなどの家庭内での問題が表出するケースが増えている。
- ②郊外過疎地域であり、生活、福祉、医療、交通などの社会資源に乏しい地域である。
- ③家族や親類、近隣住民との交流がほとんどない独居高齢者も多く、地域における互助機能が弱体化している。
- ④圏域に暮らす地域住民に困りごとがあった際の相談先(地域包括支援センターなど)についての情報が周知されていない。

### 【地域課題】

下半期実施の地域ケア推進会議にて検討を行い、地域課題としての抽出を行う。

### 【地域での対応方針】

下半期実施の地域ケア推進会議にて検討する。

### 【市、関係団体への提言】

下半期実施の地域ケア推進会議にて検討する。

## 地域課題への取組状況について

地域課題	取組状況(介護福祉課分のみ記載)
<p>①一人暮らしや身元保証人等がない高齢者への支援体制が不十分 (病院での付き添い、入院入所時書類へのサイン・物品搬送、身元引受人不在により入所拒否、金銭・貴重品の管理 など)</p>	<p>入所施設や居室の確保に向けて、9月に青森県老人福祉協会中南支部へ交渉実施。取り組むべき課題として、今後会員となっている施設と共に検討していく予定。</p>
<p>②多様な社会資源の開発</p>	<p>●貧困者のゴミ屋敷の片づけ 判断能力の低下や入所する前に意向確認などできるよう、「これからノート」(エンディングノート)についてホームページに掲載するなどして普及に努めている。</p> <p>●地域の支え合い体制 高齢者等の見守りを目的とした「安心安全見守りネットワーク事業」の実施により地域社会における「助け合い」機能の強化を図っている。</p>
<p>③移動支援</p>	<p>より身近な地域での事業実施や新たな介護予防の実施を検討中。</p>
<p>④相談支援体制の強化</p>	<p>地域包括支援センターが対応に苦慮する事例などについては、介護福祉課が他機関との連携調整するなどして、支援強化を図っている。</p>

## (案)

### 弘前市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営確保を目的として、弘前市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 運営協議会は、次に定める事項について協議し、意見を述べるものとする。

(1) センターの設置等に関する事項で、次に掲げるもの。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの設置者の選定及び変更

ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施

エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業所の選定

オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの行う業務に係る方針に関すること。

(3) センターの運営に関する事項で、次に掲げるもの。

ア 運営協議会は、毎年度、次に掲げる書類について報告を受けるものとする。

(ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果

(エ) その他運営協議会が必要と認める書類

イ 運営協議会は、ア(イ)の事業報告書及び(ウ)の評価の結果によるほか、次に掲げる点を勘案して、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価するものとする。

(ア) センターが作成するケアプランにおけるサービスの公正・中立性

(イ) その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

(4) センターの職員の確保に関すること。

(5) その他の地域包括ケアに関すること。

#### (組織)

第3条 運営協議会は、次に掲げる者のうちから選出される委員14名以内をもって組織する。

(1) 医師会、介護支援専門員等の職能団体

(2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者・介護保険被保険者

(3) 権利擁護・相談を担う関係者及び団体

(4) 地域ケアに関する学識経験者

(5) 公募による市民

(6) その他市長が必要と認める者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(1) 法第115条の47第1項に規定する包括的支援事業の実施の委託を受けてセンターを設置しようとする法人又はセンターの設置者である法人の役員及び職員

(2) 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、前号に規定する法人の事業の経営に対して重要な影響を与えることができると市長が認める者

3 委員は、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。



(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(運営)

第5条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 運営協議会は、会長が招集する。

4 会長は、運営協議会を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

6 運営協議会が必要であると判断したときは、地域包括支援センター運営協議会小委員会を設置し、開催することができる。

(事務局)

第6条 運営協議会の事務局は、福祉部介護福祉課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月11日から施行する。

(最初の運営協議会の招集)

2 第5条第3項の規定にかかわらず、最初に開催される運営協議会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

(案)

## 令和3年度弘前市地域包括支援センター運営方針

### I 方針策定の趣旨

この「弘前市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。

### II 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を続けられるよう、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。

### III 運営上の基本的考え方や理念

#### 1 公正・中立性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、不当に特定の事業所に偏らない事業運営を行います。

#### 2 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

#### 3 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員が、情報の共有や相互の助言等を通じ支援の目標に向かって連携します。

市や地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

## IV 業務推進の指針

### 1 運営体制

#### (1) 事業計画の策定

地域包括支援センターは地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。

#### (2) 個人情報の保護

地域包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守します。

#### (3) 相談者のプライバシーの確保

地域包括支援センターに於いて、相談者のプライバシーが守られるような相談場所を確保します。

#### (4) 職員の資質の向上

すべての職員に対し専門性の向上のため研修に参加できるよう業務分担等に配慮を行い、一部職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有できる体制を整えます。

#### (5) 苦情・事故対応

地域包括支援センターに対する苦情対応窓口を設置します。

苦情を受けた場合、または、事故があった場合にはその内容及び対応を記録し、必要に応じて速やかに市に報告します。

#### (6) 相談体制の利便性の確保

地域包括支援センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し、夜間、早朝、休日の窓口（連絡先）を設置し、周知を図ります。

また、住民からの相談を受付けて集約し、地域包括支援センターへつなぐことを目的に、実績のある在宅介護支援センターを地域包括支援センター協力機関（ブランチ）として活用します。

#### (7) 感染症の予防と発生時の対応

職員は日ごろから健康管理を心掛け感染症の予防に努めます。

センターで感染症が発生した場合は、関連する法令に定める届出義務がある場合はこれに従うとともに、顛末を記録し市に報告します。

やむを得ずセンターを閉館する必要がある場合は、速やかに市に報告し対応を協議します。また、協議の結果を必要に応じて関係機関等へ周知します。

※感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第1項に定める感染症とする。

#### (8) 災害発生時の対応

災害発生を想定した避難訓練等を定期的に行います。また、災害発生時の対応について要支援者の対応策を整備します。

## 2 第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く）

基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう「弘前市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱」に従い介護予防ケアマネジメントを行います。

## 3 総合相談支援業務

### （1）地域におけるネットワーク構築

サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により活動可能な機関、団体等の把握を行うとともに、地域に社会資源がない場合には生活支援コーディネーターと連携し、その開発に努め、専門的・継続的な相談支援に当たって必要となるネットワークを構築します。

### （2）実態把握

様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。

実態把握は1ヵ所のブランチにつき年50件を目標とします。

### （3）総合相談支援

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の紹介等を行います。また、専門的又は緊急の対応が必要である場合には個別の支援計画を策定し、市から示された「相談事例の終結条件」に沿って、適切に進捗管理を行うとともに、緊急時には担当者が不在であっても対応できるよう相談記録を速やかに作成し、体制を整えます。

また、家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、その者が求めているニーズを受け止め、適切な支援に努めます。

さらに、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、センターのみでは支援・対応が困難な課題については、必要に応じて適切な支援関係機関につなぎ、連携して課題解決に努めます。

## 4 権利擁護業務

### （1）成年後見制度の活用促進

高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、高齢者に親族がいる場合には、親族からの申し立てが行われるよう支援し、申し立てを行える親族がいないと思われる場合や親族があっても申し立てを行う意志がない場合には、市へ状況を報告し、申し立てにつなげます。

また、市や弘前圏域権利擁護支援センター、法務局と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動を実施します。

## (2) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待により、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合には、市に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めます。

## (3) 高齢者虐待への対応

地域住民や関係機関と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取り組みます。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）及び「弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル」等に基づき、速やかに適切な対応を行います。

## (4) 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している場合には、地域包括支援センターの専門職が相互に連携し全体で対応します。

## (5) 消費者被害の防止

市の市民生活センター等と必要に応じて連携し、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供を行うことで消費者被害の防止に努めます。

# 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

## (1) 包括的・継続的なケア体制の構築

包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の居宅介護支援事業所の把握に努め、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援します。

また、地域の介護支援専門員が地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

さらに、地域の介護支援専門員のニーズに基づき、研修会や事例検討会、多様な関係機関との意見交換の場等を設け、介護支援専門員のスキル向上を支援します。

## (2) 介護支援専門員のネットワークの活用と住民の意識の醸成

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するため、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築したり、その活用を図ります。

また、介護支援専門員が円滑に業務を遂行できるよう、地域住民に対して、介護予防・自立支援に関する知識の普及啓発活動を行います。

### (3) 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員に対する個別の相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術の指導やサービス担当者会議の開催を支援します。

### (4) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や関係機関との連携のもとに具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

## 6 認知症総合支援に関する業務

### (1) 関係機関との連携

認知症高齢者やその家族を支えるために、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行います。また認知症疾患医療センターやかかりつけ医等、早期診断・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備し、認知症高齢者や介護者・家族に相談先の情報提供を行います。

### (2) 認知症高齢者や家族への支援

認知症高齢者や家族が集える場所等を提供することで、介護相談に応じ、必要な知識や情報を提供することにより、介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう支援します。

### (3) 知識の普及

地域住民や関係機関等が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守ることができる体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行います。

地域のキャラバンメイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを養成します。

## 7 地域ケア会議推進に関する業務

### (1) 多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の生活を地域全体で支援することを目的に「弘前市地域包括支援センター地域ケア会議ガイドライン」に沿って地域ケア会議を開催します。

### (2) 地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築

個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結び付け、地域包括ケアシステムの構築を推進するために、市や生活支援コーディネーターと課題の共有を図り、密な連携に努めます。

新旧対照表

令和3年度弘前市地域包括支援センター運営方針（案）

新（令和3年度）	旧（令和2年度）
<p><b>I 方針策定の趣旨</b>                      この「弘前市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定します。</p> <p><b>II 地域包括支援センターの目的</b>                      地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を続けられるよう、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。</p> <p><b>III 運営上の基本的考え方や理念</b>  <b>1 公正・中立性の視点</b>                      地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。                      地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、不当に特定の事業所に偏らない事業運営を行います。</p>	<p><b>I 方針策定の趣旨</b>                      （略）</p> <p><b>II 地域包括支援センターの目的</b>                      （略）</p> <p><b>III 運営上の基本的考え方や理念</b>  <b>1 公正・中立性の視点</b>                      （略）</p>

## 2 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

## 3 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員が、情報の共有や相互の助言等を通じ支援の目標に向かって連携します。

市や地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

## IV 業務推進の指針

### 1 運営体制

#### (1) 事業計画の策定

地域包括支援センターは地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。

#### (2) 個人情報の保護

地域包括支援センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守します。

#### (3) 相談者のプライバシーの確保

地域包括支援センターに於いて、相談者のプライバシーが守られるような相談場所を確保します。

#### (4) 職員の資質の向上

## 2 地域性の視点

(略)

## 3 協働性の視点

(略)

## IV 業務推進の指針

### 1 運営体制

#### (1) 事業計画の策定

(略)

#### (2) 個人情報の保護

(略)

#### (3) 相談者のプライバシーの確保

(略)

#### (4) 職員の資質の向上



すべての職員に対し専門性の向上のため研修に参加できるよう業務分担等に配慮を行い、一部職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有できる体制を整えます。

(5) 苦情・事故対応

地域包括支援センターに対する苦情対応窓口を設置します。

苦情を受けた場合、または、事故があった場合にはその内容及び対応を記録し、必要に応じて速やかに市に報告します。

(6) 相談体制の利便性の確保

地域包括支援センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し、夜間、早朝、休日の窓口（連絡先）を設置し、周知を図ります。

また、住民からの相談を受付けて集約し、地域包括支援センターへつなぐことを目的に、実績のある在宅介護支援センターを地域包括支援センター協力機関（ブランチ）として活用します。

（削除）

(7) 感染症の予防と発生時の対応

職員は日ごろから健康管理を心掛け感染症の予防に努めます。

センターで感染症が発生した場合は、関連する法令に定める届出義務がある場合はこれに従うとともに、顛末を記録し市に報告します。

やむを得ずセンターを閉館する必要がある場合は、速やかに市に報告し対応を協議します。また、協議の結果を必要に応じて関係機関等へ周知します。

※感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第1項に定める感染症とする。

(8) 災害発生時の対応

職員の専門性の向上のため研修に参加できるよう業務分担等に配慮を行い、一部職員が研修を受講した場合、センター内で研修内容を共有できる体制を整えます。

(5) 苦情・事故対応

(略)

(6) 窓口機能の強化

地域包括支援センターの業務全般を効果的に推進するため、住民の利便性を考慮し、住民からの相談を受付けて集約し、地域包括支援センターへつなぐことを目的に、実績のある在宅介護支援センターを地域包括支援センター協力機関（ブランチ）として活用します。

総合相談支援業務を効果的に推進するため、実態把握や初期の相談対応業務をブランチと協力・連携して実施します。

(7) 感染症の予防と発生時の対応

(略)

(8) 災害発生時の対応

災害発生を想定した避難訓練等を定期的に行います。また、災害発生時の対応について要支援者の対応策を整備します。

## 2 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)

基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう「弘前市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱」に従い介護予防ケアマネジメントを行います。

## 3 総合相談支援業務

### (1) 地域におけるネットワーク構築

サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により活動可能な機関、団体等の把握を行うとともに、地域に社会資源がない場合には生活支援コーディネーターと連携し、その開発に努め、専門的・継続的な相談支援に当たって必要となるネットワークを構築します。

### (2) 実態把握

様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組みます。

実態把握は1カ所のランチにつき年50件を目標とします。

### (3) 総合相談支援

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の紹介等を行います。また、専門的又は緊急の

(略)

## 2 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)

基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行います。

## 3 総合相談支援業務

### (1) 地域におけるネットワーク構築

サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により活動可能な機関、団体等の把握を行うとともに、地域に社会資源がない場合にはその開発に努め、専門的・継続的な相談支援に当たって必要となるネットワークを構築します。

### (2) 実態把握

(略)

### (3) 総合相談

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の紹介等をするとともに、専門的又は緊急の対

対応が必要である場合には個別の支援計画を策定し、市から示された「相談事例の終結条件」に沿って、適切に進捗管理を行うとともに、緊急時には担当者が不在であっても対応できるよう相談記録を速やかに作成し、体制を整えます。

また、家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、その者が求めているニーズを受け止め、適切な支援に努めます。

さらに、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、センターのみでは支援・対応が困難な課題については、必要に応じて適切な支援関係機関につなぎ、連携して課題解決に努めます。

#### 4 権利擁護業務

##### (1) 成年後見制度の活用促進

高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、高齢者に親族がいる場合には、親族からの申し立てが行われるよう支援し、申し立てを行える親族がいないと思われる場合や親族があっても申し立てを行う意志がない場合には、市へ状況を報告し、申し立てにつなげます。

また、市や弘前圏域権利擁護支援センター、法務局と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動を実施します。

##### (2) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待により、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合には、市に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めます。

対応が必要である場合には個別の支援計画を策定します。

相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整えます。

#### 4 権利擁護業務

##### (1) 成年後見制度の活用促進

高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、高齢者に親族がいる場合には、親族からの申し立てが行われるよう支援します。

また、申し立てを行える親族がいないと思われる場合や親族があっても申し立てを行う意志がない場合には、市へ状況を報告し、申し立てにつなげます。

市や法務局と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報活動を実施します。

##### (2) 老人福祉施設等への措置の支援

(略)

### (3) 高齢者虐待への対応

地域住民や関係機関と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取り組みます。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)及び「弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル」等に基づき、速やかに適切な対応を行います。

### (4) 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している場合には、地域包括支援センターの専門職が相互に連携し全体で対応します。

### (5) 消費者被害の防止

市の市民生活センター等と必要に応じて連携し、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供を行うことで消費者被害の防止に努めます。

## 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### (1) 包括的・継続的なケア体制の構築

包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の居宅介護支援事業所の把握に努め、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援します。

また、地域の介護支援専門員が地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

### (3) 高齢者虐待への対応

地域住民や関係機関と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取り組みます。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)及び弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル等に基づき、速やかに適切な対応を行います。

### (4) 困難事例への対応

(略)

### (5) 消費者被害の防止

市の市民生活センターと必要に応じて情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供を行います。

## 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### (1) 包括的・継続的なケア体制の構築

包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援します。

また、地域の介護支援専門員が地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。

さらに、地域の介護支援専門員のニーズに基づき、研修会や事例検討会、多様な関係機関との意見交換の場等を設け、介護支援専門員のスキル向上を支援します。

(2) 介護支援専門員のネットワークの活用と住民の意識の醸成

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するため、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築したり、その活用を図ります。

また、介護支援専門員が円滑に業務を遂行できるよう、地域住民に対して、介護予防・自立支援に関する知識の普及啓発活動を行います。

(3) 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員に対する個別の相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術の指導やサービス担当者会議の開催を支援します。

(4) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、地域包括支援センターの各専門職や関係機関との連携のもとに具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

6 認知症総合支援に関する業務

(1) 関係機関との連携

認知症高齢者やその家族を支えるために、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行います。また認知症疾患医療センターやかかりつけ医等、早期診断・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備し、認知症高齢者や介護者・家族に相談先の情報

(2) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するため、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築したり、その活用を図ります。

(3) 日常的個別指導・相談

(略)

(4) 支援困難事例等への指導・助言

(略)

6 認知症総合支援に関する業務

(1) 関係機関との連携

(略)

提供を行います。

### (2) 認知症高齢者や家族への支援

認知症高齢者や家族が集える場所等を提供することで、介護相談に応じ、必要な知識や情報を提供することにより、介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう支援します。

### (3) 知識の普及

地域住民や関係機関等が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守ることができる体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行います。

地域のキャラバンメイトと連携・協力し、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターを養成します。

## 7 地域ケア会議推進に関する業務

### (1) 多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の生活を地域全体で支援することを目的に「弘前市地域包括支援センター地域ケア会議ガイドライン」に沿って地域ケア会議を開催します。

### (2) 地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築

個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結び付け、地域包括ケアシステムの構築を推進するために、市や生活支援コーディネーターと課題の共有を図り、密な連携に努めます。

### (2) 認知症高齢者や家族への支援

(略)

### (3) 知識の普及

(略)

## 7 地域ケア会議推進に関する業務

### (1) 多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の生活を地域全体で支援することを目的に地域ケア会議を開催します。

### (2) 地域課題の解決による地域包括ケアシステムの構築

個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結び付け、地域包括ケアシステムの構築を推進するために、市と課題の共有を図り、密な連携に努めます。

●事務局から以下について説明

1 弘前市高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る基本方針、基本的事項

2 弘前市の健康課題

(1) 弘前市の健康課題を健診、医療、介護データから考える

資料P71

生活習慣・環境要因、社会的条件を踏まえ、死亡、介護、医療、健診のデータから、死亡は、65歳未満死亡割合が県より高く、心臓病、腎不全による死亡率が県、同規模市より高い。介護では、1件当たりの介護給付費が高く、介護認定者の有病状況は、糖尿病、筋・骨格が、県より高い。医療では、後期高齢者の1人当たりの医療費が県で10位と高く、脳血管疾患による入院が高くなっているが、外来はそれほど高くない。健診では、有所見状況が、65～74歳で肥満、高血圧、糖尿病、腎のすべての項目において同規模市より高い。

(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を考える基礎資料

資料P72

生活圏域別、年代別、フレイルに至るプロセスから予防を考え、生活習慣病、加齢とその他によるリスクとメカニズムを踏まえ、健診、医療・介護レセプト情報を突合して整理した。

3 令和2年度の取組

生活圏域毎にハイリスクとポピュレーションアプローチの双方実施することとしている。

(1) 高齢者に対する個別支援(ハイリスクアプローチ)

○低栄養防止・生活習慣病の重症化予防の取組

ア 糖尿病性腎症重症化予防

対象：令和元年度、2年度の後期健診受診者でHbA1c8.0%以上の未受診者。

内容：国保年金課の保健師、管理栄養士が、訪問により受診状況等確認し保健指導。訪問後、弘前市医師会(糖尿病専門医)と相談し、今後の保健指導等について検討する。

イ 高血圧重症化予防

対象：令和元年度、2年度の後期健診受診者で、Ⅱ度高血圧(160/100mmHg以上)で健診受診時75歳の未受診者。

内容：健康増進課の保健師が、電話、訪問により受診勧奨、保健指導を実施。未受診で本人の了解を得られた時、高血圧精密検査依頼書を発行し、受診時持参してもらう。医療機関から保健指導連絡票が来た後、血圧管理手帳を活用し保健指導を実施する。

(2) 通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)

当市の健康課題をもとに、国保年金課、健康増進課の保健師、管理栄養士が、通いの場14か所、地区健康講座3か所で健康教育、健康相談等を実施する。

●検討結果

第8期介護保険事業計画への掲載について

弘前市において、今後、本事業の本格実施に向けた体制整備を推進していくことを計画に記載する旨了承が得られた。

弘前市の健康課題を健診・医療・介護データから考える

生活習慣・環境要因

人口動態
・人口の増減 (人)
H25 R1 増減率
人口 (4月1日時点) 179,449 170,508 -5.0%

65歳以上高齢者の割合
(3月31日時点) H25 R1
高齢化率 27.0% 31.9%

65歳以上1人暮らし世帯
(3月31日時点) H25 R1
65歳以上単身世帯 13,371 16,833
17.2% 21.2%

国保の状況 (世帯)
H25 H30
総世帯数 77,970 71,458
国保世帯数 30,843 26,527

年齢別被保険者 (人)
R1 男性 女性 合計
39歳以下 4,859 4,369 9,228
40~64歳 7,319 7,624 14,943
65~74歳 7,860 9,914 17,774
65~69歳 283 203 486
70~84歳 7,179 10,900 18,079
85歳以上 2,522 6,672 9,194

産業別就業者割合
H25年度 R1年度 増減率
第1次 15.5% 15.4% -0.6%
第2次 16.7% 16.9% 1.2%
第3次 67.8% 67.7% -0.1%

第1次産業は男女ともに年齢が高くなるにつれて就業者数が増加している。
・65歳以上の就業者割合
男性：42.9% 女性52.4%

農業従事者 (戸)
H17年度 H22年度 H27年度
専業農家 2,148 2,168 2,529
兼業農家 5,153 4,370 3,190
総数 7,301 6,538 5,719

農業経営体は5947経営体で県内最多。300万以上の販売規模の大きい経営体が増加傾向。
・基幹的農業従事者は減少傾向。平均年齢は年々上昇し、75歳以上の割合が増加傾向にある。
・果樹類の作付けが増加傾向にあり、H27は4255経営体(74.3%)で県内最多。稲作は減少傾向。
・作物別ではりんご4,945、水稲3,045の順に多い。

社会的条件

保健師・栄養士数の推移 (人)
H19年度 R1年度
常勤保健師数 27 34
(再)保健部門 24 (88.9%) 28 (82.4%)
(再)国保部門 0 (0.0%) 4 (11.8%)
(再)介護部門 2 (7.4%) 2 (5.9%)
(再)障がい部門 1 (3.7%) 0 (0.0%)
常勤管理栄養士数 0 1

医療の概況 人口千対
R1年度 弘前市 青森県 同規模
病院数 0.3 0.3 0.3
診療所数 4 2.9 3.4
病床数 72.3 57.7 55.4
医師数 18.3 9 10.9
外来受診率 727.452 730.894 700.525
入院率 18,131 19,252 18,160

専門医※2医師数 (人)
R2.3時点 弘前市 青森県 (大病院除く)
糖尿病 17 55 6
高血圧 3 5 1
腎臓病 18 30 7

介護施設サービスの概況 (施設数)
・介護保険外サービス
弘前市 (R1) 青森県 (H30)
養護老人ホーム(一般・盲) 2 10
軽費老人ホーム(A・B) 1 2
ケアハウス 3 25
有料老人ホーム 63 431
サービス付き高齢者住宅 2 2

介護保険サービス
弘前市 (R1) 青森県 (H30)
介護老人福祉施設 11 96
介護老人保健施設 10 64
介護療養型医療施設 2 20
認知症対応型共同生活介護 44 321

●食品の購入、食環境
デパート、百貨店：3店舗
市場：2か所
スーパー：26店舗
コンビニ(商店除く)：91店舗

健診

特定健診受診率
H25年度 H30年度 増加率
弘前市 25.6% 34.6% 35.2%
青森県 31.8% 38.0% 19.5%
県内順位 34位 29位

特定保健指導実施率及び県内順位
H25年度 H30年度 増加率
弘前市 28.2% 45.4% 61.0%
青森県 34.7% 46.2% 33.1%
県内順位 29位 24位

健診有所見状況 (人)
40~64歳 H25年度 H30年度
肥満 BMI※3 25.0以上 1,210 (27.3%) 1,268 (30.5%)
高血圧 II度※4以上 227 (5.1%) 269 (6.5%)
糖尿病 HbA1c※5 6.0以上 (再)HbA1c 8.0以上 540 (12.2%) 842 (20.3%)
尿蛋白 +以上 54 (1.2%) 205 (4.9%)
e-GFR※6 60.0未満 237 (5.4%) 297 (7.1%)

65~74歳 H25年度 H30年度
肥満 BMI 25.0以上 1,559 (26.3%) 2,196 (28.4%)
高血圧 II度以上 420 (7.1%) 624 (8.1%)
糖尿病 HbA1c 7.0以上 (再)HbA1c 8.0以上 986 (16.6%) 2,435 (31.5%)
尿蛋白 +以上 111 (1.9%) 548 (7.1%)
e-GFR 60.0未満 927 (15.6%) 1,519 (19.6%)

後期健診受診率および県内順位
H27年度 H30年度 増加率
弘前市 19.0% 22.1% 16.3%
青森県 20.6% 23.0% 11.7%
県内順位 17位 18位

健診有所見状況 (人)
65~74歳 H27年度 H30年度
肥満 BMI 25.0以上 55 (34.8%) 74 (38.7%)
高血圧 II度以上 15 (9.5%) 8 (4.2%)
糖尿病 HbA1c 7.0以上 (再)HbA1c 8.0以上 8 (5.1%) 15 (8.0%)
尿蛋白 +以上 16 (10.1%) 20 (10.7%)
e-GFR 45.0未満 0 (0.0%) 15 (7.9%)

75歳以上 H27年度 H30年度
肥満 BMI 25.0以上 1,303 (26.4%) 1,665 (27.9%)
高血圧 II度以上 484 (9.8%) 602 (10.1%)
糖尿病 HbA1c 7.0以上 (再)HbA1c 8.0以上 249 (5.0%) 323 (5.5%)
尿蛋白 +以上 445 (9.2%) 667 (11.3%)
e-GFR 45.0未満 27 (12.4%) 625 (10.5%)

●食塩摂取の傾向
・男性の方が多く摂取する傾向にあり、年齢別では20代から摂取量が増加し40代がピーク。
・摂取内容は、全体的にみそ汁・スープによる摂取が多く、男性では麺類及びその汁による摂取が多い。

医療

医療費
・国保1人当たり医療費
H25年度 H30年度
県内順位 14位 (23.4万) 24位 (26.5万)
(国保国鑑)

後期1人当たり医療費
H25年度 H30年度
県内順位 8位 (65万) 10位 (65.2万)

国保 入院医療費 (人口千対)
R1年度 弘前市 青森県
1人当たり医療費(円) 114,835 113,460
費用割合 39.9% 39.5%

国保 入院外医療費 (人口千対)
R1年度 弘前市 青森県
1人当たり医療費(円) 173.1 173.5
費用割合 60.1% 60.5%

疾患別・入院外来別医療費
県内順位 入院 入院外
H28年度 R1年度 H28年度 R1年度
脳血管疾患 8位 6位 9位 16位
心疾患 16位 14位 21位 23位
腎不全 26位 17位 8位 19位
高血圧 18位 6位 20位 29位
糖尿病 12位 5位 22位 21位
脂質異常症 12位 4位 9位 16位

人工透析の概況
年度3月末時点 H25年度 R1年度
慢性透析患者数 118 (0.3%) 88 (0.3%)
うち糖尿病性腎症 24 (20.3%) 25 (28.4%)
うち糖尿病有病者 63 (53.4%) 48 (54.5%)
うち高血圧有病者 110 (93.2%) 75 (85.2%)

●データの典拠について
表下部に表記のないものについては、すべてKDB(国保データベースシステム)より抽出している。KDBとは、国保連合会が運営する、「特定健診・特定保健指導」「医療(後期高齢者医療含む)」「介護保険」の統計情報やデータを提供する、保健事業に特化したシステムである。

- 語句の説明
※1 国保国鑑：青森県国保連合会が作成する、医療費や保険税など国保事業に関する県内自治体の実態を掲載した資料。
※2 専門医：各学会で認定される、それぞれの診療領域において適切な教育を受け、十分な診療技能を修得し、患者から信頼される標準的な専門医療を提供できる医師。
※3 BMI：ボディマス指数。体重と身長の関係から算出される、肥満度を表す体格指数。
※4 II度高血圧：収縮期血圧が160~179mmHg、または拡張期血圧が100~109mmHgとなる血圧値。III度高血圧では、収縮期血圧が180mmHg以上、または拡張期血圧が110mmHg以上となる。
※5 HbA1c：ヘモグロビンに糖が結合した物質。糖尿病のコントロール状態を評価を行うための指標。
※6 e-GFR：糸球体濾過量。腎臓がどれくらいの血液を濾過して尿を作れるかを示す値であり、尿蛋白とともに腎機能の評価を行う指標。
※7 平均自立期間：日常生活動作が自立している期間の平均のこと。
※8 平均余命：ある年齢の人々があと何年生きられるかという期待値。
※9 標準化死亡率：人口構成の違いを除去して死亡率を比較するための指標。全国平均を100としており、100より大きい場合は死亡率が高いということになる。

介護

介護の状況
H25年度 R1年度
介護認定率 10.3% 9.5%
(うち1号認定※) (23.4%) (20.1%)
1件当たり介護給付費(円) 市 61,842 72,022
県 65,875 71,639
※1号認定者は年度内新規認定者を含む

介護認定内訳
R1年度 弘前市 青森県
1号認定率 20.1% 19.3%
構成割合
要支援1・2 5.0% 3.0%
要介護1・2 7.9% 8.0%
要介護3以上 7.2% 7.9%
2号認定率 0.4% 0.5%

介護認定者の有病状況
R1年度 弘前市 青森県
心臓病 54.4% 56.8%
脳疾患 21.8% 24.5%
高血圧 48.9% 50.9%
糖尿病 22.8% 21.8%
脂質異常症 25.3% 26.5%
筋・骨格 47.0% 45.8%
精神 36.1% 36.7%
(再)認知症 22.7% 23.9%

※同規模自治体と比べて認定率の高い疾病を太字で表示

死亡

自立期間・余命 (歳)
市町村単位
期平均自立期間※7
市 76.7 78 82.8 83.2
県 76.7 77.5 82.3 82.9
平均余命※8
市 78.2 79.4 86.5 86.4
県 78.2 79 86 86.3

※平均自立期間は、平均余命から不健康期間を除いて求める値のうち、95%信頼区間の平均値を求める。なお、ここでの平均自立期間は、要介護2以上のかたを対象として算出している。

標準化死亡率※9
男性 女性
H25年度 R1年度 H25年度 R1年度
弘前市 124.5 118.4 111.8 111.5
青森県 121.1 119.8 110 109.6

疾患別の死因割合
弘前市 県
H25年度 R1年度 H25年度 R1年度
心臓病 27.0% 26.9% 26.7% 25.7%
脳血管疾患 18.7% 16.2% 18.5% 16.7%
腎不全 4.1% 3.9% 4.3% 3.7%
糖尿病 1.9% 1.4% 2.2% 2.4%

65歳未満死亡割合
男性 女性
H25年度 R1年度 H25年度 R1年度
弘前市 17.2% 13.8% 10.1% 6.8%
青森県 17.7% 13.6% 8.7% 6.6%

(青森県保健衛生統計)



C 重症化予防

★健康寿命の延伸(生涯現役) 地域差指数は、年齢補正し、全国平均を1として、指数化したもの

日常生活圏域	人口	高齢化率	【健康】																【医療】レセプト																									
			平均自立期間(要介護2以上)				平均余命				医療費(地域差指数) H29年度		④介護認定率	①被保険者数	②健診受診率		⑩体格(健診結果)						③医療機関受診	③生活習慣病対象者(生活習慣病の医療機関受診者)	⑥短期目標の疾患(生活習慣病受診者のうち)						⑦短期目標の疾患とする合併症													
			男		女		男		女		男	女			国保	後期	75~	BMI18.5未満			BMI25以上				高血圧			糖尿病			C'糖尿病+高血圧			高血圧+合併症			糖尿病+合併症							
			男	女	男	女	男	女	国保	後期	75~	40~64	65~74	75~	40~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64
弘前市	170,452	31.7	78.0	83.2	79.4	86.4	13.8	6.8	0.96	0.87	8,166	30.6	14,985	17,961	26,667	10,786	5,985	220	379	421	1,139	1,995	1,677	11,949	16,238	25,320	4,915	10,913	21,211	3,825	9,182	18,320	2,054	4,658	8,871	1,316	3,539	7,427	1,382	3,881	11,907	873	2,381	6,388
第一地域	26,814	29.0									31.0	23.13	3,179	4,765	29.6	20.2	9.6	6.6	6.8	23.8	23.6	28.9	79.5	91.6	95.3	30.9	59.8	78.6	74.9	82.3	85.5	43.0	45.2	43.0	26.8	33.1	35.9	42.0	43.2	65.2	46.6	49.6	72.1	
第二地域	19,495	34.5									30.6	7.31	10,13	16,17	32.3	24.4	6.6	6.7	6.0	29.8	27.4	28.7	80.5	91.4	95.4	31.9	59.9	79.9	80.9	86.1	86.5	39.6	42.7	40.4	25.9	33.2	33.9	34.6	40.2	64.4	42.6	51.3	73.4	
第三地域	31,350	32.8									32.4	4,404	5,987	8,867	29.1	23.0	7.5	6.2	8.1	28.2	21.2	29.6	78.2	90.5	95.5	29.3	57.6	78.0	73.6	80.8	85.4	46.6	43.9	44.7	28.9	31.7	37.1	42.0	43.8	67.0	39.5	50.3	71.3	
東部	29,340	23.4									31.1	3,192	4,245	6,065	28.2	19.8	8.0	6.1	6.6	22.1	24.6	27.3	79.6	92.2	95.3	30.8	61.4	79.3	74.7	80.4	86.0	42.5	46.3	44.7	26.5	33.7	37.3	39.4	45.6	66.6	43.3	51.5	71.2	
西部	12,114	36.5									31.4	1,558	1,415	2,247	33.5	20.4	5.8	4.1	7.0	41.3	34.5	26.0	83.4	90.4	94.7	40.3	63.6	82.2	83.8	88.0	91.1	37.8	33.5	33.2	28.3	27.0	29.1	32.9	35.3	55.5	41.1	45.4	69.0	
南部	37,339	34.9									30.3	4,741	6,369	9,339	32.9	27.5	5.5	5.3	7.1	30.9	29.7	28.5	80.7	91.6	95.8	34.5	64.2	80.9	76.7	83.1	86.9	47.3	47.3	46.4	30.9	36.1	38.8	37.6	43.7	60.0	42.9	52.5	66.7	
北部	14,000	36.7									31.4	2,312	1,843	2,547	31.1	13.6	3.7	3.0	7.3	33.2	33.1	28.3	82.5	90.4	94.4	36.5	63.1	80.8	80.6	87.8	87.7	34.2	34.3	32.7	21.5	26.5	27.5	29.4	37.7	61.7	37.6	49.0	66.5	

注：KDBは、行政区別の分析のため、日常生活圏域区分は左記とした。第一地域 3.4.7.10行政区、第二地域 4.5.14行政区、第三地域 2.6.7.8.11.12.13行政区、東部 7.11.12.21行政区、西部 15.22行政区、南部 19.12.13.20.23行政区、北部 16.17.18.19行政区。

D 介護予防

加齢によるその他の疾患

日常生活圏域	【医療】レセプト									【介護レセプト】									【医療】レセプト								【介護レセプト】								A 健康状態不明者			B 未治療者・臓器障害あり				
	⑧ 中長期目標の疾患(被保険者割)									⑨ 中長期疾患のうち介護認定者									⑭ 生活習慣病との重なり(高血圧・糖尿病)				⑩ 加齢によるその他の疾患(被保険者割)				⑪ 加齢による疾患のうち要介護認定者															
	脳血管疾患			虚血性心疾患			心不全			腎不全			脳血管疾患			虚血性心疾患			心不全			腎不全			骨折		認知		骨折		認知症		骨折		認知症							
	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~	40~64	65~74	75~
弘前市	529	1,476	6,111	573	1,777	5,703	839	2,230	7,573	657	1,219	3,449	75	133	2,797	10	48	1,843	29	70	3,022	23	55	1,445	410	2,660	12	3,246	697	3,322	176	4,018	37	1,672	88	3,114	2,854	1,534	1,027	138	414	571
第一地域	4.0	9.0	22.8	3.7	9.4	20.0	5.0	11.0	27.2	5.2	7.5	14.3	11.2	7.6	46.2	0	1.5	34.3	3.5	2.1	41.5	1.8	4.8	4.2	61.3	79.5	76.7	78.1	3.3	14.2	0.7	14.5	5.7	48.6	60.0	81.1	19.9	7.9	3.5	0.8	2.2	1.5
第二地域	3.0	7.8	22.0	4.2	9.9	22.1	5.2	12.5	28.4	3.8	6.1	13.7	12.2	8.3	44.2	1.4	2.3	32.8	1.3	3	40	3.8	4.1	39.2	62.0	82.4	87.2	80.3	4.0	13.4	0.9	14.6	7.8	51.2	43.6	76.8	18.8	8.2	3.4	1.3	2.2	2.4
第三地域	3.9	8.5	22.8	3.7	9.9	22.5	5.1	11.2	27.4	4.7	6.3	13.8	17.3	8.9	47.4	1.2	3.5	35.1	3.2	4.2	41.4	6.7	7.1	43.4	59.0	78.7	54.2	82.8	3.0	12.5	1.1	16.1	2.5	52.5	50.0	81.3	21.8	9.4	4.0	0.4	2.8	2.2
東部	3.9	9.7	24.3	3.8	11.2	22.0	5.5	12.3	28.6	4.6	7.6	14.2	17.1	7.7	46	3.9	2.9	31.3	7.2	2.6	39.4	4.5	6.2	41.2	57.2	77.9	70.2	80.3	3.5	12.2	1.1	15.8	4.6	51.4	54.2	80.8	19.8	7.5	3.6	0.4	2.2	1.5
西部	4.3	8.3	24.4	3.0	6.5	16.7	5.5	11.2	16.6	5.6	5.0	11.9	20.6	16.8	46.6	1.2	5.5	29.5	0.7	1	50.3	5.1	1.1	45.4	52.5	82.5	52.3	79.7	4.4	12.3	1.3	13.8	5.4	45.9	38.6	75.3	15.6	9.1	3.9	1.1	3.2	2.8
南部	3.9	8.3	18.0	4.1	11.1	20.1	6.4	13.6	29.1	4.0	6.6	11.4	15.2	10.7	39.7	0.6	3.2	27.3	5.1	4.2	39.1	2	3.8	45.5	60.4	66.9	76.0	83.4	4.2	10.0	1.1	15.5	4.1	42.3	55.8	76.6	18.1	7.7	3.1	0.8	2.2	3.4
北部	2.9	7.0	23.6	3.5	7.7	19.7	4.9	11.4	26.6	4.9	7.7	12.1	9.2	8.5	41.4	0.7	1.2	28.5	2	1.8	36.9	0	0.7	37.1	51.2	77.1	60.8	77.5	4.8	13.5	1.0	14.1	5.8	44.6	38.3	70.3	16.5	9.2	3.7	1.1	1.7	1.5

参考【KDB】介入支援対象者一覧(栄養・重症化予防) (R1年度分)、介護支援対象者一覧(服薬管理) (R1.7作成分)、厚生労働省様式1-1 (R1.6-R2.5作成)、後期高齢者の医療(健診)・介護実況状況 (R2.5作成分)、【特定健診等データ管理システム】FKAC171 (R1年度分)

平成31年度地域包括支援センター収支決算状況

(1) 包括的支援事業

(単位:円)

		弘前市第一 地域包括支援 センター		弘前市第二 地域包括支援 センター		弘前市第三 地域包括支援 センター		弘前市東部 地域包括支援 センター		弘前市西部 地域包括支援 センター		弘前市南部 地域包括支援 センター		弘前市北部 地域包括支援 センター		合計	
収入	市委託料	20,945,000	72.7%	21,385,000	83.5%	28,969,000	75.1%	20,945,000	85.9%	20,945,000	88.9%	38,856,000	85.9%	26,505,000	83.5%	178,550,000	81.9%
	ケアマネジメント収入	7,878,160	27.3%	4,228,800	16.5%	9,619,340	24.9%	3,405,700	14.0%	2,618,740	11.1%	6,373,230	14.1%	5,251,870	16.5%	39,375,840	18.1%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	36,000	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	36,000	0.0%
	収入合計	28,823,160		25,613,800		38,588,340		24,386,700		23,563,740		45,229,230		31,756,870		217,961,840	
支出	人件費	25,021,460	86.8%	21,225,572	82.9%	34,976,102	90.6%	18,156,762	74.5%	18,649,859	79.1%	30,723,058	67.9%	21,425,993	67.5%	170,178,806	78.1%
	事務費	1,419,700	4.9%	1,654,759	6.5%	1,891,366	4.9%	2,709,855	11.1%	1,007,570	4.3%	4,599,199	10.2%	1,763,265	5.6%	15,045,714	6.9%
	管理費	352,000	1.2%	293,469	1.1%	866,612	2.2%	782,469	3.2%	1,906,311	8.1%	1,283,903	2.8%	1,007,612	3.2%	6,492,376	3.0%
	委託料	2,000,000	6.9%	2,440,000	9.5%	886,430	2.3%	2,121,464	8.7%	2,000,000	8.5%	8,623,070	19.1%	7,560,000	23.8%	25,630,964	11.8%
	その他	30,000	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	616,150	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	646,150	0.3%
	支出合計	28,823,160		25,613,800		38,620,510		24,386,700		23,563,740		45,229,230		31,756,870		217,994,010	

施設管理運営費

施設管理運営費

支払利息  
施設整備借入償還

車両運搬具取得費

(2) 介護予防支援事業

(単位:円)

		弘前市第一 地域包括支援 センター		弘前市第二 地域包括支援 センター		弘前市第三 地域包括支援 センター		弘前市東部 地域包括支援 センター		弘前市西部 地域包括支援 センター		弘前市南部 地域包括支援 センター		弘前市北部 地域包括支援 センター		合計	
収入	ケアマネジメント収入	16,380,420	100.0%	13,819,130	99.7%	23,504,590	99.6%	10,220,210	99.6%	8,738,890	98.8%	24,748,040	99.9%	11,414,452	100.0%	108,825,732	99.7%
	その他	0	0.0%	35,418	0.3%	100,373	0.4%	37,425	0.4%	108,540	1.2%	19,790	0.1%	2,160	0.0%	303,706	0.3%
	収入合計	16,380,420		13,854,548		23,604,963		10,257,635		8,847,430		24,767,830		11,416,612		109,129,438	
支出	人件費	11,372,520	69.4%	10,048,679	72.5%	17,843,253	71.3%	3,979,061	40.7%	5,265,125	76.5%	19,034,900	76.3%	7,843,157	72.4%	75,386,695	70.0%
	事務費	552,880	3.4%	1,323,798	9.6%	1,573,556	6.3%	403,873	4.1%	263,796	3.8%	2,780,722	11.1%	341,646	3.2%	7,240,271	6.7%
	管理費	269,000	1.6%	201,143	1.5%	638,054	2.6%	10,000	0.1%	480,619	7.0%	412,647	1.7%	283,669	2.6%	2,295,132	2.1%
	委託料	4,156,020	25.4%	1,939,149	14.0%	4,966,506	19.8%	5,386,203	55.1%	873,261	12.7%	2,723,740	10.9%	2,365,830	21.8%	22,410,709	20.8%
	その他	30,000	0.2%	341,779	2.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	371,779	0.3%
	支出合計	16,380,420		13,854,548		25,021,369		9,779,137		6,882,801		24,952,009		10,834,302		107,704,586	